



我田引水

公平な水利を得られないパレスチナ人

アムネスティ・インターナショナル



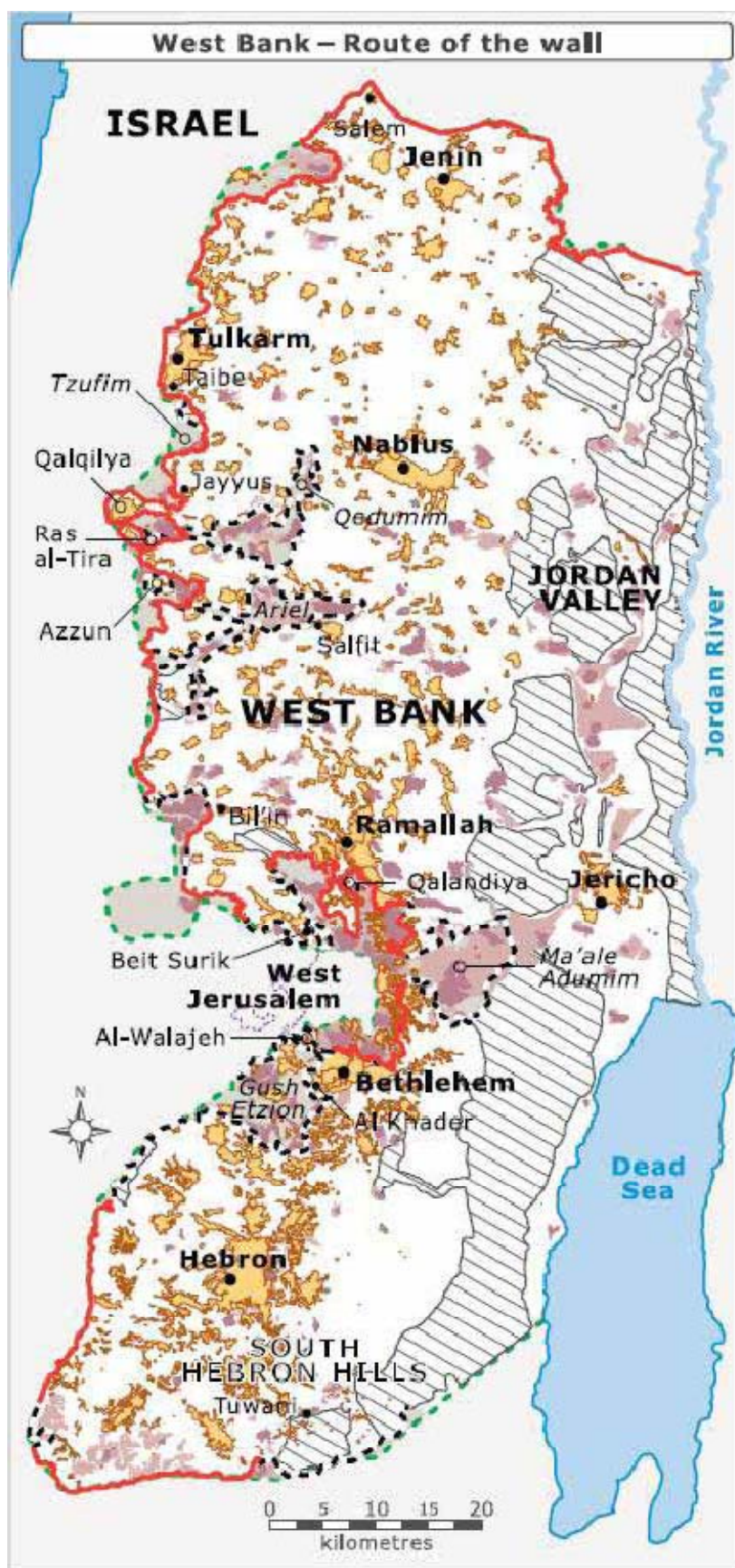
目次

はじめに	8
歴史的背景.....	11
イスラエルと被占領パレスチナ地域の水資源	12
地下水源	12
地表水源	13
水資源の不平等なアクセス.....	14
西岸地区： イスラエルが共用資源を過剰取水	14
ガザ地区：安全ではない水の供給	15
イスラエルの軍令	17
オスロ合意：イスラエルの資源支配を制度化	22
合意に規定された水資源の不平等なアクセス	25
イスラエルの主張：現状維持.....	27
否認の政策.....	28
ガザ地区における水危機	30
しばんでいく資源.....	31
共同水委員会（JWC）－見せかけの共同事業	33
水利計画を妨げている軍の許可体制.....	35
追放の手段としての水資源へのアクセスの制限.....	42
貯水槽の破壊－狙われやすい脆弱なコミュニティ	43
南へブロン丘陵	45
ヨルダン溪谷における給水車の押収.....	47
農業用水設備の破壊	50
水道網がつながっている違法なイスラエル人入植地	53
フェンス・壁－水の利用を妨げるもの	53
近づけない水の豊かな土地	54
コスト負担－フェンス・壁により生じた問題の解決	58
水へのアクセスに影響を及ぼす移動制限	60
軍事攻撃で破壊される水インフラ	63
「キャスト・レッド」（Cast Lead）作戦におけるガザ地区の水施設の損害	65
イスラエル軍の軍事作戦による水施設の損害	67
健康への影響	67
イスラエル人入植者による水施設への攻撃.....	70
パレスチナ自治政府とパレスチナ水道局の失敗と管理不行き届き	72
下水処理の機能不全－水資源の危機	74
被占領パレスチナ地域での水供給保全の失敗：イスラエル	75
被占領パレスチナ地域での水供給保全の失敗：パレスチナ自治政府とパレスチナ水道局	78
国際資金援助機関の役割	80
国際法：水を手に入れる権利	82
国際人権法.....	83
国際人道法.....	86
被占領パレスチナ地域において適用可能な国際法	88
国際法と越境地下水源の利用	89
結論と勧告.....	92



凡例：(上から) 地下水の境界、グリーンライン、フェンス・壁を示す線

帯水層：(上から) 山岳帯水層：東部、山岳帯水層：北東部、山岳帯水層：西部、カルメル山帯水層、沿岸帯水層、ネゲブ・アラヴァ帯水層、ティベリアス帯水層、西ガリラヤ帯水層



西岸地区 壁のルート

東エルサレムを含む西岸地区：1967年6月以降イスラエルが占領
総面積 5600 km²：南北約 130km 東西約 65km
イスラエルの不法入植地および「入植前哨地」の数：200 以上
イスラエル軍の検問所、封鎖、障害物の数：550 以上
フェンス・壁：全長 709km、80%が西岸地区内のパレスチナ領土にある

凡例

フェンス・壁
建設中のフェンス・壁
グリーンライン
パレスチナ人の町/村
イスラエル人入植地
イスラエル軍用封鎖地域

「水は命です。水がなければ生きていけません。人も動物も植物も死んでしまいます」

「水は命です。水がなければ生きていけません。人も動物も植物も死んでしまいます。以前はいくらか水がありました。でもイスラエル軍が何もかも破壊してしまい、遠くから運ばなくてはならなくなりました。大きな困難を伴うしお金もかかります。彼らは私たちを不自由な目に会わせて追い出そうとしているのです。イスラエル兵は家屋や小屋を破壊し、羊を殺し、木々を引き抜き、さらに貯水槽まで破壊したのです。先祖代々伝わる古い貯水槽でした。こうした行為は犯罪ではないでしょうか。水は何より貴重です。水が手に入らないので悪戦苦闘の毎日です」。

2008年4月、南ヘブロン丘陵にあるパレスチナの村のスシャに住むファーティマ・アルナワジャがアムネスティ・インターナショナルに語った言葉



【写真】スシャ（Susya）で貯水槽から水を汲むパレスチナ女性 © Shabtai Gold (IRIN)

イスラエル軍は1999年と2001年にスシャを攻撃し、住居として使っていた古くからの洞窟や小屋、乾期に備えて雨水を貯めておく貯水槽のほとんどを破壊した。1999年11月、イスラエル軍は洞窟を封鎖して使用できないようにし、住居や貯水槽を破壊して住民を強制退去させた。2000年3月にはイスラエル最高裁判所は洞窟に住んでいた人たちに対する軍の退去命令を一時差し止め処分にした。裁判は現在も係争中だが、住民の帰郷が可能になり、当面は強制退去させられることはなくなった。住民は土地にとどまることができるようになったが、いずれは退去させられるのではという不安と、水がほとんどない生活を強いられている。

イスラエル軍がパレスチナ村民の水の使用をますます厳しく制限し、家屋や財産を破壊すると脅し続けた結果、パレスチナ村民の半分以上が土地を去らざるを得なくなった。

2001 年 7 月 3 日、イスラエル軍はスシャをはじめ近くにあるいくつかのパレスチナの村を攻撃し、多数の家屋と給水設備を破壊した。¹ 村の雨水貯水槽をブルドーザーで叩き壊し、砂利とセメントを流し込んで二度と使えないようにした。中には何世紀も昔から使われていた貯水槽もあった。更に、非政府組織が村民のために提供した温水ソーラーパネルも粉々にした。壊されずに済んだ貯水槽もいくつかはあったが、それらを含め、現在村民が住居として使用しているテントや小屋、やっと作った唯一のトイレまでもが破壊命令の対象になっている。



【写真】イスラエル軍によって破壊されることになっているスシャのトイレ ©AI

「建設許可なしに建てられていたので破壊した」というのがイスラエル政府による表向きの理由である。しかし、イスラエル軍は意図的にこの地区のパレスチナ人に建設許可を与えないのである。明らかにこの地区のパレスチナ人を追い出して、近くにあるイスラエル入植地スシヤ（Sussia）（1983 年入植開始）を拡大していくことが目的である。1990 年代に入植が拡大するにつれ、イスラエル人入植者のパレスチナ村民に対する嫌がらせや、南ヘブロン丘陵にある村や洞窟で暮らすパレスチナ人を追い出そうとするイスラエル軍の迫害が一段と強まった。これらの人びとはパレスチナ人のコミュニティでもっとも弱い立場におかれている人たちである。

2008 年 9 月、イスラエル軍は残っていた村民に対し、村に隣接する 150 ドゥナム（15 ヘクタール）を軍事命令により「軍用封鎖地域」にすると宣言。域内にある 13 の雨水貯水槽の使用を許可せず住民の水不足はさらに深刻化した。

その一方で、国際法に違反してイスラエル人が入植したスッシャには水が豊富にある。スイミング・プールや灌漑で青々と茂ったぶどう園、ハーブ農園、芝生などは乾季でも枯れることはなく、すぐ近くにある乾ききったパレスチナの村々とは際立った対照をみせている。

はじめに

長い間、被占領パレスチナ地域（OPT）の住民にとって、安全で十分かつきれいな水へのアクセスが不十分であることが、問題とされてきた。² 近年の干ばつによる水不足により悪化した面はあるものの、基本的にはイスラエルのパレスチナ住民に対する差別的な水政策とその実行により問題が発生している。この差別は、パレスチナ住民の水に対する人権、食料と住居の人権、仕事と健康の人権を含む、人間らしい生活水準を保つ権利を広範囲に侵害している。

イスラエル人とパレスチナ人の水へのアクセスの不平等さは、驚くべきものである。被占領パレスチナ地域住民の水の消費量は一人 1 日当たり約 70 リットルで、世界保健機関（WHO）が推奨している 1 日当たり 100 リットルをはるかに下回っている。一方イスラエル人の一人 1 日当たりの消費量は約 300 リットルでほぼ 4 倍である。いくつかの農村では、この平均の 70 リットルをはるかに下回る量、時には 1 日たった 20 リットルで生き延びているパレスチナ人もいる。この量は WHO が非常時に家庭で使用する水の量として勧告されている最低限の量である。³

被占領パレスチナ地域の住民の水資源へのアクセスはイスラエルに支配されており、パレスチナ住民が手に入れられる水の量は需要に見合わず、水資源の公正で平等な分配に満たないレベルに制限されている。イスラエルは被占領地内の唯一の地下水源である山岳帯水層の水の 80%以上を利用しており、そしてまた、パレスチナ人が利用を認められていないヨルダン川の地表水を全て利用している。

イスラエルが西岸を占領して 40 年以上になる現在も、農村に住んでいる 18 万から 20 万人のパレスチナ人は水道にアクセスできず、水道につながれている町や村でさえ、しばしば蛇口をひねっても水が出ないというのが現状であり、これは驚くべき不平等なシステムである。給水制限は当たり前で、夏だけではないが、特に夏場は、週に 1 日だけとか数週間に 1 日だけ、近隣やあちこちの村の住民が水道の水を利用できる。結果的に、多くのパレスチナ人は割高でしばしば質の悪い水を移動給水車から買うしかないのである。近年失業や貧困が増加しており、可処分所得が減少し、被占領地のパレスチナ人家族は収入のかなりの割合、4 分の 1 かそれ以上を水に費やさなければならない。

ガザ地区では、唯一の水資源である沿岸帯水層南端は住民の水需要に不十分だが、イスラエルは西岸からガザへ水を運ぶことを許していない。帯水層は、過剰取水と下水や海水の流入により、水量が激減し汚染されている。そしてその水の 90 から 95%は、汚染のため人間の消費には適さない。飲料水媒介の感染症がよくみられる。

近年イスラエルがインフラの開発や修理に必要な資材や装置のガザ地区への搬入を厳しく規制しているために、ガザ地区の水と衛生の状態はより悪化し、危機的状況に達している。

被占領パレスチナ地域の水不足と衛生状態の悪さは、パレスチナ人全員、特に最貧層で、最も弱い、孤立した地方の村や過密な難民キャンプなどに住んでいる人びとに影響を及ぼしている。

被占領パレスチナ地域に住んでいるパレスチナ人は公平な水資源の配分を受けられず、ますます水の供給不足の影響を受けているが、その一方、イスラエルの入植者達はそのような困難に直面していない。それは、集約灌漑農場や噴水のある庭園、プールを見ればわかる。⁴ 国際法に反してガザ西岸に住んでいる 45 万人のイスラエルの入植者たちは、230 万人のパレスチナ人より多くの水を使っている。⁵

イスラエルはパレスチナ人の被占領地内での水資源へのアクセスをいくつかの方法で制限している。水資源と土地の支配、人や物の移動の制限が、パレスチナ人の水資源へのアクセスと、水や衛生のインフラ整備を非常に困難にしている。また、パレスチナ人が被占領地内で水関連の事業を行うためにはイスラエル軍や他の関連機関から許可を受けなければならない、その複雑な許可システムにより、切望されている水や衛生事業の進行が遅れたり、よりお金がかかったり、多くの場合妨害されたりしている。

イスラエルはパレスチナ地区を占領して以来 40 年以上の間、パレスチナの水資源を過剰利用し、被占領パレスチナ地域の水道や衛生のインフラを無視してきた。そして、被占領パレスチナ地域をゴミ廃棄場として利用してきたため、地下水や環境が被害を受けた。現在そして未来に渡って十分な水の供給が可能となるよう、また、水資源や環境へこれ以上損害を与えないよう緊急対策が必要である。

イスラエルの被占領パレスチナ地域での政策とその実施、明らかに非合法的な財産の破壊や流用、そしてパレスチナ人の被占領地内の水の権利を否定する規制や他の対策を押し付けたのは、人権法及び、人道法上のイスラエルの義務違反である。

イスラエルが占領国家としての義務を果たさなかったため、これらの課題に取り組む義務は、国際資金援助機関、また 1990 年半ばに設立されてからはパレスチナ自治政府 (PA)、パレスチナ水道局 (PWA)⁶、そしてその他の地元のサービス提供者が担うものとなったが、それらのすべてはその財源を海外の資金援助団体に頼っている。にもかかわらず、イスラエル政府は被占領パレスチナ地域内での水へのアクセスを改善しようというパレスチナや国際社会の努力を妨害し続けている。

近年の水不足やその中で深まる貧困の中で、許可なく井戸を掘ったり、違法に水道網に接続したり、または水の請求書の金額を払わない多くのパレスチナ人も出てきた。これらの行動は、経済力および、これらの行動を止められないまたは止めたくないことを証明してしまったパレスチナ水道局の権威を衰えさせ、問題をより複雑にしている。

イスラエルによるパレスチナ人の水資源の開発やアクセスへの制限の他にも、被占領地内で緊急に必要なとなった水の効率的な輸送や、衛生事業を妨害する要素があった。例えば、パレスチナ水道局の財源をほぼ全て海外の資金援助団体に頼っていること、資金援助者の選択や優先順位、資金援助者の中での調整のまずさなどである。⁷ それに加えて、パレスチナ自治政府とパレスチナ水道局は、弱体化や細分化された経営構造から成る内部部門や、専門知識と政治的意志の不足、そして経営の誤りや腐敗の申し立てに悩まされている。

この報告書では、被占領パレスチナ地域のパレスチナ人の水資源へのアクセスに影響する

主要要因と傾向を検討し、国際人権法、国際人道法で守られ、そしてパレスチナ人が威厳をもって生きるのに必要なパレスチナ人の権利に、これらがどのように深く影響しているかを分析する。

一滴の水でさえ

2008年3月10日、ファイク・アーマッド・スベイは、西岸地区ヨルダン溪谷のジフトリック (Jiftlik) の北数キロにあるアルファリージャ (al-Farisya) の自分の農場でイスラエル軍パトロールの訪問を受けた。兵士達は、彼の土地の上にある丘の湧き水から農場へ水をひく 1,500 メートルのゴムホースを没収し、そのホースにつながっていた小さな金属製のパイプをつぶした。軍による没収命令書には、「無許可のため」ホースを没収したと書かれていた。軍は、湧き水を「国の所有物」とみなしている。

以前、地元の農民が湧き水から水を集め、雨水を貯める貯水槽を作ろうとしたが、軍はそれを阻止した。なぜなら農民が許可を持っておらず、軍から許可を得ることも出来なかったからである。アムネスティ・インターナショナルの代表団が 2008 年 3 月 11 日にその農場を訪れたとき、ファイク・スベイ は心配で取り乱していた。「これは私達家族の生活手段です。昼も夜も働き、水が必要です。しかも日々暑くなっています。今年は雨が少ししか降らないので、状況は既に厳しいです。小川に水が少ししかないでしょう？私達はほんの少しを使っただけです。他の水道管を買うことはできないし、もし買っても軍が来てまた取ってってしまうでしょう。」

軍は後にゴムホースを ファイク・スベイに返したが、それは壊されていて使うことが出来ず、湧き水の水を使ってはいけないと念を押した。暑い季節の到来に伴い、彼は他の地域から給水車で運ばれてくる水を買って、農作物を生かそうとしているが、それでもそのほとんどを失っている。⁸

湧き水からの水へのアクセスなしでは、ファイク・スベイ のような農民は何キロも離れた土地へ行って、ほんの少しの水を買い、それを給水車で自分達の果樹園に運ぶしかない。これは水を得る最も高価な方法で、それがもっと高くなるのは、イスラエル軍の規制により水を運ぶ際、給水車が長く回り道しなければならないからである。アルファリージャ (al-Farisya) を囲む非合法のイスラエル入植地はそのような問題に直面していない。住民は、ファイク・スベイや彼の家族が使うことを許されない湧き水へ、自由にアクセスできる。そしてその湧き水はイスラエルの入植地の方へ向かう小さな流れとなっている。また、彼らは、ファイク・スベイや他のパレスチナ農民が近づけない近くの井戸から十分な水の供給を受けている。

近くのイスラエル入植地であるシャムドット・メコーラ (Shamdot Mechola) はそのウェブサイトで、こう宣伝している。「わくわくするアマリリスの温室へようこそ。アマリリスはここで収穫され、箱詰めされて、ヨーロッパやアメリカに出荷され、冬のホリデーシーズン間に花が咲くよう鉢に植え替えられます。私達のハイテク農場、ぶどう園、果樹園へのショートツアーへどうぞ。暑い乾燥した気候の中、輸出用に野菜や果物、花、スパイスを専門に作っているヨルダン溪谷の農場ツアーもあります。」⁹



【写真】 西岸地区ヨルダン溪谷のイスラエル人入植地内農地のスプリンクラー ©AI

ある国際的な水専門家は、パレスチナ被占領地内のイスラエル人入植者による差別的な水の利用について、こう述べている。「他人の水を使ったり、その人たちの公正な水の取り分を得られないようにすることで、砂漠に花を咲かせるのは簡単だ」

歴史的背景

2つの世界大戦の間、イギリスは国際連盟からの委任を受けてパレスチナを支配したが、1947年11月に国連の下した決定によりそれは終わった。その決定とは委任統治領パレスチナをイスラエルとパレスチナという2つの国に分割するというものだった。領土の53%と47%をそれぞれイスラエルとパレスチナとした。反発するアラブ連盟とイスラエル軍の戦争が勃発してイスラエルが勝利し、1948年5月にイスラエル国が建国された。80万以上ものパレスチナ人がイスラエルから追放されたり、逃げ出したりし、ガザ地区や西岸地区またその近隣諸国で難民となった。戦争は1949年に終結し、その結果イスラエルは新たな土地を占有することとなった。イスラエル国はパレスチナ委任統治領の実に78%を占めるほどに領土を拡大したのであった。残りの22%の領土、西岸地区およびガザ地区についてはヨルダンとエジプトがそれぞれ支配下に収めることとなった。イスラエルとエジプト、シリア、ヨルダン間の対立は1967年6月イスラエルによる西岸地区（イスラエルがのちに国際法に反して併合した東エルサレムを含む）とガザ地区を占領したことで決着を見た。¹⁰ これらが被占領パレスチナ地域（OPT）として知られている地域である。

およそ 400 万のパレスチナ人のうち 150 万人以上もが難民であるが、彼らは現在イスラエル軍の占領下にある被占領パレスチナ地域に暮らしている。そのうち約 150 万人がガザに、約 250 万人が西岸地区に暮らしている。東エルサレムに住む者も 20 万人以上にのぼる。¹¹

1990 年代初め、イスラエルとパレスチナ解放機構（PLO）との交渉はオスロ合意に至り、1994 年にパレスチナ暫定自治政府が設立され、西岸地区とガザ地区の一部において管轄権が認められた。エルサレムの恒久的地位協定や入植地（イスラエルが不法に被占領パレスチナ地域に建設した居留地）、国境の画定、水源の配分、パレスチナ難民については保留にされたが、1999 年までに解決されるはずであった。しかし、2000 年までこれらの問題に関して何の進展も見られないばかりか、イスラエルはいわゆる「迂回」ルートと呼ばれる違法入植地をかつてない速さで被占領パレスチナ地域に建設し続けている。¹²

2000 年 9 月、長引くイスラエルの支配に対し、パレスチナ人が蜂起した（インティファダ）。それ以来、6000 人以上のパレスチナ人、1100 人以上ものイスラエル人が激しい攻撃や衝突により殺されたが、その多くは武器を持たない一般市民であった。何万人ものパレスチナ人がイスラエル軍によって逮捕され、現在約 6500 人がイスラエル刑務所において拘留あるいは服役中である。イスラエル軍によって被占領パレスチナ地域の 6000 以上ものパレスチナ人の家や広大な農地、その他パレスチナ人の所有物が破壊された。

2005 年 9 月、イスラエルは入植者と軍をガザ地区から引き揚げたが、依然ガザ地区の境界線と領空、水の支配権を握り続けた。同時にイスラエルはガザ地区を封鎖した。武力衝突の断続的な勃発により一時的に中断されることもあるが、封鎖はますます厳しくなっている。イスラエル国が被占領パレスチナ地域のパレスチナ人の移動を厳しく制限したことはパレスチナの経済を滞らせ、高い失業率と貧困を招いた。現在、被占領パレスチナ地域内のパレスチナ人の多くは国際援助に頼っている。

イスラエルはパレスチナの領土の大部分を占有し続け、不法な入植地や「迂回」道路、およびそれらを支えるためのインフラ基盤を建設している。現在 45 万以上のイスラエル人の入植者が被占領パレスチナ地域に住んでおり、そのおよそ半分は東エルサレムに居住している。

2000 年以来、オスロ合意のほとんどの条項は意味を失い、パレスチナ自治政府もイスラエルの制約により、ほとんど機能しなくなった。パレスチナの 2 大政党、ファタハとハマスの内部派閥争いはハマスが 2006 年パレスチナ議会選挙に勝利したことで激化し、2007 年、ガザ地区内で何百もの人が命を落とす激しい武力衝突にまで発展した。それ以来、ハマスは事実上ガザ地区の政権を掌握し、パレスチナの暫定政府が西岸地区の一部を治めることになったが、とはいえ、イスラエルがその両地区を全面的に支配下においている。

イスラエルと被占領パレスチナ地域の水資源

地下水源

地下水とは地表下の土壌の隙間や岩石層の割れ目にある水のことである。地下水を生む地層は、岩層のかたまりであったり、または層を成していない堆積物であったりしても使用できるほどの水量を生み出せばこれを帯水層と呼ぶ。土や岩の隙間や割れ目、および岩の中の空洞など全てが完全に水で飽和している深さではこれを地下水面と呼ぶ。地下水は普通、雨により水量が保たれ、たいてい泉や湧水といった形で最後には自然に地表に流れ出る。帯水層は石灰岩や白雲岩などの浸透性のある岩や砂利、砂、沈泥、粘土など層を成していない物質が地下で層を成しているものである。地下水はこういう層から井戸を使って汲み取られる。¹³

山岳帯水層はイスラエルとパレスチナが共有する地下水源であり、イスラエルと西岸地区の下に位置している。それはパレスチナ人にとって唯一現存する水源であり、イスラエルにとっても最も重要な地下水源の1つである。大部分は西岸地区で雨や雪が流れ込み水量を保っている。そして北へ西へと流れ、イスラエルの領地やヨルダン川東へ向かっていく。山岳帯水層は西帯水層、北東帯水層、東帯水層の3つの帯水層（または流域）から成る。その平均総産出量は年間 6 億 7900 万³～7 億 3400 万³である。（詳細は下記参照） 年間 7 億 3400 万³ という数字はイスラエル水理学局(HSI)によるもので、この件に関して最も信頼すべき情報筋である。一方、年間 6 億 7900 万³という概算はイスラエル官庁により、オスロ合意の下、パレスチナ人に分け与える年間水量を定める際に使われるものである。¹⁴

・ 西帯水層	年間 4 億 2700 万 ³ (HSI)	年間 3 億 6200 万 ³ (オスロ合意)
・ 北東帯水層	年間 1 億 4200 万 ³ (HSI)	年間 1 億 4500 万 ³ (オスロ合意)
・ 東帯水層	年間 1 億 6500 万 ³ (HSI)	年間 1 億 7200 万 ³ (オスロ合意)
(東帯水層からの水の多くは塩分を含んでいる) ¹⁵		

沿岸帯水層はイスラエルとガザ地区の海岸平野に位置する。持続して使えるための年間産出量はイスラエルで最大 4 億 5000 万³とされるが、¹⁶ ガザ地区ではたった 5500 万³とされる。

ガザでは帯水層は取水しすぎたり、下水が流れ込んだりして、汚染されており、90～95%の水は飲用には適さない。

イスラエルの他の地下水源には北に位置する西ガラリア帯水層やカルメル帯水層、また南にはネゲブ・アラバ帯水層などがある。これらの帯水層の産出量に関する信用できる数値は全くない。

地表水源

西岸地区とイスラエルにとってヨルダン川は最も重要な地表水である。この川はイスラエルに最大年間 6 億 5000 万³の水を提供しているが、¹⁷ パレスチナ人は全く享受できていない。

水資源の不平等なアクセス

西岸地区： イスラエルが共用資源を過剰取水

イスラエルの水消費量は人口7百万人に対して年間約20億から22億 m^3 （約15億 m^3 が淡水、残りが塩分を取り除いた海水と処理済み排水）である。¹⁸ イスラエルの淡水供給は共用地下水と共用地表水源を主要取水源とし、おもに山岳帯水層からの年間4億 m^3 超と分岐したヨルダン川からの年間最大6億5000万 m^3 である。¹⁹

ヨルダン川

1967年に西岸地区を占領して以来、イスラエルはパレスチナ住民に対しヨルダン川の水資源の利用を拒否してきた。パレスチナ住民が川岸へ立ち入ることを阻止し、川の上流で流れを変えて、キナレット湖／ティベリアス湖／ガリラヤ湖へと流入するようにし、ここからイスラエルは年間最大7億 m^3 の水の供給を受けている。隣国ヨルダンもまた領土内のヨルダン川支流の流れを変更し、シリアやレバノンもさらに上流で同様の河川工事を行った。この結果、国連がその報告書の中で、西岸地区を流れるヨルダン川の推定年間流量を12億5000万 m^3 と推定した1953年時点と比較し、現在この流れは未処理污水にひどく汚染された塩分濃度の高い細流に縮小されてしまった。²⁰ パレスチナ人から必要不可欠な水源を奪っただけでなく、ヨルダン川の枯渇は死海にも壊滅的な影響を与えており、死海ではかつてない水位の急速な低下が確認されている。²¹

山岳帯水層

西岸地区のパレスチナ人は、ヨルダン川を利用できないため、彼らに唯一残された水源は山岳帯水層となる。一方、イスラエルは他に2つの主要水源（キナレット湖／ティベリアス湖／ガリラヤ湖と沿岸帯水層）を持つ。

それにもかかわらず、イスラエルは、パレスチナ人が山岳帯水層から利用できる年間水量を20%以下に制限し、その一方で帯水層の年間持続可能供給量をはるかに超える量を自らの利用のため継続的に過剰取水している。さらに、イスラエルが過剰に取水する水の多くは、イスラエルと被占領パレスチナ地域の全ての共用地表水源で最大量かつ最良の水を提供する西部帯水層からのものである。

イスラエル環境保護省は、「この帯水層で毎年自然に補給される流入量の平均は約3億6000万 m^3 と推定されるが、国内総生産量の4分の1に相当する年間約4億1700万 m^3 を供給している。」としている。²²

世界銀行は1999年に西部帯水層からイスラエルが取水した量を5億9160万 m^3 と見積もったが、これはすなわち帯水層の年間の持続可能供給量を1億7460万 m^3 （またはオスロ合意の数値によれば2億2960万 m^3 ）上回る。²³

こうした継続的に過剰な取水が帯水層の現在の供給量や将来の貯水量を低下させ、またイスラエルとパレスチナ双方の給水の質に深刻な被害を引き起こしている。イスラエル環境保護省が指摘するように、「過剰な取水は、塩分を含んだ周辺の水源から塩水の浸透を加速させる恐れがある」。²⁴

世界銀行は次のように報告する。「パレスチナ人は山岳帯水層の資源の5分の1のみを利用し、西岸地区とイスラエルに分布する帯水層の「推定利用可能水量」のおよそ20%のみを取水している。イスラエルはその残り全てを利用し、加えてJWC（共同水委員会）が承認する「推定利用可能水量」を無視し、それを50%上回る量、すなわちオスロ合意で決められた配分の1.8倍以上に相当する量を過剰取水している。深い井戸による過剰な水の汲み上げは貯水量の減少と相まって帯水層に危険を及ぼし、浅い井戸を利用するパレスチナ人が利用できる水の減少という事態を引き起こした」。²⁵

世界銀行によると、2007年に西岸地区の山岳帯水層からパレスチナが取水した量²⁶は1億1350万m³（1999年の1億3820万m³から減少）であった。またパレスチナ水道局の統計によると、2008年のパレスチナの総取水量は8400万m³と減少した。これは井戸の運用上の問題に加え、イスラエルによる過剰な水の汲み上げと年間降雨量の減少により引き起こされた地下水面の低下が原因とみられる。²⁷イスラエル当局によれば、パレスチナ人もまた年間1000万m³の水を無許可の井戸から汲み上げ、また西岸地区にあるイスラエルの給水管に違法に接続して年間約350万m³を不法取水しているという。²⁸

給水不足を解消するため、パレスチナ人はイスラエルから水を購入せざるを得ない。この水とはすなわちイスラエルが山岳帯水層から取水する水であり、もしイスラエルが帯水層をより公平に配分することを認めるとしたら、パレスチナ人もまた自らの利用のために取水できるはずの水である。近年、パレスチナ人がイスラエルから購入する水の量は年間およそ5000万m³にまで増加した。しかし西岸地区の人口増加を賄うには十分とはいえず、また需要が高まる暑い季節には、イスラエルによりパレスチナ人への給水が減らされることもしばしばである（ただし被占領パレスチナ地域のイスラエル入植者は別である）。

こうした様々な水供給源からパレスチナ人が利用可能な総水量は、ここ数年、最大で年間およそ1億7000万-1億8000万m³で推移してきた。しかし、報告によると、2008年には230万人の人口に対してわずか1億3500万m³にまで落ち込んだという。その3分の1程度（約34%）は古くて非効率な給水網による漏水で失われており、²⁹ しかも、こうした給水網は、パレスチナ人の移動に対する規制や、小規模の開発計画であってもイスラエル軍の許可を得なければならないなどの、イスラエルによる妨害措置のため、直ちに交換することも近代化することもできない。このため、パレスチナの人々が利用できる水は平均で一日1人当たり60-70リットル以下が実情であり、中にはこれをはるかに下回る一日1人当たりわずか10-20リットルで生き延びているものさえいる。

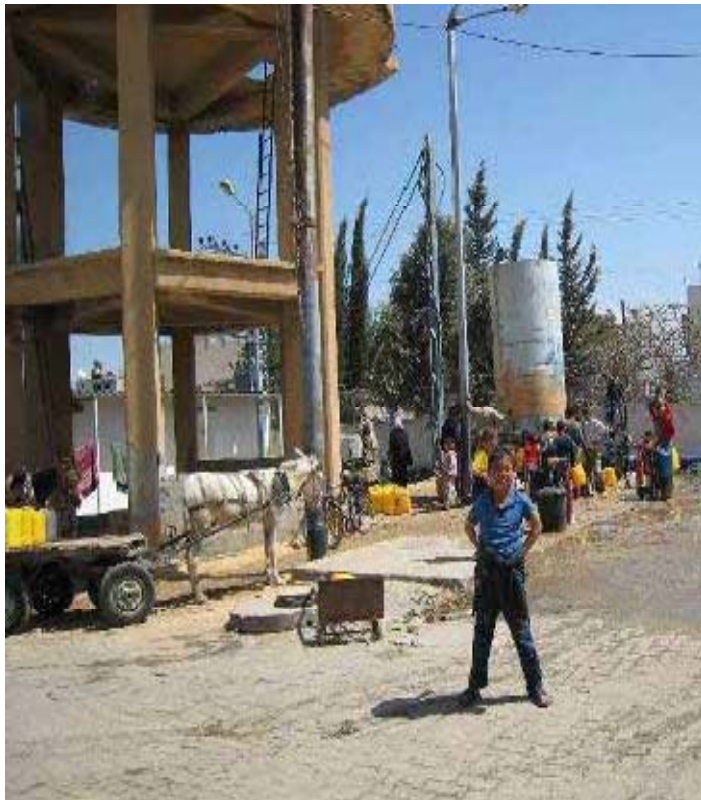
一日1人当たり平均60-70リットルでさえ、パレスチナの人々が利用できる水の量は地域で最も低い。40年以上に及ぶイスラエル占領の間、被占領パレスチナ地域に居住するパレスチナ人が利用できる水の総量はわずかに増えたとはいえ、パレスチナの人口が倍以上になったことを考えると、1人当たりの水の使用量は1967年より少ない。³⁰

ガザ地区：安全ではない水の供給

沿岸帯水層の南端は、ガザ地区に居住する150万のパレスチナ人にとって唯一の水源であるが、イスラエルにとってはいくつかある水源の一つにすぎない。帯水層が東から西に流れ

ているため、ガザ地区で水を汲み上げても、イスラエル内で利用可能な水の供給量が減ることではない。従って、イスラエルはこれまでガザ地区の地下に分布するこの帯水層の一部からパレスチナ人が取水することに対して制限を課してこなかった。とはいえ、この帯水層の一部から、ガザ地区の東に至る部分まで、イスラエルが水を汲み上げるとは、ガザ地区内の給水に影響する。³¹ 同様に、西岸地区にあるヘブロンの方山を源とする河川であり地表水源であって、イスラエルを通過しガザ地区へと南東に流れるワディ・ガザ（Wadi Gaza）からの水のほとんどは、ガザ地区に達する直前で、イスラエル内のダムへと流れの向きが変えられている。³² ワディ・ガザの年間流量およびイスラエル側の取水量に関する信頼できるデータはない。³³

ガザ地区にある沿岸帯水層の年間の持続可能供給量はおよそ5500万 m^3 であるが、これでは人口が必要とする量にはるかに満たない。イスラエルは西岸地区の山岳帯水層からガザ地区に水を引くことを許可していない。（現在の配分では西岸地区パレスチナ住民自身の需要を満たすには十分ではないが、イスラエルが山岳帯水層から公平に水を引くことを許可さえすれば、供給は可能になるはずである。）



【写真】ガザ地区ハーンユニスの浄水施設にて、飲料水の容器を満たす住民たち。©AI

他に利用できる水源を持たないガザ地区のパレスチナ人は、長年、沿岸帯水層から過剰に取水する年間8000万・1億 m^3 の水に頼ってきた。これは帯水層の年間持続可能供給量の2倍に匹敵する。³⁴ このため、水質の低下が著しく進行し、数十年に及ぶ帯水層への下水の浸透で既に汚染されている。現在、ガザ地区の水の90-95%が汚染され、人間の消費に適していない。

イスラエルの軍令

1967 年 6 月イスラエルが西岸とガザ地区を占領したとき、被占領パレスチナ地域には多層構造の法体制が存在した。それはオスマントルコ、イギリス、ヨルダン（西岸地区内）、エジプト（ガザ地区内）の法の寄せ集めであり、かつてこの地域を支配した権力の名残であった。イスラエル軍は次々と軍令を発令し、被占領パレスチナ地域の水と土地を支配しようとした。

軍令 92 号 1967 年 8 月 15 日発令 被占領パレスチナ地域内の水に関するあらゆる事項に対する決定権をイスラエル軍に付与する。

軍令 158 号 1967 年 11 月 19 日 パレスチナ人はイスラエル軍に事前の許可を得ることなく新たな水道施設を建設してはならない。許可なく建てられた水道施設や水供給施設は差し押えることとする。

軍令 291 号 1968 年 12 月 19 日 イスラエルが西岸を占領する以前に制定された土地と水に関するあらゆる協定を無効とする。³⁵

これらを含め現在でもイスラエル軍令が被占領パレスチナ地域内で強制力を持っていて、パレスチナ人のみがこれに従っている。被占領パレスチナ地域内でもイスラエル人入植者にはイスラエルの文民法が課され、これは適用されない。

またイスラエル軍は 1966 年に西岸の水供給システムを開発および維持するため、ヨルダンによって設立された西岸地区水道庁(WBWD)³⁶をもコントロールしている。西岸地区水道庁は西岸地区にある約 13 の井戸を管理しているが、ほとんどイスラエルに支配されているといえる。これらの井戸の水はパレスチナ人コミュニティとイスラエル人入植地に販売される。

1982 年イスラエル軍によって管理されていた西岸の水インフラが、イスラエル国営水道会社のメコロットに移譲された。メコロットはヨルダン渓谷地方を主として西岸内に約 42 の井戸を運営しており、その水のほとんどをイスラエル人入植地へ供給している。メコロットはパレスチナの水道施設にも水を売っているが、その販売量はメコロットではなくイスラエル政府によって決定される。

被占領パレスチナ地域に押しつけられた新たなイスラエル軍統治体制の下では、パレスチナ人は新たに井戸を掘ったり、再建したり、既存のものを修理したり、その他、水に関するあらゆるプロジェクト（水道管、水道網、貯水池から井戸や泉、雨水貯水槽に到るまで）も事前にイスラエル軍の許可を得なければ、実行できなくなってしまった。理論上、長く煩雑な役所の手続きを経れば井戸の建設、再建の許可は得られることになっている。しかし、実際にはこれらの許可はほとんど下りなかった。1967 年から 1996 年（パレスチナ水道局の発足年）の 29 年間に許可が下りたのはたったの 13 であった。しかもこれらはすべて生活用水に限ったプロジェクトで、1967 年以来、干上がったたり、破損したりした井戸の交換さえできなかった。³⁷

その一方でイスラエルはイスラエル国内と被占領パレスチナ地域の両方に自分たちの水道設備を開発し続けた。その結果、被占領パレスチナ地域にあるパレスチナ人の井戸や泉の水量は減った上、パレスチナ人はヨルダン川や川沿いの泉を使用できなくなった。イスラエルは被占領パレスチナ地域に建設された違法入植地に供給するため、巨額の資金を水道施設と設備の開発につぎ込んだが、パレスチナ人のための水道設備の開発と整備は常におろそかにされていた。パレスチナ人はイスラエル軍に税金を払わされていたが、それに見合うサービスはほとんど受けられなかった。パレスチナ人が恩恵を受ける例のほとんどは付随的なことで、たとえば近くのイスラエル人入植地や軍の基地に水を供給するための水道設備を使えるパレスチナ人コミュニティがあった。

イスラエル軍によって敷かれた支配体制はパレスチナ人の新たな井戸や設備の開発を妨げただけでなく、現存のものの使用や整備も制限することとなった。またイスラエル軍政権は古い井戸の再建を妨げ、井戸に最初にメーターを付けた時の汲み上げ量を上限とし、パレスチナ人が自分たちの井戸から得ることのできる水量の割り当てを決めた。これらのメーターは汲み上げ量を監視し、パレスチナ人が割り当てられた汲み上げ量を守っているかどうかを確かめるために 1970 年代初頭に設置され、測定は有無を言わず強要された。地元のパレスチナ人コミュニティに対して、彼らの必要量やそれをどう確保するかについて何の相談もなかった。

この割り当ては 1967 年の戦争とその影響で多くの井戸の汲み上げ量が一時的に落ち込んだ時期に導入された。戦争中、あるいはその後に西岸地区から多くのパレスチナ人が避難するなど、パレスチナ人の移動があった時期でもある。戦争後、灌漑地域が 10 万ドゥナムから 57000 ドゥナムへと縮小したせいで、パレスチナ人の水の使用は急激に減った。³⁸ またパレスチナ人の土地の大部分がイスラエルにより軍の使用やイスラエル人入植地のために割り当てられ、パレスチナ人が利用できなくなった。かつて西岸地区で農業を営んでいた多くのパレスチナ人はイスラエルで働くようになっていた。その上、イスラエル人が井戸のために地面を深く掘ったこともあって、多くの井戸が荒廃したり、干上がったりした。

上記に加え、イスラエル軍によって発令されたおびただしい数の軍令も被占領パレスチナ地区でパレスチナ人が、水や土地を使うことを妨げ、制限するのが目的であったり、結果的にそうなりした。たとえば 1983 年 1 月 5 日に発令された、**軍令 1039 号**（1982 年 8 月 27 日に発令された軍令 1015 号を、果物だけでなく野菜も含めるとした、果物および野菜の栽培に関する軍令）は以下のように定めている。

「私に与えられた権限とこの地区のイスラエル防衛軍司令官という立場から、私はこの軍令が住民の幸福のために必要であり、万人の利益のためのこの地域の水資源（下線部はアムネスティ・インターナショナル）および農産物の保護を目的とするものであると信じる。よって、必要な所定の条件に従ってしかるべき当局より許可証を得ることなくジェリコ地区でのいかなる野菜の生産も禁じる。（2A 条）」

軍令 1015 号の第 10 条は次のように定める。「これに違反する者は例外なく 1 年の懲役、もしくは 15000 シュケル（約 5000 米ドル）の罰金のどちらか一方、もしくはその両方を科す。またこれを無視するとき 1 日につき 500 シュケル（約 160 米ドル）を追加で科す。も

しその人物が許可なく植えた作物を引き抜くことを法廷が命じた場合、しかるべき当局が作物を引き抜く場合があるが、その際に要した費用はすべて当人が支払うこととする。」

40 年間、イスラエル軍が水資源などの天然資源および埋蔵量を「保護する」と称し発令した軍令は西岸内のパレスチナ人の農業に被害を与えてきた。一方、その間イスラエル人入植地では広大な農地を開発し、灌漑するためにほとんど制限なく使える水の供給があり、これがイスラエル人の違法入植地を支えてきた。³⁹

破壊された希望と暮らし

2008 年 3 月 11 日、アムネスティ・インターナショナルの代表団は西岸のヨルダン溪谷地方に位置するジフトリック (Jiftlik) の郊外においてイスラエル兵がパレスチナ人の農地を壊すところを目撃した。近くにはイスラエル人入植者の灌漑作物が青々と広がっている。



【写真】2008 年 3 月 11 日、西岸地区ヨルダン溪谷地域のジフトリックにおいて兵隊が畑を取り囲む中、マームド・マタブ・ダイシュの野菜作物および灌漑設備がイスラエル軍のブルドーザーにより取り壊された。 © AI

マームド・マタブ・ダイシュとその妻サマー、7 人の子ども、彼らの親戚は落胆してイスラエル軍のブルドーザーが作物、彼らの暮らしの糧を根こそぎ倒すのを見つめていた。植えられて日の浅い野菜を瞬く間に踏みつぶした後も、軍のブルドーザーは動き回り、彼ら一族が多大な費用をかけて築いた点滴灌漑を念入りに掘り起こし、それが粉々になるまで続けた。

私服の男たちに連れられた何十人も軍服のイスラエル兵士が、農場主が畑に近づくのを妨げるべくその一帯を取り囲んでいた。農民たちは兵士にせめて費用のかかった点滴灌漑設備だけでも残しておいてほしいと懇願したが聞き入れられなかった。イスラエル軍は 2

か月前にも同じ畑を取り壊したが一家は生存のために許されるであろうという望みの下、野菜を植え直したのだった。その 1 ヶ月後イスラエル軍はまたやってきて、そのときは彼らの家まで破壊した。家といっても波形の鉄板、木材、石で造られた粗末なものである。この後、家族は赤十字国際委員会（ICRC）が提供したテントに住まざるをえなくなった。

サマー・ダイシュはアムネスティ・インターナショナルにこう語った。「なぜ私たちのような貧しいものの生活をぶち壊さなければならないのでしょうか。こんなちっぽけな土地を耕したことでどのような害を与えたというのですか。それで私たちの子供は食べていけるのに。見てください。彼らは 1 本の植物も残さなかった。どうしてこんなに人に、土地に、自然にひどい仕打ちができるのでしょうか」

その他にも多くの軍令がイスラエル軍によって発令されたが、それらは特に水資源に言及していなくても水に関わる活動を制限するものであった。たとえば土地を没収したり、ある地域を不明確な「安全上の理由」の下、「閉鎖」したりといった軍令である。これはパレスチナ人が近づけないようにするためである。そのほかの軍令の中には既にイスラエル人が入植している地域も含め、パレスチナ人の土地をイスラエル軍の「射撃演習場」や「国有地」と指定したりするものもあった。西岸の 3 分の 1 以上の土地がこれに該当し、制約はパレスチナ人にのみ課された。一方このように不法に奪われた水資源の豊かなパレスチナ人の土地をイスラエル人入植者は利用することができるのだ。

イスラエルの政策方針は過去ずっと、そして今も、パレスチナ人が利用可能な水（と土地）を制限し、被占領パレスチナ地域で、ほとんどの水資源と土地に対して自分たちの優位な使用を確保することである。この方針を貫くべく、イスラエルは地方議会や有力者、自分たちの土地に井戸を所有する一族による水資源管理を特定の地域に限定し続け、また被占領パレスチナ地域内のパレスチナ人に割り当てる水の使用方法も変えようとはしていない。むしろイスラエルが被占領パレスチナ地域内のパレスチナ人が利用できる全水量に課した制限は、彼らが必要な食物、健康、仕事、そしてまともな生活水準を得る権利の実現を著しく損なうものである。イスラエルの政策および制約は農業、工業の発展を厳しく制限し、またそれによって社会的、経済的発展をひどく遅らせ、妨げるものである。世界銀行によると、「灌漑農業がおこなわれた場合に予測される経済効果に与えた負担は甚だしく、その経済効果を 1 番多く見積もった場合の概算は GDP の 10% と 11 万の職にあたるであろう」とされている。⁴⁰

1992 年、国連事務総長が次のように言及している。「土地を没収したり、水資源に制限を課したりする入植政策によって、伝統的な農業によって問題なく生計を立てられていた人々の大半が、その地域に職がないために徐々にイスラエルにおいて未熟練労働者として職を探すようになった。このことは 1 つに、占領下にあるパレスチナ人およびその他アラブ人のイスラエルへの経済的依存、特に農産物の生産に関して問題があるように思われる」。⁴¹

水不足の影響 ― 処方戦略

基本的な必要を満たすだけの水がないパレスチナ人の家族はしばしば、彼ら自身の健康を脅かし、食の安全に悪影響を及ぼし、地下水源に損害を与えるような方法をとらざるをえ

ない。その方法とは次のようなものである。

- ・安全でない水源（品質管理もされておらず、十分に塩素消毒もされていない農業用井戸）から水を買ひ、小さい子供が飲む場合にだけ沸騰させる。というのはほとんどの家庭においてすべての飲料水を沸騰させるだけの燃料を買う余裕がないためである。
- ・同じ水をさまざまな用途に再利用する。たとえば野菜をゆでた水を皿洗いに用い、同じ水を床の掃除に使った後トイレを流すのに使う。
- ・トイレを流す回数を減らす。
- ・体を洗う回数を減らし、十分には洗わない。またシャワーを用いずバケツや壺の水を使うことで水量を制限する。
- ・服や床を洗う回数をできる限り少なくする。洗うときも洗濯機を使わずバケツの中で少量の水を使って手洗いする。
- ・雨だけで育つ作物のみを庭に植え、乾燥した地域では何も作物を植えない。
- ・家畜を減らす、もしくは持たない。
- ・無許可の浅い井戸を掘る。

水不足との闘い

「私は未亡人で6人の小さい子どもがいます。6歳から12歳の3人の男の子と3人の女の子です。わたしの夫は2003年に殺されました。亡くなった最初の妻の2人の娘も私たちと一緒に暮らしています。私たちはヤッタの小さな家に住んでいます。唯一の収入はヤッタの慈善団体から頂く月に1000シュケルの分配金だけです。この額では9人の人間を食べさせることはできません

収入の問題に加えて、この町の他の住人同様、水不足にも苦しんでいます。この問題は私たちの生活のあらゆる面に影響しています。私たちは以前町の水道網を利用していましたが、2008年1月から利用できなくなってしまいました。私たちが高度の高いところに住んでいるため水圧が低く、私たちのところに水が届きません。私たちは給水車から全ての水を買っています。町は10㎡当たり120シュケルで水を販売しています。自分の番が来るまで買えず、20～30日に1回しか水を買えません。これでは足りないので170～180シュケルもする民間の給水車からも水を買わなければなりません。財政的に非常に苦しいのですが、これ以外に方法はありません。私は水を大幅に節約しています。いつも子どもたちに水を無駄にしないように言い、1滴を大切にしよう注意しています。子どもたちも水を節約しなければならないことを理解しています。2人に1つのバケツで体を洗っています。私たちは床に1年中敷物を敷いているので床を掃除する必要はありません。これで水が節約できます。

2年以上カーペットも毛布も洗濯していません。私は他の機種よりも水を使わない洗濯機を

使い、水を節約するために1番短いコースを選択します。服は完全にきれいにはなりません。夫の息子が私たちの隣に住んでいます。彼はときどき私たちの水を分けてもらえないかと尋ねてきますが、いつもあげられるわけではありません。私たちはこのような生活に慣れてしまいました。というのもこれ以外に方法がなかったからです。夫が死んだ時、私たちは水道用に4500シュケル、電気用に5000シュケルを町から借金しました。私はこれを返すすべを持ってないので、町が水や電気の供給を止めないかと心配しています。水道網は利用していませんが、電気までが利用できなくなるのではないかと恐れています。家の周りには2ドゥナムの土地が広がっていますが、もし水さえあればここを耕して収入を得ることができるのに」

ヤッタに住んでいるファチマ・ゼインのイスラエル人権団体ベツェレムへの訴え⁴²

「水に対する権利は、人間の尊厳をもった生活を営むのに不可欠である。」〔国連の経済的・社会的・文化的権利に関する委員会 一般的意見15 1項より〕

オスロ合意：イスラエルの資源支配を制度化

パレスチナの期待に反して、オスロ合意は、パレスチナ人が被占領パレスチナ地域の水資源の利用を拡大するものとはならなかった。パレスチナ水道局（PWA）の設立の後でさえ、今日にいたるまで、イスラエルは被占領パレスチナ地域の水資源と土地の大部分を支配しているため、パレスチナ人は被占領パレスチナ地域内で、水と下水処理部門を開発し、より効率的な取水システムと給水網を作ることがほとんどできないのである。

イスラエル政府は「水の問題は他の行政権限と同様に、一定期間完全にパレスチナ自治政府の責任の下にあり…水の管轄権は決められた時期に[パレスチナ自治政府に]全面的に移管された…」と主張する。⁴³

しかし実際は、パレスチナ自治政府は、オスロ合意の下では被占領パレスチナ地域における水資源の管轄権を手に入れることはできなかった。⁴⁴ パレスチナ自治政府が得たものは、パレスチナ住民が使うために割り当てられた不十分な量の水の供給管理と、すでに差し迫った大きな修理を必要とする、長い間手入れされていない水インフラの整備と修理の責任のみであった。その上パレスチナ自治政府は、西岸地区においてパレスチナ人の家庭用水の半分について、イスラエル政府に代金を支払う責任を負わされた。イスラエルが共有の帯水層から取水した水をパレスチナ人に売るのである。⁴⁵

オスロ合意の下で、パレスチナ自治政府は新しい井戸を掘ったり、既存の井戸を改良したり、他の水関連のプロジェクトを実施する決定権を与えられなかった。そして、イスラエルは、被占領パレスチナ地域内の既存の井戸や泉からの取水量についての決定を、実質的にはオスロ合意以前に行っていたのと同じように管理し続けている。

このように、イスラエル政府は西岸地区のパレスチナの井戸や泉からの取水量を監視し管理し続けている。そして、パレスチナ人は新しい井戸を掘ることも、既存の井戸を修復することも、まずイスラエル政府から許可を得なければできない。そのような許可はめった

に与えられず、与えられたとしても手続きは不当に長く複雑なものであり、工事の遅れとその結果として生じるコスト増大の可能性は高いのである。

その上、イスラエル政府が被占領パレスチナ地域におけるパレスチナ人の移動や行動に課し続けるその他の多くの制限は給水インフラや関連施設の開発を妨げたり中止させたりしてきた。

オスロ合意の下での地域内管轄権

オスロ合意の下で、イスラエルは、西岸地区を **A 地区**、**B 地区**、**C 地区** と分割した。

— **A 地区**と **B 地区**には、最も多くの主要なパレスチナ人の町、難民キャンプ、村があり、人口のおよそ 95%が住んでいるが、西岸地区の土地の 40%にしかない。これらの地域では、パレスチナ自治政府は民事に、イスラエルは対外警備に責任を負っている。

— **C 地区**では、イスラエルが民事と地域内および対外警備双方に責任を負っていて、西岸地区の土地のおよそ 60%にあたり、全ての保有地、全ての主要道路があるが、パレスチナ人は大部分に近づくことができない。

A 地区と **B 地区**はイスラエルの入植地、入植者用の道路、軍用封鎖地域などに囲まれた多数の孤立した地区に細分化されている。ほとんどのパレスチナ人は、**A 地区**と **B 地区**に住んでいるが、これらの住民のためのインフラは、**C 地区**内か、**C 地区**を通る場所にある。そこは、パレスチナ人の通行が制限されているか禁止されており、そこでの建設工事や開発作業がイスラエル軍によって許可されることはめったにない。

最も多くの井戸を掘るのに適した場所は、**C 地区**にある西岸地区の山々の低い斜面であるが、共同水委員会（JWC）によって認可された井戸でさえ、イスラエル軍が課した制限によって掘削が延期されたり妨げられたりしている。同様にイスラエルは、パレスチナ人が下水処理施設と固形廃棄物処理場を **C 地区**に設けることを、他に利用できる土地が無いにもかかわらず、一貫して拒否してきた。

これらの取り決めは、大いに必要な水と下水処理インフラを含めたパレスチナの開発を制限し、妨げてきたのである。

イスラエル水管理法および水道局

イスラエルの水管理法（1959）⁴⁶は共有の地表水や地下水源の存在を認めておらず、「…イスラエルの水資源の管理と保護の枠組み」と規定され、以下のように定めている。

— イスラエルにおけるすべての水資源は公共の財産である。土地所有権はその所有地内を流れるか、またはその地下にある水源の所有権と同義ではない。

— すべての人は、その使用が水資源の塩水化や枯渇をもたらすものでない限りにおいて、水を使う権利が与えられている。

- ー 水の使用は農業省の管轄下（水委員会を通して）にある。農業省は次のような権限をもっている。
- ー 水の量、質、価格、供給および使用の条件についての規範…および水の効率的で経済的な使用についてのルールを定める。
- ー 必要な時に給水制限をする。

環境保護大臣は次のような権限を与えられている。

- ー 水資源の汚染を防ぐ規則を公布する。

政府によって任命される水道管理局長は、水管理法および規則の施行と水質の維持に関して責任を有し、次のような権限を与えられている。

- ー 下水処理についての認可の可否を決定し、計画を立案する。

農業大臣は水問題会議の議長をつとめる。水道管理局長は議長代理をつとめる。

水問題裁定委員会は罰金を科すことができ、また水管理法や排水および治水法の規定に対し、極度の遵守違反をする者に禁固刑を科することができる。

国家としてイスラエルは憲法を持たず、その基本法には水についての権利に関する条項がない。しかし、1989 年に最高裁判所は「水についての権利は実体的権利であり・・・[それは]必ずしも成文法によって策定される必要はなく、協定、慣習、その他のような根拠に基づくものである」と裁定した。⁴⁷

イスラエルの国営水管理会社メコロット（Mekorot イスラエルの建国以前の 1937 年に設立された）が、イスラエルと被占領パレスチナ地域の水供給の大部分を管理している。

パレスチナの水管理法および水道局

パレスチナ水管理法（No. 3/2002）は、2002 年に制定され、⁴⁸ その条項には次のようなことが含まれる。

- 「この法律は水資源を開発、管理し、水質を高め、汚染や枯渇から保護することを目的とする（第 2 条）」
- 「パレスチナにおいて利用できるすべての水資源は公共の財産とみなされる。（第 3 条 1 項）」
- 「すべての人は適切な品質と量の水を得る権利を有するものとする。（第 3 条 2 項）」
- 「井戸の掘削、水の探査、取水、収集、脱塩化や商業目的のために水を扱うこと、また、許可なしに上下水道用の施設を建設したり、稼働することは禁じられている。（第 4 条）」
- 「政府は水源や水道網が汚染されたと思われる場合、水の供給や提供を停止させることができ、汚染が続く場合、水源や水道網を閉鎖することができる…（第 30 条）」

- 「政府は…水質や水量が汚染などの危機にさらされた場合、他に代替の水資源があれば…、地下水を含むどんな地域をも保護地域と断定することができる。(31 条)」

- 第 35 条から第 37 条は、2 年以下の投獄および 5000 ヨルダンディナーレ（約 6500 米ドル）以下の罰金またはその一方という刑罰を規定し、また水資源の汚染、認可なしの井戸の掘削、認可なしの水供給などを繰り返す法律違反の常習犯の刑罰は 2 倍にするものである。

パレスチナ水道局⁴⁹ は方針を定め、取り締まりを行うが、一方では家庭用及び工業用に水を供給するのは地方事業（ラマラ地域ではエルサレム水事業 JWU、ガザでは沿岸地区水公共事業といったような）や地方自治体（都市部）、村議会や共同議会（農村地域）などである。私有の井戸は容量が少なく、ほとんど農業用だが、家庭用の水供給が制限されているか利用できないコミュニティへの供給が次第に増えてきている。西岸地区では西岸地区水道部（WBWD）がパレスチナの井戸の取水レベルをイスラエル政府の代理として監視し、イスラエルの水管理会社メコロットから供給される水と共に、西岸地区水道部が管理しているおよそ 13 の井戸からパレスチナ人に供給される大部分の水の販売を管理している。⁵⁰

パレスチナ水道局は 1990 年代半ばに、ガザ地域の、イスラエル入植地内にあるものを除いた水資源と水施設の管理を認められたが、2005 年 9 月にはそれも廃止された。

合意に規定された水資源の不平等なアクセス

オスロ合意では「イスラエルは西岸地区におけるパレスチナ人の水の権利を認め、この権利を水資源に関する恒久的地位交渉で調停するものとする」とした。⁵¹

残念ながらこの権利は確立されておらず、共用地下水源、具体的には山岳帯水層における不公平な配分が続いている状態である。80%がイスラエル人に配分され、パレスチナ人への配分はたった 20%である。

この 20%の水配分が西岸地区に居住するパレスチナ人にとっての唯一の水資源である一方で、イスラエル人に与えられる山岳帯水層の 80%の水配分は多くの水供給源の一つにすぎない。沿岸帯水層やキネレット湖、(別名ティベリア湖またはガリラヤ湖)、ヨルダン川やその支流なども重要な水源で、イスラエル人はきれいな水をここからも得ている。この事実が不公平な配分をより明確なものにしている。

使用可能な地下水源の均等配分ができるどころか、オスロ合意においては、イスラエルが国内と西岸地区の違法な入植地のイスラエル人が使うために山岳帯水層から汲みあげている水の量を削減しない旨がはっきりと記載されており、この規定は次のように明文化されている。「イスラエル人入植地や軍事施設において現在水の供給源となっている水道施設や水資源は、引き続きイスラエルの水管理会社であるメコロットが管理するものとする。」またさらに「イスラエル人入植地や軍事施設の水資源からくみ上げる水は飲料水や農業用水として使用されている量に従うものとし、パレスチナ自治政府はその量に悪影響を与えて

はならない。」としている。⁵²

パレスチナ人は 1967 年からヨルダン川の水の使用を禁止されているが、オスロ合意ではこれも改善されていない。

オスロ合意で規定された水資源の配分⁵³

山岳帯水槽	推定量 ⁵⁴	イスラエル	パレスチナ
	年間 6 億 7900 万 m ³	年間 4 億 8300 万 m ³	年間 1 億 1800 m ³ (将来の水需要 + 7800 万)

以下のように配分される

西帯水層	年間 3 億 6200 万 m ³	年間 3 億 4000 万 m ³	年間 2200 万 m ³
北東帯水層	年間 1 億 4500 万 m ³	年間 1 億 300 万 m ³	年間 4200 万 m ³
東帯水層	年間 1 億 7200 万 m ³	年間 4000 万 m ³	年間 5400 万 m ³ (上記の将来の水需要 + 7800 万)
ヨルダン川	オスロ合意ではパレスチナ人のヨルダン川の水使用を許可する 内容は含まれていない		

「将来の水需要」の配分

オスロ合意でパレスチナ人へ分配される山岳帯水層の量は「*将来的に分配*」される年間 7800 万 m³の水を含み、更に今後開発される予定の東帯水層と、他の具体的に特定されていない「*合意に至った西岸地区の水資源*」からの水量が追加されることになっている。⁵⁵

残念ながら、オスロ合意は 5 年の間に最終的な地位協定が結ばれるとしていたが、この規定の中に追加の水供給実現の時間的な枠組みは全く設けられていない。

オスロ合意から 15 年の歳月が流れ、最終的な地位協定が結ばれないまま、この開発計画は実現されていない。それどころか最も水供給が可能な東帯水層をパレスチナ人が利用することをイスラエルが阻害している限り、実現の見込みすら見えない状況である。

さらに、オスロ合意後、イスラエルは東帯水層から合意の中で規定された水を大幅に超えた水を汲みあげている。その量は規定の 3 倍以上である。⁵⁶ 一方でパレスチナ人の東帯水層からの水の利用はここ 10 年で減少している。パレスチナ水道局 (PWA) によると 1999 年に年間 1 億 3800 万 m³だった水の使用量が 2007 年には 1 億 1300 万 m³まで減少し、⁵⁷ 2008 年には 8400 万 m³にまで落ち込んでいる。これはイスラエル人が過剰に水を汲み上げていることで東帯水層の水位が下がっていること、またパレスチナ人の使用できる井戸がほんの一部で、長い間使用できなくなった井戸もある、といった管理上の問題が原因であると考えられる。パレスチナ人が新しい井戸を掘ったり、既存の井戸を改修する場合には、許可を取るようイスラエルが求めていることや、許可に対する遅延や妨害がこの管理上の問題を悪化させている。またパレスチナがインフラのメンテナンスや改修資金を国際資金

援助機関に頼っていることもこの管理上の問題を難しくさせている。

2002年に当時のイスラエル水管理局長であったシモン・タル (Shimon Tal) はクネセト (イスラエル国会) にこう語った。「東山岳帯水層はパレスチナ人の手にあったものだったが、パレスチナ人はいまだに満足に開発に着手することができず、また開発には莫大な費用がかかる」。⁵⁸

イスラエルの主張：現状維持

イスラエル政府はパレスチナ人に対する共有水資源の平等な分配を頑なに拒み、「確立された優先使用」と称して共有山岳帯水層からの水の使用を主張している。この不均衡で公正を欠いた水配分が被占領パレスチナ地域のパレスチナ人の人権をも侵害しているにも関わらず、イスラエル人が山岳帯水層のほとんどの水を永久に自分たちのために使用することが正当化されているのである。

2009年4月の世界銀行の報告を受けて、イスラエル水道局は「山岳帯水層の水は湧水の流れを変えたり、井戸を掘るという形で1967年よりずっと以前からグリーンラインの中でイスラエル人によって開発され、使用され続けてきている。イスラエルはこの水に対して正当な権利を持っており、これは国際基準（現在の水の使用を擁護するもの）に適合している」という見解を述べている。⁵⁹

イスラエルの姿勢にはいくつかの重要な点において非難されるべき余地がある。根底に差別意識があり、過去の状況の解釈やその影響も差別的である。

第一に、たとえある一定期間にある集団が共有水源を不均等な配分で利用していたとしても、その資源は無条件に永続的にその集団のものである、というものではない。

第二にイスラエルが主張する「過去に認められた使用权」とは自分たちが主張するのに都合のよい過去の時期を指している。

第三に、イスラエルは、被占領パレスチナ地域におけるパレスチナ人のうち、ガザ地区の3分の2、西岸地区のほぼ3分の1という多くの人口がもともとは今日のイスラエルに住んでいた、または住んでいた者の子孫であり、紛争によって地を追われたのだという考慮に欠けている。

第四に、1967年にイスラエルがパレスチナ地域を占領した際、イスラエルは強制的に水資源の管理権を奪い、被占領パレスチナ地域の水使用に大きな変化をもたらすこととなった。自分たちが恩恵を得るために大量の地下水を汲み上げ、地表水を流用したのである。一方でパレスチナ人がこの水資源を利用することを阻んだのだ。

最後に、イスラエルは被占領パレスチナ地域に対してこの他にも強制力を行使し、その影響が直接パレスチナ人の水資源利用の激減へとつながった。また、広範囲の土地を奪い、イスラエル人入植地を違法に建設し、パレスチナ人によるインフラ整備や経済発展を阻止した。イスラエル政府の主張によれば、パレスチナの水不足は、かつて灌漑されたことの

ない、灌漑に適さない土地に水を引いたことによるものだとしている。一方で、イスラエル政府はイスラエル人入植者に対して多量の水を供給し続けている。この水は西岸地区占領後、違法に建設された入植地で今もなお拡大を続ける農地の灌漑に利用されているのだ。

60

イスラエル政府の主張は法的にも支持できるものではない。イスラエル政府は「公正で合理的な利用」と重大な損害に対する防止の二つの原則が、「多国間での共有水資源の利用と分配に関する慣習とみなされている」ことを承認している。⁶¹ 過去に確立された利用のありかたが存在したとしても、あるいは存在しているとしても、公正で合理的な利用の原則は今でも適用されるものであり、現在ある不均衡で不平等な水資源の分配を正当化することはできない。

否認の政策

村には全く水がありません。私たちは遠くから水を運ばねばならず、費用が高くてつきます。必要に迫られても思うように洗濯や掃除ができません。その余裕がないのです。日々、苦しい状況にあります。

イマン・ジャバール (Iman Jabar) は アルアカバ (al-'Aqaba) 村の住人である。自宅の解体を命じられ、これに抵抗している彼はアムネスティ・インターナショナルにこう訴える。「村には水が全くありません。住人は遠くから水を運ばなければならず、費用が高くてつきます。私には 19 歳を頭に 5 歳までの 5 人の女の子と 4 人の男の子がいます。水を得るのにたくさんのお金を費やしていますが、飲料水や料理に使うのが精一杯で他の用途に使う余裕はありません。洗濯や掃除に使える水がもっと必要です。必要に迫られても思うように洗濯や掃除ができません。その余裕がないのです。日々苦しい状況です。ヤギにも水が必要です。水を買えないのでヤギを増やすこともできません。食用や飼料用の作物を育てることができないので、買っているのですが、これも高い出費なのです」



【写真】 西岸地区のアルアカバ 村で給水車牽引用として使われるトラクター。©AI

アルアカバ村は西岸地区の北東に位置する小さなパレスチナ人居住地である。この村の家や保育所、医院やその他の建物のほとんどがイスラエル軍の命令で解体することを命じられている。数年にわたってイスラエル軍は村民に村を立ち退くようしむけているが、人々はこれに抵抗してきた。多くの住人が村を去るなか、35 世帯が村に残っている。彼らの生活は水の不足によってますます困難なものとなっている。

この村は水道施設に繋がっていない約 200 のコミュニティの一つである。 タヤシル (Tayasir) やツバス (Tubas) といった近隣の町や村では水が手に入るものの供給量は少なく、住民は頻繁に給水車から水を買わなければならない。

同じくアルアカバ 村の住人でもあるアクラン・ムハマド・サラ・タリブ (Akran Muhammad Salah Talib) はアムネスティ・インターナショナルに次のように語った。「私は 6 人の子どもと妻、そして年老いた両親を含め 10 人の家族を養っています。それに羊も飼っています。養うために 1 カ月に 10 m³ のタンク 2 つ分の水が必要で、タンク 1 つあたり 120~150 シュケル (1 カ月当たり 65~80 米ドル) かかります。とても高いけれど、この量では必要最低限しか賄えません。この量では、良質で衛生的な生活を送ることができません。それだけでなく、イスラエル軍は 5 年前に私の家を破壊し、雨水を貯めていた貯水槽も破壊しました。いところが 2 年前に貯水槽を作ったのですが、イスラエル軍はいとこに貯水槽の破壊を命じたのです」

2009 年 8 月、アルアカバ 村議会のハジ・サミ (Haj Sami) 議長は村の水問題解決の援助を訴えた。彼はアムネスティ・インターナショナルにこう語った。「住人は水を買うためにとてつもなく遠くまで行き、そこから村まで給水車で水を運んでいます。水の輸送にかかる費

用は1 m³当たり15 シュケルで、村に水路網や井戸があった場合にかかる費用の3倍から4倍にあたります。これは負担しきれません。畑を耕し、ヤギやヒツジの世話をして村の人々は質素な暮らしをしています。水がなければその生活も維持できません。村の学校や保育園は100人を超える子どもたちを抱えています。飲んだり手を洗ったりする水が必要です。これは贅沢ではなく必要最低限です。水が充分でないため、住人はシャワーを週1回しか浴びることができません。これは受け入れ難くそして非人道的です。隣人であるイスラエル人はこのような生活状況を受け入れることができるのでしょうか。受け入れられないでしょう。それなのになぜ彼らは私たちの基本的権利を否定するのでしょうか。イスラエル軍はパレスチナの村を軍事訓練に使用し、我々を危険にさらし、この地域を牛耳っていますが、設備やサービスは何も提供してくれず、パレスチナ人が自分たちで提供することもさせてはくれません」

ガザ地区における水危機

「ガザ地区の水・衛生設備がさらに悪化し機能しなくなっていることは、長い間耐え難く否定され続けている人間の尊厳をさらに軽視するものである。この危機の重要な点は、ガザ地区の人々の生活水準が急激に落ちていることである。暮らしが逼迫し、インフラが破壊され、劣化し、また、健康、水、衛生などの命にかかわるサービスの質と提供が著しく悪化しているという実情に特徴付けられている」

マックスウェル ゲイラード (Maxwell Gaylard), 被占領パレスチナ地域における国連人道支援コーディネーター、2009年9月3日⁶²。

ガザ地区における水の状況はとても深刻である。ガザ地区の唯一の水源である沿岸帯水層は、汚水溜めや汚水が溜まった貯水池からの処理されていない汚水と海水（それ自体も汚水が日々近くの沿岸から海へ流れ込んで汚染されている）の浸潤によって汚染されており、過剰取水もあって質の低下が著しい。

ガザ地区の住民が利用可能な平均水量は一日につき一人当たり約80から100リットルで⁶³、西岸地区における平均水量よりも若干上回っている。しかし、ガザ地区の沿岸帯水層からされる水の90%以上は汚染されており、人間の消費には適していない。⁶⁴ 飲料水媒介の伝染による病気は日常茶飯事である。国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) の医療・保健部門は、2009年2月のガザ地区の伝染病に関する公報のなかで、「報告されているガザ地区の難民の伝染病の主な原因は、急性の血性下痢と水性下痢である⁶⁵」と報告した。

2009年9月に公表された国連環境計画 (UNEP) の報告、「2008年12月 - 2009年1月期の交戦状態拡大後のガザ地区の環境評価」では次のように述べられている。「地下水の汚染はガザ地区で二つの深刻な水汚染を起こしている。まず、これが一番重要なのだが、地下水の硝酸塩の濃度が上がっていることである。ガザ地区の大部分、特に汚水の浸潤が集中している地域付近の地下水の硝酸塩濃度は、WHO公認のガイドラインである1リットルあたり50mgをはるかに超えている。…第二に、現在されている水は塩分濃度が高く、汚水もまたとても塩分を含んでいるため、浸潤する帯水層の塩分を濃くしているということである。飲料水に高濃度の硝酸塩が入っていることで幼児たちがメトヘモグロビン血症に罹患するということがよく知られており、何十年にもわたって文書に明記されている」⁶⁶

ガザ地区におけるブルーベビー症の幼児

「メトヘモグロビン血症は、酸素と結びつかないヘモグロビンの一種で、メトヘモグロビンが通常よりも多く血液中に存在するという特徴のある血液の病気である。ヘモグロビンが酸化されるとメトヘモグロビンになり、その構造が変化し、酸素と結びつくことができず組織に酸素を運ぶことができなくなる。その結果貧血を引き起こす。この状態がメトヘモグロビン血症である。メトヘモグロビン血症に罹った幼児は一見健康にみえるが、口と手と足の周辺が青くなるという兆候が断続的に現れる。呼吸困難、下痢、嘔吐を発症することもある。メトヘモグロビン血症の幼児の中には、肌が奇妙な薄紫色になるがほとんど苦痛を表さないものもある。採取した血液はチョコレート色で、空気に触れてもピンクにならない。メトヘモグロビンの血中濃度が高いとき、幼児は明らかに動きが鈍くなり、多量の唾液が出て、意識を失くしていく。メトヘモグロビンの血中濃度が更に高くなると、けいれんを起こしたり死ぬことがある…。硝酸塩の値は、最新（WHO 2008 年）のガイドラインでは 1 リットルあたり 50mg としている。汚染物質としての硝酸塩のやっかいな特徴は、無色・無味・無臭であることだ。そして住民はその危険性を知らされなかったことで、高濃度の硝酸塩を含んだ水を飲み続けることになったのである。ガザ地区の地下水の監視から、1990 年代に早くも硝酸塩が存在していたことが分かっている。硝酸塩濃度レベルの上昇は、主として、地下水に流れ込む農業用雨水だけでなく、家庭用污水浄化槽からの汚水の浸潤によっても引き起こされていた。ガザ地区の硝酸塩の値は上がり続け、現在ではその地域全体に健康被害を引き起こしている…。1990 年代には、ガザ地区におけるブルーベビー症についてのデータが出始めた…。現在のガザ地区におけるメトヘモグロビン血症の状況は分かっていない。というのも一般的に入手できる体系的な研究報告がないからである。しかし、先に言及したように、地下水の硝酸塩濃度のレベルが上がっており、その地域全体にますます広がっている。ガザ地区には、問題はまだ存在し、その認識が広まっていないので、多くの子どもが危機に瀕している」⁶⁷

小規模での淡水化：一時しのぎの解決策

小規模での淡水化—多くは民間で行なわれている—は応急措置として始まった。沿岸地区水公共事業(CMWU)が運営している 4 つの公共淡水化施設（1 日に 1000m³ の供給）に加えて、少なくとも 40 の民間淡水化施設があり、給水車によって運ばれる卸売りと石油缶での小売りの両方を行っている（1 日に 2000m³ の供給）⁶⁸。民間施設のほとんどがパレスチナ水道局(PWA)による認可を受けていない。また水道局は多数の小規模施設を監視する能力を持っていないので、認可を受けた施設すべてが管理されているわけではない。個々人の家の淡水化設備も何千とあるが、同じように監視の目は届かない⁶⁹。従って、民間もしくは個人宅で淡水化された水は汚染されたままの可能性がある。

大多数の人々は個人的に水を淡水化する余裕がなく、もし公共の水源から淡水化/純化された十分な水が供給されなかったら、危険な水源からの水を使わざるを得ないことになる。

しぼんでいく資源

オスロ合意では、西岸地区とガザ地区は、統一された一つの領土を構成するとされている⁷⁰が、西岸地区からガザ地区への水の輸送は許されておらず、ガザ地区の水は地区内の水資源で賄わなければならない状態で、放って置かれたまま、両者の水部門は分断されたまま

である。

ガザ地区の唯一の水源である沿岸帯水層は、概算で 5500 万 m³ の涵養流入を毎年行なっているが、150 万人の住民の必要を満たす量には程遠い。ガザには追加の水を供給する大規模な淡水化施設のような他の供給源はない⁷¹ ので、住民の必要を満たすには、涵養流入される量の二倍以上を沿岸帯水層から、過度に取水するしか方法がないのだ。当然ながら、これによって帯水層の塩分濃度が高まりや、汚水の浸潤による汚染もかつてないほど広がり、沿岸帯水層の急速な悪化を引き起こしている。



【写真】2009 年 1 月のイスラエルによる攻撃によって破壊された揚水ポンプと井戸（ガザ市ゼイトゥーン地区）© AI

国連環境計画（UNEP）の見解。「ガザ地区をとりまく環境はいかなる点からも絶望的である…。沿岸帯水層はひどくダメージを受け、急速に崩壊している。こうした傾向が今すぐ反転しない限り、ダメージを回復させるのに何世紀もかかってしまうだろう…。理想的には、沿岸帯水層からの水の抜き取りを止めるべきであり、回復を見極めるために監視システムが備え付けられるべきである。沿岸帯水層が回復し、流入量の正確なデータを使って継続的な産出量を算出し直してはじめて、管理された取水を許可するべきである。また、代替の水源を開発して、沿岸帯水層の使用を一時停止すべきである。必要量の水を供給する唯一の方法は、海水の淡水化である…。技術的には可能だが、実行するには財源、資材、装備および技術者が必要であり、それらは現在のガザ地区では手に入らない⁷²」

「締約国…はいかなる場合においても、水並びに水に対する権利の確保に不可欠な財およびサービスを阻害する制裁またはその他の措置を課すことを控えるべきである。水は決して、政治的および経済的な圧力の道具として用いられるべきではない」

経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会、一般的意見 15（2002）：水に対する権利

2007 年以降特にひどくなったイスラエルによるガザ封鎖はすでに深刻な水の状況をさらに悪化させている⁷³。2009 年 9 月 3 日に、国連人道問題調整事務所（OCHA）は、以下のような懸念を表明している。「水と衛生の施設の建設、維持、運営に必要な機材や物資をガザ地区に搬入することを拒否されている。その結果これらの必要不可欠な公共事業が徐々に悪化していつている。2008 年から 2009 年のイスラエルの軍事攻撃による破壊は、公共事業と施設を崩壊のふちに追いやり、すでに危機的であった状況をさらに悪化させた」。国連人道問題調整事務所（OCHA）は、「ガザ地区の水と衛生の危機に対応するのに必要な、建設と修復のための資材をガザに搬入することを保障する緊急の措置をとるよう」イスラエルに命じた⁷⁴。

共同水委員会（JWC）－見せかけの共同事業

共同水委員会（JWC）は、オスロ合意に従って設けられた統治体制整備の一つである。オスロ合意は 5 年の暫定期間の後、1999 年に終了する予定だったが、被占領パレスチナ地域の今後の恒久的地位協定が結ばれていないため、今日もなお継続している。共同水委員会の役割は、西岸地区内におけるヨルダン川以外の水資源の管理を監督することである。⁷⁵

共同水委員会の活動を理解するためには、西岸地区で広まっている法的、またその実施上の現実的状况を考慮に入れる必要がある。現在、西岸地区はイスラエル軍占領下にあり、イスラエルは占領権力としてこの地区を民法でなく軍隊を使って支配し、この地区を事実上統制している。それはパレスチナ人住民の移動や活動はもちろんのこと、水資源や土地、境界線にまで及んでいる。パレスチナ人がどこに井戸を掘ったり、農業用雨水貯水槽を建設したり、水道管を通したり、家を建てたり、木を植えたりするのか、どこでヤギや羊に牧草を食べさせたりするのか、そしてそれらに許可を与えるのかを決定するのは軍である。パレスチナ人が西岸地区内を移動する際、許可を与えるか、そしていつどの道を使うのかを決定するのも軍である。イスラエル軍とイスラエル警察は被占領パレスチナ地域内において、パレスチナ自治政府の管轄下を含む全ての地域のパレスチナ人を逮捕したり投獄したりする権限が与えられている。そしてその権力はとりわけパレスチナ自治政府の大臣やパレスチナ議会の議員を投獄するために使われてきた。一方、パレスチナ自治政府は、たとえイスラエル軍やイスラエル民間人がパレスチナ自治政府の管轄下の地域で罪を犯しても、彼らに対して何の統制力も権力も持っていない。

共同水委員会はイスラエルとパレスチナの水道局の代表から成り、西岸地区内の水利に関するほとんどの活動について、双方の同意が必要とされる。しかし、双方の権力と統制力は同等ではない。世界銀行は次のように指摘している。「共同水委員会は資源の共同管理と投資のための効果的な共同管理体制の枠組みを提供するという役割を果たしていない…。共同水委員会は、権力や能力や情報や利益に関して基本的に同等でないため、『共同』水資源管理機構として機能していない。このことが、水管理をめぐる紛争の解決のための同意に向けた取り組みの進展を妨げている」。⁷⁶

ある主要な国際的資金援助団体を代表して、共同水委員会の委員会に何度か出席したことのある国際的な水の分野の専門家は、アムネスティ・インターナショナルに、実際のところ決定権はほとんど完全にイスラエルの手に握られていた、と語った。「委員会における双

方のやり取りは正に服従と屈辱の訓練というのにふさわしいものだ」

それでも、共同水委員会はしばしばイスラエルとパレスチナの共同事業の成功例として引き合いに出されてきた。なぜなら和平プロセスが失敗に終わった後も、そして近年目立つ緊張の高まりと衝突の発生の中でも、双方は委員会に出席し続けたからである。しかし現実には共同水委員会の設立は、パレスチナの資源をイスラエルが統制するという、本質的に差別的なシステムを単に制度化したに過ぎない。そしてこの統制は、30 年余り前にイスラエルによる被占領パレスチナ地域の占領が始まって以来ずっと続いている。

西岸地区の 60%を占める C 地区では、パレスチナ人は山岳帯水層から水を引くという計画から、水道管を敷設したり取り換えたりというささいな水道工事まですべて共同水委員会の許可を得なくてはならない。実際、パレスチナ側から共同水委員会に提出された多くの水利計画の申請は、共同水委員会のイスラエル代表によって拒否されるか延期されてきた。また、許可が下りたとしても、かなり遅れてからということがしばしばだった。パレスチナ水道局(PWA)がイスラエル側に認められることはないだろうと考え、提出すらされなかった申請もあった。

イスラエル政府はパレスチナ人が山岳帯水層から引くことのできる水の量を決定している。そのうえ、パレスチナ人を監視し、命令に従うことを強要し、パレスチナの村人が不十分な水の供給を改善しようと集めた少量の雨水までも統制している。イスラエル軍は水道水へのアクセスのないパレスチナ人のコミュニティが作った小さな農業用雨水貯水槽もしばしば破壊している。



【写真左】被占領パレスチナ地域内のイスラエル人の井戸 ©AI

【写真右】許可されていなかったため、
イスラエル軍に壊された雨水貯水槽
©AI



一方、パレスチナ自治政府は、西岸地区やイスラエル内でイスラエルが山岳帯水層から引く水量を監視したり、ましてそれを制限したりする権力も手段も持っていない。パレスチナ自治政府には、西岸地区内のイスラエル人入植地にあるイスラエル人の井戸からの取水量に関するデータさえ得る方法がない。これらの井戸を監視したり、西岸地区内の新しいイスラエル人入植地や「入植前哨地」に供給するためにたびたび敷設される新しい給水網の情報を得たりする可能性などは、言うまでもなくありえない。⁷⁷

水利計画を妨げている軍の許可体制

共同水委員会の許可を確実に得ることが、西岸地区内で水利計画を行おうとするパレスチナ人が越えなければならない最初のハードルである。この許可が下りたとしても、西岸地区 C 地区内ではすべての工事が開始される前に、イスラエル軍から更なる許可を得なくてはならない。この認可は、C 地区内の井戸、汲み上げ施設、貯水池、下水処理施設などのプロジェクトばかりでなく、A 地区と B 地区内での給水網や排水網を連結するための水道管や下水管の敷設や修理に関するプロジェクトも C 地区を通るものであれば、これも対象となっている。なぜなら、C 地区は西岸地区の約 60%を占め、A 地区と B 地区内の飛び地として存在する多くの離ればなれのコミュニティを取り囲んでいるからである。実際これは、水部門のすべての重要な計画は、イスラエル軍から必要な許可を最初に得ない限り、先に進めないということを意味している。

このような許可を得ることは、延々と故意に引き延ばされる官僚的な手続きを伴う。多くの申請は拒否され、そうでないものも長く待たなくてはならない。たとえ許可が下りても、その工事が実行できるかどうかは、その時その工事が行われる場所に適用されるイスラエル軍の「安全性の考慮」の評価にかかっている。イスラエル軍の「安全性の考慮」のためにしばしばいくつかの地域は、数時間から数日または数週間、あるいはもっと長い期間パレスチナ人の立ち入り禁止を言い渡されることがある。その結果、計画のあまり重要でない部分への許可が確実に得られないために、すべての計画が長い期間妨げられてしまうことがある。たとえば村と井戸を繋いでいる水道管が C 地区内の二か所以上を通過していれば、その修理が行われるそれぞれの地域についての許可を得る必要がある。もしイスラエ

ル軍が、工事が計画されている一つあるいはそれ以上の地域で「安全性の考慮」を理由にその工事は行われるべきでないと決定すると、その工事は進められなくなってしまう。最初に許可を得ることなくこのような計画を実行しようと試みても、結果はイスラエル軍による計画中止や取り止めに終わってしまう。

パレスチナ人の水利計画に対する分かりにくい認可

2009 年 4 月の世界銀行の報告に対する回答の中でイスラエル水道局(IWA)は、西岸地区内で 70 基のパレスチナ人の井戸を許可したと述べている。⁷⁸ しかし、アムネスティ・インターナショナルがイスラエル水道局にそれらの井戸のリストを要請したが、何の回答も得られていない。イスラエル水道局はまた、たびたびの要請にもかかわらずイスラエルの日刊紙ハーレツにこれらの井戸のリストを提供することも断っている。⁷⁹

ノア・キナーティはオスロ合意の交渉の時、イスラエルの水利チームのトップを務め、現在はイスラエル水道局長のチーフアドバイザーである。最近、彼はイスラエルの日刊紙ハーレツにこう語った。「うそつきたちだよ…。彼ら[西岸地区のパレスチナ人]には十分な飲み水がある…。それにアンマンとダマスカスに給水車もある。これが彼らのやり方だ。中間合意の中で、彼らは東部帯水層から少なくとも[年間]7000 万から 8000 万³の水が与えられた。彼らは何もしなかった。彼らは我々に水を持ってこさせ、我々の費用で生活したがっている。彼らは東部帯水層で[井戸を]掘っていいのだ。そこに水があるから彼らに掘らせよう。くそっ！なぜ彼らは掘らないのか？何の理由もない、泣き叫ぶのが簡単だからだ。かれらは惨めになりたがっているのだ」⁸⁰

しかし、東部帯水層に関してでさえも、パレスチナ人は新しい井戸を掘るために必要なイスラエル政府からの許可を得るのに困難と遅延に直面し続けている。たとえば、ヒズマ地区（エルサレムの北東部）に 2 基の井戸を掘るというパレスチナ人の申請は 2000 年以来宙に浮いたままである。

ヒズマ(HIZMAH)井戸

日付	関係当局	問題点—ヒズマ井戸
2001. 4. 2	JWC 委員会	「JWU1 と 2 は水文学的に許可された」（位置の座標も含む）
2001. 7. 11	合同技術委員会 (JTC)	「JWU1 と 2（座標は上記同様）は水文学的に許可された。この申請は最終決定を得るために国防省に送られる予定」 結局、イスラエル軍は JWC が許可した場所での 2 基の井戸の掘削を認めなかった。

2004. 12. 16	JWC 委員会に先立って、イスラエル職員バルチ・ナガー (Baruch Naggar) から送られた手紙	「JWU1 と 2 の代替の井戸について - イスラエル軍は申請された場所を認めないと思われる。 - ヨシ・ガットマン (Yossi Guttman) が代わりに新しい場所を提示する予定。 - もしパレスチナ側が代替りの場所を見つけたら、それをファクスで知らせる予定」
2004. 12. 19	JWC—JTC 合同委員会	「JWU1 と 2 の代替の井戸について これらの井戸は (JWC から) 許可されたが、実行されなかった。なぜなら場所がイスラエル国防軍から許可されなかったからである。JWU2 の再配置については、ガットマン博士とパレスチナ側の間で話し合われる予定。 JWU1 の新しい場所は承認された」
2004. 7. 6	掘削についての JWC 小委員会	「JWU1 と 2 について 小委員会はこれらの井戸に許可を与えることを勧告する。イスラエル側は民生部 (イスラエル軍) から許可を出すことになっている。」 結局、イスラエル軍から何の許可も得られなかったし、軍がエルサレムを囲むフェンス・壁のルートを計画している数年間は何の進展も見られなかった。
2008. 3. 3	パレスチナ水道局長からバルチ・ナガーに宛てた手紙	「-JWC は JWU1 を 172. 4/106. 19 の経度と緯度で承認した。 -イスラエル軍は許可された場所での用地準備作業を中止させた。」 -我々が C 地区の許可を得るために民生部と接触した時、その用地は却下されたと知らされた。そして井戸の場所を移すように勧められた。添付資料は JWU1 のための 4 つの新たな提案された場所である。」 先に JWC から許可され、今回イスラエル軍に却下された用地の座標と地図も添付されている。

2008.3.5	民生部（イスラエル軍）の決定	「-申請された井戸は計画中の壁・フェンスの中にある。 -それゆえ、私はその点を認めることは出来ない。 -新しい場所を探してください。 -私は、JWC が許可したあなたの最初の申請は、採石場に近い 437 番道路の坂の上だったことを知っている」
----------	----------------	--

エルサレムの北部郊外に位置するヒズマの村は多くの土地と、そこにある泉やその他の水源へのアクセスを失った。村の土地の多くはこの 40 年間イスラエルの違法な入植地建設によって収用されてきた。ヒズマとラマラ地区内のその他に住む住民は、メコロット社が山岳帯水層から引き、エルサレム水事業（JWU）を通じてパレスチナ人に販売されている水に頼っている。エルサレム水事業は、ラマラ地区の 20 万人以上のパレスチナ人の水の供給を担っているパレスチナの水道事業である。しかし、その供給は需要を満たすには不十分であり、この地域の水不足は日常的である。

この状況を改善するために、過去 10 年間パレスチナ水道局（PWA）は、ヒズマ地区でエルサレム水事業が 2 つの井戸（JWU1 と 2、と呼ばれる）を掘るためのイスラエル当局の許可を求め続けてきた。申請は最初に 2001 年 4 月に共同水委員会によって許可されたが、場所についてはまだ軍から許可されていない。延々と続く遅れはパレスチナの住民に不利な影響を与えてきた。住民はますます悪化する水不足を経験し、さらに 2002 年、ドイツの資金提供者が、表向きは延々と続く遅れを理由にこの計画に基金を出すことを撤回してしまった。エルサレム水事業の委員会およびイスラエルとパレスチナの水利当局間の往復書簡の公式の記録（前ページの表に要約）は、パレスチナの申請が共同水委員会によって許可された後でさえも、イスラエル軍の許可を得ようとするとそこには障害と延々と続く遅れがあることを物語っている。

ルジブ（The Rujib）井戸

ナブルス南東のはずれに位置するルジブ（Rujib）で 2003 年に始まった新しい井戸の建設は難航しており、被占領パレスチナ地域における水インフラ計画の実行の際によく見られるような問題点があらわれている。

この井戸を作る目的は、ナブルスへの水の供給量を増やすことと、近隣 10 か所の村（一番大きい村の名前からアクラバ（Aqraba） 集落という名で知られている）に水を供給することである。50,000 人が住むこの地域には水道がなく、井戸が機能してそれぞれの村につながることを切望している。

井戸を作る計画は数年前にさかのぼる。このプロジェクトはナブルス市がイスラエル軍から求められている許可を取り、国際資金援助機関から必要な財源を確保した上で、2003 年にアメリカ国際開発局(USAID)⁸¹から資金の提供を受けて開始した。掘削孔は掘られたがポンプや他の設備が設置されないうちに、ハマスが地方選挙で勝利してこの地区はアメリカ国際開発局の融資不適格自治体になったため、プロジェクトは凍結された。翌年、ハマスは立法評議会選挙でも勝利し、パレスチナ自治政府においてハマス主導の政権を成立させた。これによりプロジェクトを続けて完成させるために必要な代わりの財政支援を得る可

能性はさらに減少した。その後赤十字国際委員会(ICRC)が資金援助を申し出てプロジェクトが再開することになった。

しかし 2008 年 2 月、井戸の建設は最終段階に入っていたが、イスラエル軍は作業中止を命じ、井戸の建設場所を 25 メートル東方の、道路からかなり離れた場所に移動するよう要求した。イスラエル軍のこの要求によって、対処することが困難な問題点が新たに生じた。一つには、25 メートル移動することで井戸敷地の入口が掘削孔の端にくるということだ。市当局は移動に対応するために新たに土地を確保しなければならない。もう一つは井戸設備の配置も再構成しなければならないということだ。これらすべての変更は必然的に追加出費と遅延を引き起こすことになる。イスラエル軍は市にもパレスチナ水道局(PWA)にも新しく生じた要求について何の説明もしなかった。結局、交渉の末、歩み寄りの解決策として、建設場所を 25 メートルではなく 15 メートル東に移動することになった。

サルフィート(SALFIT) 下水処理場 — 無期限延期

サルフィート(Salfit)下水処理施設建設は未解決のまま 10 年以上放置されている。1977 年初めに共同水委員会とイスラエル軍によって当初は承認されたにもかかわらず、後にイスラエル軍が建設位置に異議を唱えて 1998 年に建設作業の中止を命じた。イスラエル軍はこのプロジェクトに資金を提供しているドイツの資金援助団体に対して、建設用地は隣接するイスラエルのアリエル(Ariel)入植地の拡張予定地なので不適切であると通告し、プロジェクト全体を別な場所、用地としてはより適切ではない地に移動させ、加えてこの施設がイスラエル入植地にも連結されることを要求した。しかしイスラエル当局は資金援助団体にもパレスチナ水委員会にもアリエル入植地拡張計画に関する情報を書面で与えることは拒否した。

2001 年、イスラエル政府はプロジェクトの中止を決定したために生じる追加出費の補償金として 100 万シュケル(約 35 万米ドル)をドイツの資金援助団体に支払った。しかし、資金援助団体の見積もりによると被った追加出費は明らかにもっと高額で約 2300 万ドイツマルク(約 125 万米ドル)であった。⁸²

この事業や他の主要な事業のほとんどがそれから毎年のように一時中止された。それは主にイスラエル軍が西岸地区内での人と物資の移動に厳しい規制を課したためであった。

プロジェクトの実施再開に向けて、2004 年にイスラエル政府とドイツの資金援助団体の間で本格的に交渉が再開された。

2005 年 2 月 7 日の会議で、ドイツの外交官はイスラエル水管理局と軍に対して「…治安フュンス, アリエル入植地、またはそれに付随するいかなる拡張箇所も、プロジェクトの完成を妨げるようなものにしないという確約書を作成して提出すること。この問題に関してのイスラエル側の書簡には署名があること」を求めた。これに対してイスラエル水管理局の職員は「…この問題に関して署名入り保証書を出すことはできない」と述べた。⁸³

数ヵ月後、2005 年 6 月 7 日付の文書でイスラエル防衛省にある領土政府活動調整担当

(COGAT) 設備部長はパレスチナ水道局委員長にドイツの資金援助団体の代表者に会って、「我々がサルフィート処理場建設事業をどのように推進しているか」を説明したと報告し、「…領土政府活動調整担当 (COGAT) はこのプロジェクトの重要性を認識しており、成就させるために最善を尽くす」と付け加えた。

しかしこの時点で、イスラエル政府はアリエル入植地とその工業地帯や付近の入植地から出る排水の処理のインフラをまだ建設していなかった。ドイツの資金援助団体としては、イスラエル政府がアリエル入植地の排水処理問題を解決するために具体的な行動を起こしたことを確認するまで、サルフィート排水処理施設開発の再開は見合わせたいということであった。

2007 年 11 月イスラエル軍は、パイプラインを建設してアリエルおよびその工業地帯、その他のイスラエル入植地の汚水をイスラエルのシャフダン (Shafdan) に運んで処理することを提案した。そしてパレスチナ地域だけに特定した下水処理場建設は「環境に悪影響を及ぼし景観を損なう」と主張し、軍はその新設のパイプラインをイスラエルまで引いてサルフィートからの汚水もそれを使うべきであると提案した。⁸⁴

しかしパレスチナ水道局はこれを拒否した。イスラエル軍が提案したパイプラインの使い方では、パレスチナ水道局はサルフィートの下水処理費用をイスラエル政府に支払わなければならない上に、処理された水はイスラエルで使われることになるからである。イスラエル政府はすでに他のパレスチナ市街地—トウルカレム、カルキリア、ヘブロン—の下水処理に同様の取り決めを課しており、イスラエルはパレスチナ自治政府の税源（イスラエルを通過して被占領パレスチナ地域に入る輸入品に課せられる税金で、パレスチナ自治政府に代わり、イスラエル政府が集めている）から自動的に差し引くことで経費を負担させている。⁸⁵

サルフィート下水処理プロジェクトには数々の障害が立ちはだかっているが、イスラエル軍は数年に及ぶ遅延に関する責任をとることを一切拒否し、市民行政局外交部(イスラエル軍)の部長が 2008 年 4 月 20 日にパレスチナ水道局委員長に宛てた書簡の中で次のように記している。「サルフィート排水処理プラント (WWTP) は B 地区で計画されており、これはパレスチナ自治政府の管轄である。市民行政局としてはパレスチナ水委員会がなぜこの処理場建設を開始していないのかわからない」

ドイツの資金援助団体⁸⁶は排水処理プラント (WWTP) 建設への融資を次の理由により延期した。

- 1) 現在イスラエルのアリエル入植地(住民約 20,000 人)から出る排水は、大規模処理場のないサルフィートからの排水と同じワディに排出されている。従ってサルフィートだけのための解決策では生態学的見地からいえば効果的ではない。アリエルの排水を集めてイスラエルに運び、処理をするという提案が市民行政局から出されているが、この案はまだ明らかな確証がない。
- 2) 排水処理プラントに関する現在の提案(活性汚泥技術)は、社会経済上も操業上もかなりの危険性があり、財政的持続性にもマイナスの効果しかない。

サルフィート・プロジェクトの工事再開はまだされていない。この事業へのドイツの資金援助団体は、イスラエル入植地から出る排水がここに放出され、土壌が汚染され続ける限り、事業を前に進めようとはしない。サルフィート市とパレスチナ水道局は、イスラエル側がアリエル入植地から出る排水をパイプ輸送してイスラエルで処理する事業を完成させたら、このプロジェクトが再開するだろうと期待している。

軍の許可が義務付けられているのは大規模水事業だけではない。西岸地域の 60%を占める C 地区では、パレスチナ人は自宅の庭に小さな貯水槽を作るだけでも、イスラエル軍の許可を取らなければならない。

サルフィート地区のシュクバ村 (Shukba) では水道管で水が供給されているが、水不足は日常的によく起きる。村のはずれにある家や小高い土地に建っている家では水がある時でさえ水が届かないのである。特に困っている家の一つがクダー家である。彼らはスペインの NGO の支援を受けて庭に貯水槽を作って水道管から来る水を貯え、集めた雨水と給水車から購入した水も加えて貯えていた。しかし、2008 年 2 月 26 日、イスラエル軍はその家族に貯水槽の取り壊し命令を出した。許可を得ずに作ったというのがその理由であった。その命令はまだ実行に移されておらず保留となっている。

教師であり、7 人の幼い子供たちの父であるバッサム・クダは 2008 年 5 月、アムネスティ・インターナショナルに次のように語った。

「私たちの家は村のはずれの丘の上にあるため、水を得られないことがとても多いんです。水が届くには水圧が低いからです。だから私は貯水槽を作ることにしたのです。水が手に入る時にいつもタンクいっぱいに貯えておけば、蛇口から水が出ないときでも水を使うことができるのです。他にどんな目的があるというのですか。私たちには小さい子が 7 人います。節約して使っていてもまだ水は足りません。彼らはどうしてこんな小さな貯水槽を取り壊したいのでしょうか？だれにも迷惑をかけていないし、タンクは自分の土地内にあるのです」



【写真】 被占領パレスチナ地域、シュクバ村のバッサム・クダの家と貯水槽。取り壊しの脅威の下にある。©AI

追放の手段としての水資源へのアクセスの制限

「彼らはあらゆる手段を使って私たちが地域から追い出そうとしています。土地を取り上げることが一つ、水を手に入れにくくするのがもう一つの方法です」

西岸地区 南ヘブロン丘陵ツワニの地域活動家ハフェズ・ヘレニ(Hafez Hereni)

イスラエル政府はパレスチナ人が汲み出すか買うことの出来る水の量を制限すると共に、西岸地区の大部分の土地へのパレスチナ人の立ち入りを禁じ、または制限して水が手に入らないようにしている。西岸地区の大部分の土地は軍用封鎖地域とされ、イスラエル入植地に近いか、入植者たちの使う道路に近い、または軍事訓練に使われる、自然保護区であるなどという理由でパレスチナ人は立ち入りを許されていない。そのような地域は特に西岸地区の西の端と東の端に沿ったところにある。特に西側はグリーンライン地区に沿っていて、被占領パレスチナ地域全体で最も豊かな水源があるため、パレスチナ人にとって貴重なのである。この地域の土地を占有することはイスラエルにとって二つの点で有益である。一つは良質の水を汲み出すことの出来る山岳帯水層へパレスチナ人が行くのを妨げられること。そしてもう一つはイスラエル領に接している、あるいは近いところに多くのイスラエル入植地の建設を可能にしていることである。東側はヨルダン川に沿った土地でか

つてパレスチナ人が耕作していたのだが、イスラエルはその全域を軍用封鎖地域と宣言し、パレスチナ人がヨルダン川の水を得ることやその地域の豊かな農地へ行くことも禁じている。今ではイスラエル入植者たちがそのどちらも利用している。西岸でのイスラエル側の水抽出量はヨルダン溪谷のイスラエル入植地が最も多く、そこではイスラエル入植者たちはヨーロッパ輸出用の農作物を生産する広大な農地を持っている。⁸⁷

イスラエルはミリ (*miri*) という所有権を規定したオスマントルコの古い土地法を利用して、被占領パレスチナ地域の土地の多くを取り上げた。ミリ所有権は土地の使用実績に基づいており、パレスチナ人耕作地のほとんどはこのミリ所有権に区分される。この法律によると 3 年間耕作されていないミリの土地は開墾を希望している村民に競売され、10 年間連続して耕作したものに土地の所有権が与えられる。パレスチナ人が近寄れず、また水がない為に耕作できない一方で、イスラエルの入植者たちは立ち入ることが出来、水を十分手に入れることにより耕作できたので、イスラエルはこの法律を使って広大な土地を取り上げたのだった。このようなやり方は今も続いている。⁸⁸

貯水槽の破壊—狙われやすい脆弱なコミュニティ

イスラエル軍はパレスチナ人の水施設（農業用雨水灌漑貯水槽、農業用ため池や湧水）が軍から許可を得ずに建設されたという理由で破壊したが、それに伴い西岸地区の特定の場所からパレスチナ人の居住を制限または排除したり立ち退かせたりするという手段もよく講じた。これらは、入植地や関連インフラの拡大また将来併合する可能性を見据えて、イスラエルが占有しようと特に興味を持っている地域である。

この地域では雨水の貯水槽は何世紀もの間使われてきた。ほとんどの家庭用貯水槽は平均で 50 m³という容量の小さなものである。農業用貯水槽は家庭用貯水槽よりもやや大きく、古代ナバティア人の伝統に基づいて作られている。貯水槽は雨水がたくさん集まるようスロープや斜面を使って特別に造成された場所の最も低い地点にある。



【写真】南ヘブロン丘陵、
ハサリーンの羊飼い達が所
有するナバティアン貯水槽
©AI

西岸地区全土の約 200 ものコミュニティには水道網がなく、雨水、買った水と他の地域から給水車で運ばれてきた水でまかなっている。そのようなコミュニティでは雨水は飲料用、家庭用や動物と農作物用として昔から非常に重要なものである。これらのコミュニティでの水使用量は平均よりもずっと少なく一日一人あたり 20 リットルに過ぎない。雨が沢山降った年は雨水を集めて地下の農業用貯水槽にためて一家に必要な水量として数ヶ月間使う。貯水された水が無くなると村人は給水車から水を買って貯水槽に貯める。

近年給水車で運ばれる水は、農村地帯ではことに高価になった。水を運ぶ給水車は長い迂回路、それも舗装されていない道路を通らなくてはならず、またパレスチナ人は主要道路を通れないか、主要道路へ通じる道が限られており、イスラエル軍の検問所もあるためだ。その結果道路は直進ルートをたどるよりも 10 倍長くなり、ガソリン代や悪路を走る給水車のメンテナンス代が余計にかかってしまう。

給水車で運ばれた水は水道水よりも平均で 5 倍あるいはそれ以上高い場合もある。イスラエルの封鎖政策により、パレスチナ人の失業と貧困が拡大したため、家庭用水の購入は収入の大きな割合を占めるようになった。多くの家庭は今では収入の 1/4 か 1/3 を水の入手のために使わざるをえなくなっている。食料用と収入を増やすために、作物を生産したいと思っても、作物を育てる為の水を買うお金がないのでそれが出来ない。家畜のための水や飼料を買うことができないため、彼らの主な収入源である家畜を売らざるを得ない者もいた。近年の長く続いた早ばつは事態を更に悪化させた。雨季に十分な雨水を集められなかった牧畜業者は飼料となる作物や牧草が減り困窮した。イスラエル軍が住民の家畜を飼育できる地域の制限を強化したために困難が一層ひどくなった。

多くのパレスチナ人にとって雨水を集めることが危機的状況になっている中で、イスラエル軍はさらに彼らの雨水の貯水槽を破壊し、新しい貯水槽の建設や、古いものの修繕をさ

せないなど締め付けを強化している。

「水に対する人権は人間の尊厳を持った生活を営むのに不可欠である」

〔国連経済的社会的及び文化的権利に関する委員会 一般的意見 15 第 1 項〕

経済的社会的及び文化的権利に関する委員会は十分な食料に対する権利を実現する農業のために、持続可能な水資源へのアクセスを確保することの重要性を注記している。農民女性を含む、不利な状況にありまた疎外されている農民が、水並びに、持続可能な雨水の取入れ及び灌漑技術を含む水管理システムへの公平なアクセスをもつことを確保するために、注意が払われるべきである。人々が「生存の手段を奪われ」てはならないと規定した規約第 1 条 2 項の義務に留意し、締約国は、生存のための農業及び、先住民の人々の生活の確保のための水への十分なアクセスがあることを保障すべきである。

南へブロン丘陵

南へブロン丘陵の住民は羊や山羊の飼育に頼って生計をたてている。その結果数年続いた早ばつのために特に困難な立場に立たされている。2007－2008 年の冬季は降雨が年間平均の 13% しかなく、水不足と飼料の値上がりをもたらした。2008 年 1 月の国連の報告によると多くのパレスチナ人の村人は家畜を手放して資産を使い果たしてしまったと報告している。家畜の飼育で生計を立てられなくなった人々は国際的援助に頼らざるを得ないだろうと報じている。⁸⁹

2009 年 7 月 20 日の午後小さな村のツワニでイスラエル兵の一団がパレスチナ人の 9 つの建造物（貯水槽、洞穴と 7 軒の新築家屋）の「建設作業停止」命令を出した。⁹⁰ 一年前の 2008 年 6 月 26 日にはイスラエル軍はスペインの NGO の支援の下でその年の始めに建設し始めていたより大きな貯水槽の「建設作業停止」命令を出した。南へブロン丘陵の多くの村のようにツワニには水道がひかれていないので、村民は雨水を貯めたり、給水車から購入した水を貯水するのに貯水槽に頼っている。近年ツワニと近くの村では次の三つの要因から深刻な水不足に陥っている。一つは長く続く早ばつ、二つ目はイスラエル軍がこの地域のパレスチナ人の移動をさらに厳しく制限したことにより、給水車の迂回路が長くなりまた費用がかかるようになったこと。三つ目はイスラエル人入植者たちの頻繁な村人や貯水槽への攻撃により、村周辺の貯水槽が破壊され、水へのアクセスが制限されるようになったことである。

ツワニには 150～200 人の住民が住んでいる。村の中心にある最も古い家は 200 年以上前のもので、また人々が今も住んでいる洞穴式の住居はローマ時代にさかのぼると思われる。最近新築された、質素で小さな建物数軒はイスラエル兵に破壊された。イスラエル人と国際的なボランティアたちの支援で建設された小さな診療所にも破壊命令が下されている。村には小さな小学校があり、隣接している村から子どもたちが毎日数キロ歩いて通っている。

泉の水を貯めた井戸の水を住民は飲料用と調理用に使っている。洗濯やその他の生活用水と家畜用水は雨水の貯水槽と給水車で運ばれた水に頼っている。彼らには毎晩数時間だけ作動するディーゼル式発電機で起こす電気しかない。

村は周囲を 2, 3 のイスラエルの入植地に囲まれている。マオン(Ma'on) (1982 年に設立された) を北東に、ハバットマオン(Havat Ma'on)とアビゲイル(Avigail) 入植前哨地にそれぞれ東と南西を囲まれている。

ツワニに住む幼い 5 人の子供を持つ母親のアイシャ・ヘレニ(Aisha Hereni)はアムネスティ・インターナショナルにこう語った。「私には五人の子どもがいます。飲料水と調理用や衛生のため、洗濯、家の掃除と山羊のために水が必要です。一滴一滴を節約していますが決して十分ではありません。毎日が水との闘いです。水が少ししかないのに、イスラエル人の入植者たちがため池を汚染するのではないかといつも心配しています。彼らは汚れたオムツ、鶏の死骸やあらゆる生ごみを池に投げ込むことが今までに何回もありました。その上私たちが水を汲みに行くと、入植者や兵隊たちがやってきて邪魔をするので貯水槽から水をくみ出すことが出来ないのです」⁹¹

彼女の夫の地域活動家ハフェズ・ヘレニはこう述べている。「この地域は乾燥地ですが、以前は私たちにとって必要なだけの水がありました。イスラエルの入植地が拡大するにつれて水の入手が困難になりました。ここ 2, 3 年は主要道路が全て閉鎖されてしまい、水を手に入れることがとても困難となってしまいました。ヤッタ(Yatta)から給水車は悪路を通ってこななくてはなりません。この道は 10 m³の大きな給水車が通ることが出来ないので、トラクターに連結したより小さい 3 m³の給水車を使わなくてはなりません。移動には時間がかかり、小さな給水車だと何回も往復しなくてはならず水の値段は更に高くなってしまいます。私たちは水にお金を多く費やしますがそれでも十分ではありません。彼らはあらゆる手段を使って我々をこの地域から追い出そうとしているのです。土地を奪おうとしたり、また水を手に入れにくくしようとして追い出そうとしています」

イスラエルの水道局の水道管は近くのイスラエル入植地マオンに送水するため、ツワニ村の周囲を通っている。長年にわたって村人はイスラエル軍に村にも水道管をつなげる許可を申請してきたが、要求は拒否された。この地域のイスラエル入植地は、国際法に違反して建設されたにもかかわらず、このような問題は起きていない。以前はツワニ村民の土地であったところのマオン入植地には今では大規模な酪農場や養鶏場、良く灌漑された果樹園があり、豊富な水によって維持されている。スッシャ入植地には灌漑された大きな農地のほかにスイミング・プールさえもある。⁹²

ツワニ村民が建設していた貯水槽はイスラエル軍が建設停止命令を出すまでは村の水不足を解消することが出来る筈だった。またこれは雨水を集めるばかりでなく給水車によって運ばれ、購入した水を貯えるための大型の貯水用施設となり、送水の費用を減らすはずだった。2009 年 6 月、イスラエル軍は、村に沿って引かれているメコロット社の水道本管から注水する地点を設置することを同意したと報じられたのだが、設置は未だに実施されていない。その間ツワニの住民や隣接する村ではひどい水不足に直面している。⁹³

隣接するマオン入植地やハヴァット マオン入植前哨地の入植者たちがツワニの土地の一部や貯水槽を取り上げるばかりでなく、残されている貯水槽に近づこうとすると度々襲ったり、貯水槽に鳥の死骸、汚れたオムツその他の汚染物を故意に投げ入れるなどして嫌がらせをするので、ツワニの住民たちの苦境はさらに深刻化している。

イスラエル軍は2008年1月3日に、近くのもう一つのパレスチナ人村 **ダラジ アルハサリーン(Daraj al-Hathaleen)**の9個の貯水槽の破壊命令を出した。これらの貯水槽は農業連盟委員会(Union of Agricultural Work Committees UAWC)とパレスチナ農業救済委員会(PARC)の資金によるプロジェクトの一環として2006年に建設された。村には水道がひかれていないのだが、かつてイスラエル軍基地があったときに使われていた古い水道管が村の近くに通っている。住民たちは家庭で使うためにそこから水を汲みだすことが出来る。しかしそれだけでは十分ではないので、村の人々は雨水の貯水槽を村の周りに建設して水の供給を増やし、飲用と家畜を飼育するための水を確保しようとした。地元のNGOのために活動している弁護士は住民の代理人としてベイト・エル(Beit El)にあるイスラエル軍作戦委員会に破壊命令反対の訴状を申し立てたが訴訟は未だ係争中である。

イスラエルの西岸地区にあるパレスチナ人の貯水槽の破壊は第4回ジュネーブ条約の第53条に違反している。この条約は「その破壊が軍事行動によって絶対的に必要とされる場合を除く」外は、私人または団体の財産の破壊を禁止している。また経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約(ICESCR)の第11条1項で保障されている相当な生活水準についての権利の構成部分である、水に対する権利への明らかな違反である。(国際法の項を参照のこと)

ヨルダン渓谷における給水車の押収

イスラエル軍は近年、夏の間パレスチナ人の牧畜コミュニティに圧力を強めてきた。彼らの給水車を押収し、一番暑い時期に村人や家畜から水を奪うことで彼らをヨルダン渓谷の外に追い出そうとしているのだ。

ラスアルアマル(Ras al-Ahmar)村落では、2009年6月4日イスラエル兵が18家族の住まいとその家畜の小屋を破壊し、給水車および村人が水を取ってくるのに使用していたトラクター、トレーラーを押収した。大勢の子供を含む130人以上もの人間が家を失い、1年で最も暑い時期に住まいも水もない状況で放り出された。

この近くに位置する小村落の**ハディディヤ**と**フムサ**でもこの地域から住民を追い出すため、イスラエル軍は同様の手口を使ってきた。3年前の夏からイスラエル兵士は給水車を押収し、この地域での移動を制限することで村人の水へのアクセスを制限してきた。

2007年7月28日、イスラエル兵士はフムサの住人である**アーマド・アブダラ・バニ・オデ(Ahmad Abdallah Bani Odeh)**から2台の給水車を押収し、村に2台しかないトラクターのうちの1台を押収した。兵士たちは**ハムラ(Hamra)**にある軍の検問所で**アインシブリ(Ain Shibli)**泉に家族と家畜のために水を汲みに行こうとしていたので彼を止めた。兵士たちは彼に4500シュケル(1000米ドル以上)の罰金を払わなければならないと告げた。これは牧畜で生計を立てるのに苦しんでいる村人には到底払えない金額である。またこの地を去りトラクターと給水車を取り戻すために戻らないという誓約書を書かなければならないというのだ。アムネスティ・インターナショナルはジェリコにあるイスラエル軍の地区調整部(DCO)にこのことについてかけあったが、役人は罰金を支払いこの地を去るという誓

約書にサインをした場合にのみトラクターと給水車は彼の元に返却されるということを改めて主張した。村人は軍によってこの地域に住むことを正式に認められているわけではないので、水を集めるなどここに留まろうとするいかなる行動も許されないと役人は言った。イスラエル軍は村人が射撃練習場として軍用に指定された「軍用封鎖地域」に居住していると考えている。⁹⁴



【写真】ハディディヤのムハammad・バニ・オデが羊と一緒に給水車の前に立っている ©AI

数週間後、イスラエル軍はアフマッド・アブダラ・バニ・オデの家族から 2 台目の給水車を押収し、ついに村人たちは以前立ち退かされた場所から、ハディディヤ近くに帰るよう強いられた。のちに彼らは少しだけ安くなった罰金を支払うことでトラクターと給水車を取り戻した。

イスラエル軍は次の夏も同じような事を行った。2008 年 9 月、ハディディヤの村人から 2 台の給水車を奪い、2 台の給水車とトラクターを近くのハムラの村人たちから奪った。それらは水を汲むために無くてはならないものだったので、またしても村人たちは重い罰金を払わされた。

ハディディヤやフムサ、その他の地元コミュニティに住むパレスチナ人は水を買うために何キロも移動しなければならない。⁹⁵ 近くに大きな井戸が 1 つはあるが完全にロイ(Ro'i)、ベカオット(Beka'ot)とハムダッド(Humdat)の周辺の入植地に住むイスラエル人のために掘られたもので、イスラエル軍がパレスチナ人にはお金を払ったとしても使用を許さないためだ。この地域の他のイスラエル人入植地のようにこれらのイスラエル人入植地も大規模な灌漑農地を擁している。ヨルダン溪谷のイスラエル入植地のウェブサイトによると農産物の生産高は年間 1 億 5000 万シェケル(1300 万米ドル)にも上り、そのほとんどが輸出されている。⁹⁶ イスラエル入植者の農地の広大な広がりはずぐ近くの乾いて痩せたパレスチナ人の村と対照的である。

ハディディヤに住む7人の母親であるイナム・ビシュアラット(In'am Bisharat)はアムネスティ・インターナショナルに次のように話した。「わたしたちは最も厳しい状況下に暮らしています。水も電気もなく何のサービスも受けられません。水不足は最も深刻な問題です。男たちは水を得るために一日のほとんどを費やしますが無駄に終わることもあります。しかし、どうしようもありません。わたしたちが生きるため、羊たちを生かすためにほんの少しの水が必要なのです。水なしには生きられません。[イスラエル軍]はわたしたちをあらゆる場所から切り離しました。道は閉鎖されました。子どもたちの学校があるタムン(Tammun)までの道も週に3日(日曜日、火曜日、木曜日)しか開いていません。しかも午前と午後にそれぞれ30分間(8:00-8:30am, 3:00-3:30pm)だけです。ですから子どもたちは平日はタムンの親戚の家になければなりません。わたしたちはこのように生きることを選んだわけではありません。わたしたちだってもちろん美しい家や庭、農地を持ちたいと望んでいます。しかし、これらの特権はイスラエル入植者に限られわたしたちには最低限のサービスさえ許されないのです」



【写真】フムサの子どもたち ©AI

村人たちは日に1人当たりたった20リットルの水で生活をしている。これはWHOが推奨している最低100リットルと比べると極端に少ない量である。彼らは農地を耕すことも、彼ら自身が食べたり家畜に与えたりする少量の作物さえ育てることができず、家畜の数を減らさざるをえない。

ヨルダン溪谷のパレスチナ人住民は伝統的に農業従事者や放牧家で、農作物、および羊やヤギから作られる乳製品で生計を立ててきた。ところが今日、イスラエル軍が課す制約のため彼らはますます生きるのが困難になっている。イスラエル軍はパレスチナ人の移動を制限し、家や貯水槽を取り壊し、彼らの財産やその他の手段を奪っている。このようにしてイスラエル軍は彼らから水を奪い、立ち退くよう圧力をかけているのだ。⁹⁷

農業用水設備の破壊

2008 年 1 月 15 日、イスラエル兵士がヘブロン¹の北西に位置するベイトゥーラ(Beit Ula)村の南西にある 9 つの雨水貯水槽を破壊した。これらの貯水槽は一家族が所有しており、2006 年 6 月に EU の支援により地元の 2 つの NGO、パレスチナ農業救済委員会(PARC)とパレスチナ水文学グループ(PHG)が食品の安全性を高める農業プロジェクトの一貫として、作ったものである。8 つの貯水槽を PARC が、1 つを PHG が作った。土地を伝統的な段々畑にならし、かなりの経費をかけて、オリーブを中心にアーモンド、レモン、イチジクの木を 3000 本以上植えた。貯水槽はこのプロジェクトに欠かせない要で、1 つの貯水槽が 1 区画 10~12 ドゥナム(1~1.2 ヘクタール)の土地に水を供給することになっていた。農民達はこのプロジェクトの総経費の大部分を負担していた。

2008 年 3 月 15 日、アムネスティ・インターナショナルの代表団はこの地を訪れ、全てが破壊されたのを目の当たりにした。唯一残っていたのは、「EU・パレスチナ農業救済委員会—プロジェクト 2005/106—391」と書かれたプレートだった。貯水槽は徹底的に破壊され、何本かの苗木を残して果樹園の木々は根っこから引き抜かれ潰されていた。土地を掘り返すのにブルドーザーが使われ、土地を囲っているフェンスは壊され、随分前に植えられたオリーブの木でさえ引き抜かれて潰された。それはまるで荒廃地のようだった。



【写真】ベイトゥーラにある破壊された貯水槽と果樹園 ©AI

農民の一人、マハムード・アルアダム(Mahamoud al'Adam)はアムネスティ・インターナショナルに語った。「私たちはこのプロジェクトに大金をつぎ込み、必死で働いた。ここはいい土地だし、とてもいいプロジェクトだった。段々畑を作り、一番良い貯水槽を作って

土地を有効活用するために知恵を絞った。そして、乾燥地だから水が少ししかいない木々を植えたのです。貯水槽はそれぞれ 80~100 m³の容量があり、たとえそれを満タンにするだけの雨が降らなくても貯めた水を苗木に使えたのです。苗木はよく育った。苗木がうまく育っていたのがわかるでしょう？ でも彼らは全てを破壊した。ブルドーザーで何度もいったり来たりして、みんな恨っこから引き抜いたのです。一本の苗木も残っていない。僕のいところは朝 6 時半に他の農民から電話をもらって、軍が土地をブルドーザーでならしたのを知って急いでここに来たけど、兵士たちは僕らを近づけさせなかった。軍のジープが 25 台位とブルドーザーが 3 台、大型が 2 台あった。大勢の兵士と質素な服を着たアジア人労働者が何人かいました。兵士に取り壊し命令書を見せるよう求めたが、見せなかった。説得しようとしたが、聞く耳をもたなかった。ここに来て破壊の跡を見るたびに胸がひどく痛みます。今までの努力が水の泡です。なぜこんなことをするんでしょう？こんな破壊から一体何が生まれるというんでしょう？これらの果樹園は軍が壁を作っているところから遠く離れている。ここは僕らに残された最後の土地なのです。イスラエルはずっと以前に既に僕らの土地のほとんどを没収し、そして最近では壁を作るためにもっと多くの土地を奪った。なぜまた、この地にまで来て、壊すのでしょうか？」

破壊に関してあるイスラエル軍関係者は、こう言ったという。「これは日常業務です。何も特別ではありません。ユデア(Judea)やサマリア(Samaria) [西岸地区]では毎日行っています。こういうことにはとても厳しくしています。もし誰かを見逃せば、他の人が全部、後に続いてしまいますから」⁹⁸

ある農民はアムネスティ・インターナショナルにこう語った。「1 年前、土地に関する軍の命令書を見つけました。この土地で働くのを止め、以前の状態に戻すようにというのです。私たちの土地が C 地区にあるのは知っていますし、軍が許可を出さないの、家は建てられません。でも私たちは土地を耕し、木を植え、木に水をやるための雨水をためる貯水槽を作っただけです。これは、農業用地として区分けされた土地のごくあたりまえの利用法です。ここは私たちの土地なのに、何故それを大事にして耕すことが許されないのでしょうか？」

このようなケースはごく普通で、西岸地区の特殊な地域に限られたことではない。最近アムネスティ・インターナショナルが訪れたほとんどの村で、雨水貯水槽はイスラエル軍に破壊されたか、取り壊し命令がでていた。2009 年 7 月の第一週に軍はベツレヘムの近くのアルカデール(al-Khader)の村民に 10 件の取り壊し命令を出した。家 5 軒と雨水貯水槽 4 つを取り壊すよう命じたのだ。村の他の貯水槽にも取り壊し命令が出された。取り壊し命令がまだ実行されていなくても、村人たちは常に、家や貯水設備がすぐにでも壊されるという恐怖を常に感じながら生活している。

9000 人のパレスチナ人が住むアクラバ(Aqraba)村のキルベット・アルタウィール(Khirbet al-Tawil)地区では 2008 年 1 月にイスラエル軍が 3 つの雨水貯水槽だけでなく、11 の農業小屋と電気の鉄塔の取り壊し命令を発行し、2009 年 2 月には他の貯水槽の取り壊し命令も発行した。村議会の長であるジャウダ・バニ・ジャベール(Jawda Bani Jaber)はアムネスティ・インターナショナルに「これらの貯水槽のある場所[B 地区にとっても近い C 地区]では、他の水源がありません。わずかな雨水を貯めることだけが、土地を耕す手段なのです。乾燥地用穀物でも、また植物や羊のためにも農家はいくらかの水を必要とします。そ

して、土地を耕す時の飲み水や洗うための水も。なぜそれすらも禁じられるのでしょうか？ただ土地を荒れるがままにしておかねばならないのですか？村の中でさえ水がなく、給水車から買わねばなりません。10 m³の給水車で 200 シュケルします。この辺の村は皆同じです。私たちは心から、ルジブの井戸が完成することを待ち望んでいます。そうすれば、水が得られますから。しかし、それまでは困難な状況に立ち向かい続けなければなりません。しかも、この数年干ばつが続いているのでより厳しい状況です」

西岸の多くの村と同じく、イスラエル軍は主要道路からアクラバに入る入りを封鎖した。そのため、水やその他の物資を運ぶトラックなどが村に入るには数キロ遠回りしなければならない、時間とお金がかかる。

アクラバや他の近隣の村のパレスチナ人には水道がなく、わずかな量の雨水さえも集められない一方、近くのエリヤシロ(Shilo)に住むイスラエルの入植者はプールを持っている。イタマール(Itamar)入植地では丘の頂上に養魚場がある。⁹⁹



【写真左】マーレアドミムで
水泳を楽しむ入植者たち
©Angela Godfrey-Goldstein



【写真右】西岸地区のジフト
リック近くにあるパレスチナ
人の空の農業用貯水池。©AI

水道網がつながっている違法なイスラエル人入植地

イスラエル軍が計画的に水施設を標的として破壊その他を行っているのは、パレスチナ人の村ではごく普通のことだが、被占領パレスチナ地域のイスラエル人入植地では全く聞いたことがない。さらにイスラエル当局が維持している非公認入植地、公の許可なく作られ、当局が繰り返し解体すると約束したいわゆる「入植前哨地」でさえ、イスラエルの公共事業会社であるメコロットや西岸のイスラエルの水道に接続している公認のイスラエル入植地から水の供給を受けている。

元政府検事のタリヤ・サッソン(Talya Sasson)は、2005年に当時のアリエル・シャロン首相にあてて、このような違法行為に関する報告書を提出した。¹⁰⁰「メコロットの水道を利用するには…民生部の…ウォーターKMTの許可を得なければなりません。入植前哨地のいくつかはこれらの水道を利用していることがわかりました。」サッソン氏は続けて、イスラエル軍は「水道への接続を許可した責任があり、建築住宅省は施設やインフラ（例えば…水道への接続）へ助成したり、非公認入植前哨地で公共のビルを建設してユデア、サマリヤ[西岸地区]、ガザの地方議会を支援していた」と指摘した。

2003年にできた入植前哨地、ミグロン(Migron)のある住人は自慢げに語った。「私たちは水道にも国営の電話会社ベゼック(Bezeq)にも、電力会社にも接続しており、街灯もあります。…なぜ私たちが違法なのですか?」。イスラエル政府は繰り返し公に、米国の後押しする和平へのロードマップとイスラエル最高裁¹⁰¹に従って、ミグロン入植前哨地を撤去すると約束している。しかし、今日に至るまでここや他の多くの入植前哨地を撤去するための何の動きもとっていない。

フェンス・壁 - 水の利用を妨げるもの

「私たちはこちらで水はあちら。農民の多くは水のある自分の土地を耕しに行く許可を持てず、私たちは壁のこちら側で水不足に悩まされています」。

ジャイユス(Jayyus)村出身の水文学者、アブデラティフ・カレード(Abdellatif Khaled)が、アムネスティ・インターナショナルにフェンス・壁の影響について述べた言葉。

2002年以降、イスラエルにより建設が進められてきた700キロのフェンス・壁のせいで、西岸地区に居住するパレスチナ人は水の利用をさらに制限されることになった。イスラエル政府は、これを、「テロリストや武器や爆発物がイスラエル国内に持ち込まれないようにするための防衛的措置…」¹⁰²と説明するが、フェンス・壁の80%以上は、イスラエルと西岸地区を区分するグリーンライン上ではなく、むしろ、西岸地区内の被占領パレスチナ自治区に作られている。¹⁰³ フェンス・壁は、西岸地区内でも特に利用可能な最良の水資源、

(特に西部帯水層) へのパレスチナ人の立ち入りを阻むよう作られているのだ。

フェンス・壁はまだ完成していないが、既にその地域に居住するパレスチナ人社会に壊滅的な影響を与えている。フェンス・壁の建設のため、イスラエル軍は幾万本ものオリーブその他の樹木を伐採し、肥沃な耕作地を広い範囲にわたって破壊し、幾多の家屋を取り壊した。何万人ものパレスチナ人が土地、農地、水源から切り離され、そして生活手段を失った。

イスラエル軍はフェンス・壁の西側の土地を「軍用封鎖地域」とし、軍から許可を受けたパレスチナ人に限り通行を認めている。ただしその場合でも、通行はゲートの開いている時間内に制限され、拒否されることすらある。¹⁰⁴ 近年、軍は、パレスチナ人によるフェンス・壁の西側地域への立ち入り規制をますます強化してきた。¹⁰⁵

近づけない水の豊かな土地

フェンス・壁により西岸地区のその他の土地から分離された土地の多くは、特に最良の水源である西部帯水層から取水しやすいので、西岸地区でも最も肥沃で価値のある土地である。

西部帯水層とその涵養地帯のほとんどは西岸地区に位置しているが、西岸地区のグリーンライン東側までの一部地域を除いて、最良の利用可能水源はイスラエル領土内にある。イスラエルは先ず違法に入植地を建設することで、そして今やフェンス・壁を建設することで、事実上その水源を独占したのだ。

イスラエルにとって西部帯水層から取水するためにこの土地が必要なのではない。イスラエル国内で取水できるし、実際、十分に水を汲み上げているからだ。それにもかかわらず、この土地を占有することで、イスラエルは、西部帯水層から取水するには最高の可能性を持つ西岸のその地域へのパレスチナ人の立ち入りを拒否する。パレスチナ人にとって、水資源の将来の開発に有望なこの水源を失うことは、現時点で土地や井戸を失うことと同様に重大だ。

[それは]「既に国を養っているすべての水資源を確保するだけでなく、水をその源で管理することも極めて重要だ」

世界シオニスト機構の議長で初代イスラエル大統領ハイム・ヴァイツマン、1919年パリ平和会議。

「イスラエルは、テルアビブの水道が決して枯れないようにするためにも、西岸地区を手放してはならない」

機構の事務長（1978－1993）で後の農業環境大臣ラファエル・エイタン(Rafael Eitan)（引用：Lonergan and Brooks 2004）。

1990年12月、農業大臣ラファエル・エイタンは、イスラエル人に対し新聞広告を出し、仮にイスラエルが占領した西岸地区を手放すとしたら、イスラエルは水の約60%を失うことになるであろうと警告した。¹⁰⁶

「そして、イスラエルの生活の安全保障の重要性について語る場合、これは抽象的な話ではない...つまりテルアビブの主婦が水道の栓をひねることができ、そこに水が流れてくること、そして、我々の帯水層の管轄権をうかつに敵の手に渡したりしなかったおかげで、水が枯渇していないことを意味するのだ」¹⁰⁷

ベンヤミン・ネタニヤフ首相、1998年5月17日。

国際司法裁判所（ICJ）は、西岸地区におけるフェンス・壁の建設を違法と宣言し、パレスチナ人の水資源に及ぼすフェンス・壁の影響を認めた。国際司法裁判所は、2004年7月9日の勧告のなかで、イスラエルに対し、フェンス・壁の建設を中止し、既に完成した部分を撤去し、土地を元の状態に戻し、生じた破壊と損害に賠償金を支払うよう求めた。¹⁰⁸

しかし、イスラエル政府は、国際司法裁判所の勧告を頑なに無視、フェンス・壁の建設を推し進め、現在ほぼ60%が完成している。¹⁰⁹

一方で、イスラエル最高裁判所は、西岸地区内のパレスチナ人の土地で進行するフェンス・壁の建設中止や建設取り消しを求めるパレスチナ村民からの数多くの申し立てを却下してきた。最高裁判所がイスラエル軍にフェンス・壁の予定地のほんの一部の変更を命令した事例は、わずか4例だけあった。それもパレスチナ村民が被る損害を多少軽減するもので、損害を未然に防ぐものではなかった。2004年から2005年に最高裁判所が下したこれら数例の例外的判決さえ、軍はこれに従わず、フェンス・壁の経路をごく部分的に変更する準備工事を開始したのはようやく2008年になってからであった。

ジャイユス

ジャイユスを取り囲むフェンス・壁を地図で調べてみる。すると、そのルートが「安全保障」のためではなく、土地没収を念頭に定められたものであることがわかる。フェンス・壁は、将来の入植地拡張を見越して、ツフィム(Tzufim)のイスラエル入植地、といってもそれ自体がパレスチナの土地の上に築かれているわけであるが、その入植地の10倍のパレスチナの土地を取り込み、大きく環状にめぐっている。¹¹⁰



【写真】ヘビ状に走るフェンス・壁に囲まれたジャイユスの土地 ©AI

ジャイユス村はカルキリヤの北に位置し、約3,000人のパレスチナ人が農業で生計を立てている。しかし、2003年にこの地域にフェンス・壁が建設されて以来、村人は、本来の3分の2にあたる約9,000ドゥナム（900ヘクタール）に及ぶ土地と、日常生活や作物の灌漑に必要なほとんどの水を供給する6カ所すべての井戸から切り離された。¹¹¹ 井戸の利用ができなくなったことはジャイユス村民の生活に大打撃を与えた。村の水消費量は1人1日わずか23リットルに落ち込んだ。¹¹² これは、WHOが推奨する最低量をはるかに下回るのみならず、イスラエル人が1日に消費する平均量の10分の1以下である。夏季、給水は1日2時間に制限され、何日も続けて村人に水が供給されないこともしばしばだ。

パレスチナ水文学グループ（PHG）の水文学者でジャイユス村在住のアブデラティフ・カレード（Abdellatif Khaled）はアムネスティ・インターナショナルに次のように述べた。「壁ができる前、村人はいつでも簡単に井戸から村へ水を運ぶことができた。それなのに、イスラエルが壁を築いてから、井戸が壁の向こう側になってしまったせいで給水車が通行できず、それができなくなってしまった。農民の多くは水のあるあちらの自分たちの土地を耕しに行こうとしても許可がないし、壁のこちら側で水不足に悩まされている。私は壁の向こう側に土地を持っていて、やはり水文学者として仕事上、壁を越える必要があるが、もう2カ月も許可が下りるのを待っている。これは例外ではない。許可が却下されることが度々なので、許可が下りることを例外と思うようになってしまった。私たちはここにいるのに水はあちらだ」

フェンス・壁が建設され井戸が使えなくなったことで、ジャイユス村人は水を求めて近くのアズン（Azzun）村の井戸に向かうようになった。しかし、この井戸はゴミ捨て場に隣接し、水がひどく汚染されていると考えられている。一方で、2008年にジャイユス村民はアズンの別の井戸からも取水し始めた。これで深刻な水不足は緩和されたが、とほいうものの解決したわけではない。

失われた暮らし

フェンス・壁の建設以前、ジャイユスは地域の食糧籠として知られていた。水利に恵まれていることから西岸地区の中で最も肥沃な土地であり、村では年間およそ900万キロの果物と700万キロの野菜を生産していた。¹¹³ 現在、生産量は激減し、今や住民の大部分は国際人道援助に依存している。ジャイユスの周囲にフェンス・壁を建設する際、イスラエル軍はパレスチナ村民の樹木およそ4,000本を根こそぎにし、およそ500ドゥナム（50ヘクタール）の耕作地をブルドーザーで押しつぶした。

ジャイユスではほとんどの耕作に灌漑が必要であることから、農民は定期的な作物への水やりをかせない。しかし、フェンス・壁ができ、フェンス・壁を越えて農地へ通う許可をイスラエル軍から運よく取得できた者以外、農地へ行くことができなくなった。しかも、そうした農民でさえ、多くの場合、許可証の取得や更新に何カ月も待たなければならず、その間、土地を耕すことができない。農地に行くことも作物に水をやることも許可されないため、多くの農民は何カ月もの重労働の成果である収穫を失った。イスラエル軍がジャイユスの自治体に発行した許可証は2003年10月の630件から2009年5月には約100件に減少している。¹¹⁴

国連によると、ジャイユスの周囲にフェンス・壁が築かれた1年後の2004年8月にまでに、地域農民の往来を妨げるこの障害のせいで、この地域のパレスチナ人の農業生産量は3割以上落ち込み、それ以降、状況は悪化の一途をたどっている。

ジャイユス村の農夫シャリフ・オマール(Sharif Omar)はフェンス・壁の西側に広い土地を所有しているが、フェンス・壁が建設されて以来、許可制度と戦い続けてきた。2007年には6ヵ月間、彼は許可を得ることができなかった。2007年6月23日に許可証が失効し、何カ月も更新を求めてきたが無駄だった。許可証がないため、作物が水を必要とするもっとも暑い時期に耕地に行くことができなかった。2008年1月30日により新しい許可証が発行されたが、有効期限はたった3ヶ月間。許可が切れてしまう4月末には、更新のため再度数週間待たなければならないが、その時期はもうまく耕そうと思ったら、またもや水の供給が不可欠な時期と重なってしまう。

羊飼いのアブデルカリム・バアジ(Abdelkarim Baaji) はアムネスティ・インターナショナルに次のように語った。「私たち兄弟は150頭の羊を飼っている。壁ができる前は羊を土地で放牧するか、あるいは昼間は草を食べさせたり水を飲ませたりするために向こうに連れて行き、夜は村に戻したものだ。壁ができてからはそれがとても難しくなった。羊のために、特に水を飲ませるために、壁の向こう側の土地を使う必要がある。壁のこちら側で放牧地を見つけることができたとしても、水は壁の向こうにあるからそれは無理だ。だから、いつも羊を壁の向こう側で飼育している。だが、許可を得るのにずっと苦勞している。私たち兄弟5人は、以前は仕事を分担できた。今、兄弟のうち許可証を持つのは2人だけ、だから仕事はとても大変だ。私たちには壁を超える許可証がないから助けられない」

フェンス・壁の建設以来、井戸の管理もまた難しさを増してきた。管理者も同様に許可の問題を抱えているだけでなく、井戸のポンプや発動機の維持に必要な燃料や予備部品の輸送が制限されているからだ。ある井戸の管理者はアムネスティ・インターナショナルに対し、自分は許可証を持っているが、共に働き車を運転する妻の許可が切れてしまい、更新されるのか、されるとしたらいつなのか知るすべがない、と語った。

また別の井戸の管理者はアムネスティ・インターナショナルに次のように述べた。「1時間あたり70–75m³を汲み上げるのに毎時約35米ドル相当のディーゼルが必要だ。電気を使うほうが経済的だ。イスラエル政府に頼んだが、認めてくれなかった。この井戸のエンジンは約35年使っていて非常に古い。新しいエンジンがあるのに、技術者に通行許可がなく、設置に来られない。それに、新しいタービンはイスラエルのアシュドッド港に何カ月も留め置かれたままで、私たちに運ぶ許可が下りない。新しいエンジンにすれば、井戸の供給量は現在の毎時85–90m³から120m³に増えるし、消費燃料は毎時23リッターから15リッター程度に減る。ずっと効率的だ。ここではどんな修理にも余計に金がかかるが、それは技術者が許可を得るのに時間を無駄に費やさなければいけないこと、ゲートが開いている時にしか来られないこと、それに兵士に待たされることが多いせいだ」

2004年、ジャイユスの住人はイスラエル最高裁判所にフェンス・壁の建設ルートに異議を申し立てる請願書を提出した。これをうけて、裁判所は軍に対し、ツフィム(Tzufim)のイスラエル入植地周辺の土地の過剰な囲い込みを避ける代替ルートの提出を求めた。軍は何年もの間これを放置し、2009年に入ってようやくフェンス・壁のほんの一部を移動した。しかし、村の土地の半分と村の井戸のすべては依然としてフェンス・壁の反対側にあり、村人の多くは通行許可を得ることができないままなので大きな助けにはならなかった。

コスト負担 — フェンス・壁により生じた問題の解決

2004年6月6日、パレスチナ水道局は、ジャイユスのフェンス・壁の反対側とその周辺にある6カ所の井戸から水を引くため、フェンス・壁の下にパイプラインを敷設する許可を求める申請書を共同水委員会に提出した。¹¹⁵ これに対し、イスラエル側の合同水委員会担当局は、15カ月以上も後の2005年9月11日に、条件付きでこれを承認したが、この承認とは、「プロジェクト検討小委員会が要求する情報を提出する」ことを条件とするものであった。¹¹⁶ 一方、2006年に、イスラエル最高裁判所はイスラエル軍にフェンス・壁の一部を移動するよう命じていたが、実際に軍が移動したのは2009年に入ってからである。その3年間、フェンス・壁の新たなルートが確定しないまま、敷設計画は棚上げにされたままであった。

2009年に入り、軍がようやくフェンス・壁の一部を移動した後、パレスチナ水道局は、同年5月、イスラエル軍に対し、井戸からジャイユスに水を引くパイプラインをその地下に敷設する許可を求めた。これにより、また新たな問題が持ち上がった。ツフィム入植地拡張のためにイスラエル政府が割り当てている用地であるという理由から、軍は計画地に増速ポンプを設置する許可の発行を拒否した。増速ポンプを別の場所に設置せよという軍の要求は、すなわち、パレスチナ水道局にとって、新たな敷設場所を見つけ、地主に土地を売るよう説得し、国際資金援助機関から新たな用地購入資金を確保し、工事の実施許可をイスラエル軍から取得するということを意味する。しかしながら、実際問題として、イスラエル軍から工事許可が下りなければ、国際資金援助機関から資金を受けられず、しかも、増速ポンプの新設置場所が決まり、土地を購入してからでないと、工事許可が認められる可能性は低い。パレスチナ水道局が共同水委員会に提出した当初の申請から5年、計画は宙に浮いて解決策が見いだせないままだ。

ラス・アルティラ、ダバ、ワディ・アルラシャ、ラマディン・サウス
(Ras Al-Tira, Dab'a, Wadi al-Rasha, Ramadin South)

ジャイユスの南にあるこれら4つの小村も同様に分離され、いわゆる「アルフェイ・メナシェ(Alfei Menashe)居留地」に封じ込められた。アルフェイ・メナシェ入植地と入植者用スイミング・プール¹¹⁷などのある周辺の広大な土地を輪状に取り囲むようフェンス・壁がここに建設されているためである。

フェンス・壁が建設される以前、これら4村の住民は、家事や農業用として、村にある灌漑用雨水貯水タンクと近隣の村の井戸から給水車で運び込まれる水に頼っていた。フェンス・壁の建設後、住民は一切のそうした供給源から切り離された。5つの貯水槽とダバの土地の大部分は、フェンス・壁の東側、村を囲む居留地の外に取り残され、居住者以外のパレスチナ人と車両は居留地への立ち入りを認められていない状況下、もはや給水車が村に入ることができなくなった。このケースでは、1カ所の井戸と近くのラス・アティヤ(Ras 'Atiyua)村にある貯水池から居留地内のラス・アルティラとダバの2村を繋ぐパイプラインの建設をイスラエル政府が許可している。ただし、これは明らかに西岸地区の他の場所からこれら2村に給水車の通行を認める許可を出したくなかったからだ。村の住民に限って居留地への通行が認められているとはいえ、彼らとて厳しい制限に直面していることに変わりはない。

ここでもまた、村を囲うようにフェンス・壁を建設して、パレスチナ村民に大きな難問を与えながらイスラエル政府は何ら是正措置を講じることなく、パレスチナ人に村と井戸を結ぶパイプラインその他のインフラの建設費用を負担させ続けるがまだ。パレスチナのNGOの一つ、パレスチナ水文学グループ(PHG)はおおよそ10万米ドルをかけてこの工事を実施したが、ここでもまた新たな問題に突き当たった。2つの村に効率的にポンプで汲み上げるには、ラス・アティヤの井戸の動力の性能を上げる必要があったのだ。ディーゼル式タービンから電力に切り替えたものの、電圧が低すぎて度重なる故障に見舞われた。現在、村人は井戸の電力供給量を改良する必要に迫られている。資金が調達できるにしても、その時期がいつになるにしても、イスラエル軍から工事許可を得なければならない。またもや、フェンス・壁が引き起こす問題の解決を見つけないという重荷がパレスチナ人にのしかかっている。

フェンス・壁による健康・環境被害

住民約43,000人の町カルキリヤは三方をフェンス・壁で囲まれているため、農地の80%と11の井戸を利用できない。¹¹⁸

2005年2月には、数日間続く豪雨に見舞われ、カルキリヤのほぼ全体を取り囲む高さ8mのコンクリート製の壁の部分がダムとなって、本来であれば西方向に流れ出すはずの水が堰き止められてしまった。壁の下を通る排水路が大量の水やがれきで塞がれたにもかかわらず、イスラエル軍は水門を開けなかった。あちこちで洪水が発生し、被害は広範囲に及んだ。多くの家屋で洪水は2階まで達し、温室や鶏舎は完全に水没し、数千羽の鶏が死に、作物は甚大な被害を受けた。ある地域では、洪水で下水管が詰まり、下水が溢れて雨水と混じり合い、住宅を汚染し、地域の水源や耕地を汚染し、その結果、住民に健康被害をもたらした。イスラエル軍がようやく排水路の水門を開けたのは3日後、その時既に洪水は壊滅的な被害を引き起こしていた。

水へのアクセスに影響を及ぼす移動制限

「西岸地区には水路網につながっていない 144 以上のコミュニティ (227,000 人の住民) がある。この数年、泉や井戸などの昔からの水源は干ばつの結果、枯渇しているか、入植地や軍用地のために広い地域が閉鎖され、今はもう利用することが出来なくなっている。ますます多くの不利な立場にいる家族やコミュニティは、給水車が仕入れる高価な水に頼るようになっていく。飲料水のために収入の 25% 以上 (収入の 3-5% という国際的な購入比率をはるかに超える) を支出している家族もあると推定されている。これは健康と衛生状態に影響し、より多くの家族を最低生活水準に押しやるものでもある」

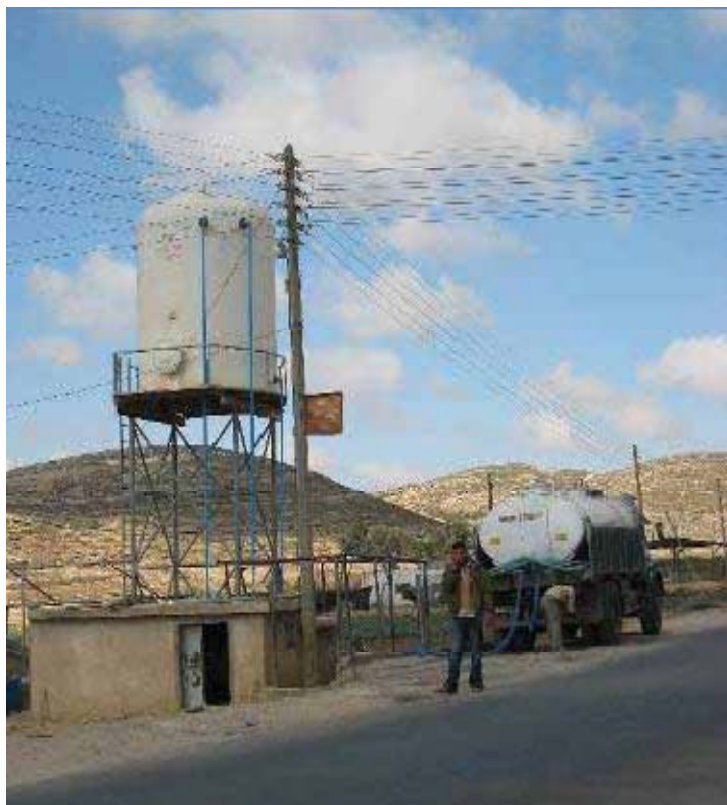
国連児童基金 (ユニセフ) 2009 年度事業計画 119

フェンス・壁に加えて 500 以上の軍の検問所、柵、そしてあらゆる種類の障害物—最も一般的にはコンクリートブロック、盛り土やゲートが、パレスチナ人が西岸地区中いたるところで道路に立ち入ることを妨げている。移動可能なほんの数キロメートルの距離は、イスラエルの入植地と「バイパス道路」を囲む地域を避けるため、長たらしい迂回路を通らなければならない、たいてい何時間もかかる。「バイパス道路」は、入植地間と入植地とイスラエルの間をつなぎ、たいていパレスチナ人に対しては通行が禁じられている。入植地がパレスチナ人の村に最も近いところでは、これらの村への往来は他の場所よりもきつく制限されている。

これらの制限によって、パレスチナ人が、西岸地区を移動するためかなりの時間と労力を要し、必要な追加の燃料とでこぼこ道を移動することによって車に加えられる損害のために、より高くつくものとなっている。結果として、給水車によって届けられる水の値段は主に輸送費の増大のために近年急速に高くなったのである。

イスラエル軍は表面上あらゆる村への車両の往来を許可したが、イスラエル軍による非常に多くの道路上の封鎖によって、ある村への往来のルートは非常に悪い道路を使うことしかできないので、四輪駆動車かトラクターを除いては、うまく通り抜けることが実質的に不可能である。これは、特に、南へブロン丘陵のいくつかの村にあてはまる。パレスチナ人が彼らの村から入植地の道路に出入りできる場合でさえ、多くの場所において彼らはその道路で運転することを許されず、罰金を科されるか、幹線道路を運転する許可がないとして、彼らのトラクターや給水車を没収される危険を冒すのである。

ヤッタ公益事業協議会 (Yatta's Service Council) の代表として、その地域におけるパレスチナのコミュニティのいくつかに水を供給する責任者であるサバール・ヘレニ (Saber Hereni) は、アムネスティ・インターナショナルに語った。「10 か 12 m³ の収容能力がある、より大きな給水車が入れない村には、水はもっと小さな給水車か、トラクターに付けられた小さな給水車で配達しなくてはなりません。このため何回も運ばなければならない、道路が開放されている場合と比べて、それぞれの移動が数倍長くなるのです。それで、私たちはより多くの時間と燃料を使うのです。その上、悪路のため車はいつでも故障し、軍隊がよく一時的な検問所を設置するので、これがさらなる遅れを引き起こすのです。」



【写真】西岸地区南部のリヒエの注水所にある給水車 ©AI

その上、注水地点において入手できる水の不足によって、給水車が容器を満たすために長い時間がかかり、給水車がいっぱいになるまでの待ち時間に対して運転手に賃金を払わなくてはなりません。これらすべてのことが、水を非常に高価なものにしており、水道網からの水の5-6倍にもなります。これは人々が閉鎖によってすでにより貧しくなったことと同時に起こったことです。水は家族にとって主要な支出となり、多くの家族にとって食べ物以上の最大の支出となっています」。

村に行くのにより長いルートをとらなくてはならないことに加えて、給水車は、軍隊がすべての進路をふさいでしまうので、時々、目的地に着けないことがある。たとえば2008年の6月の終わり頃、イスラエルの兵士はツワニ村への車の通行をふさぐために数週間、土を盛った。これは数週間後8月10日に取り除かれたが、2日後にもっと小さな盛り土に取り替えられ、少しの通行を許したが、道路はまだ給水車が通れないままであった。

2009年8月初めにイスラエル軍は、ツワニ村と南のいくつかの小村とをつなぐ、幹線道路を封鎖し、小村の900人以上の住民をヤッタ町の主な水と家畜の飼料の供給業者から切り離れた。¹²⁰ 道路閉鎖を迂回するために、住民たちはでこぼこのある地域を通して遠回りをするなくてはならず、移動に要する時間を1時間以上長くしたのであった。

スシャ(Susya)の1人の住民がアムネスティ・インターナショナルに次のように語った。「井戸に行って給水車をいっぱいにし、村に水を運ぶのにほとんど1日かかります。トラクタ

一は遅く、給水車をつないで、悪い道进行する時はさらに遅くなり、歩くのとはほとんど変わりません。私はトラクターを借り、燃料代を払わなくてはならず、必要最小限の水を運ぶだけのためにたくさんのお金と時間を使わなくてはなりません。そのような高い値段なので私たちは灌漑する水を買うことができず、羊のための飼料もないのです。私たちは羊に飼料を与える余裕がないため羊を売らざるを得ない状態です。しかし、羊は私たちの生計の手段です。そして、もし私たちが羊を売らざるをえなければ、永久に生計の手段を失うでしょう」

2009 年 9 月 26 日、イスラエル軍は路上バリケードを築き、南へブロン丘陵の村へ水を運ぶ途中のイスラエルとパレスチナと国際的な平和活動家の護衛する輸送車隊を停止させた。活動家たちは、長い迂回路を通り、8 月の初めにイスラエル軍によってふさがれていた小道を突破するためにブルドーザーを使い、結局はいくつかの村に水を届けることが出来た。¹²¹

干ばつ、水の入手不足と移動制限は、ベドウィン、農民、羊飼、C 地区に住む排斥されたコミュニティにとりわけ深刻な影響を与えた。

「水は干ばつや難路を通るための輸送費のために値段が高くなった。過去に主として雨水に頼っていたコミュニティは、今は年間を通して人間と家畜のために水を買う必要がある。牧草地へ連れて行けなくなり、飼料により大きく頼るようになったが、飼料価格も増大し、家畜所有者はひどい債務状況に陥りつつある。借金の重圧によって、家畜所有者は羊を売り、従って、この土地での生活の継続がおびやかされる。南ベツレヘムのラシャイダ(Rasyayida)のコミュニティには 50 家族が住んでいる。…このコミュニティは、小さな反芻動物の数が、3 年前の 8000 から今日 5000 以下に減少していると報告している。コミュニティに水をトラックで運ぶコストは水 1 立方メートルあたり 25 シュケルである」

国連人道問題調整事務所 特集 (Special Focus) 2009 年 5 月 ¹²²

アルダーリア(al-Dhahriya)の町は、ヘブロン南西にあり、30,600 人のパレスチナ人の生まれ故郷であるが、三方をイスラエルの入植地、路上バリケード、盛り土で囲まれているためその地域の他の町や村との往来が制限されている。¹²³ 主要な都市であり地域経済の中心であるヘブロンと町をつなぐ幹線道路(幹線 60)は、2002 年初めに封鎖された。その時以来、住民はひどい状態の代替道路を使うことを余儀なくされ、ヘブロンへの移動時間は 2 倍以上(25 分ではなく 1 時間)になった。町は水道網が引かれているが、数ヶ月間水が出ないことも珍しくない。その地域の注水地点に行くのも、同様に妨げられ、長い迂回を要する。長引く干ばつがイスラエルの差別的な政策による水不足をより悪化させ、¹²⁴ より多くの住民がイスラエルではもはや仕事を得ることができないので、最低限の生活の糧としての牧畜に頼らざるをえなくなった結果、水の価格は高騰した。

カリユット(Quaryut)の村は、ナブルスの南にあり B 地区にあるが、インフラのほとんどは村を囲む C 地区にある。また、村の隣には 2 つのイスラエルの入植地がある。エリとシロで、両方とも大きなプールを持っている。¹²⁵ カリユットは、水道網とつながっておらず、その 2700 人の住民は、2 つの水源が使える一村のはずれの泉と 1.5 キロ離れたメコロット水会社の注水地点である。

1.5 キロメートルの土の道路は、村から幹線道路(幹線 60)に通じている。1999 年に村議

会がイスラエル軍に土の道を舗装し、改良するための認可を求めたが、認められなかった。インディファードの勃発後、軍隊は盛り土でこの道路を封鎖し、村人たちが、車で幹線道路に出るのにタルフィット(Talfit)とカバラン(Qabalan)の村を通り抜け、1.5 kmではなく 23 kmの長い迂回路を通るよう強制した。これは、村人たちは注水地点から水を得るのに2つの方法から選ぶしかなかった。給水車で以前必要だった3 kmの行程ではなく、46 kmの往復をするか、(著しくコストが増大する)、徒歩またはロバの荷馬車で水を汲み、小さな容器で3 km運ぶかである。2006年にイスラエル軍は、泉の近くの他の道路を封鎖し、泉に損害を与えた。そのとき、村人たちは、フィンランド政府から泉を回復させるための財政的支援を獲得したが、作業着手のための許可を軍隊から得ることが出来なかった。2009年10月の初めに村人たちは、幹線60への通路をふさいでいたエリとシロのイスラエルの入植地の間にある土塁の封鎖の一部を取り除いた。しかしながら、すぐ後にエリ入植地の入植者たちが村のパレスチナ人の土地に放火し、イスラエル軍が後に盛り土をもとの所にもどした。¹²⁶

これらは、イスラエル政府によって何年も課されてきたきびしい移動制限のほんの少しの例であり、それは水の入手や健康、十分な生活水準などに対する権利の構成要素に破壊的な影響を与えている。西岸地区に住む250万以上のパレスチナ人に課されるこれらの制限は、不均衡であり、差別的であり、移動の自由の権利を奪うものであり違法である。これらの制限は、彼らがパレスチナ人であるという理由で、国際法に反して西岸の被占領地域にいるイスラエル人入植者たちに利益を与えるためにすべてのパレスチナ人に課せられているのである。

軍事攻撃で破壊される水インフラ

「昨今の戦況悪化以前からガザ地区における水資源は環境危機問題となっていた。最近起こった紛争は状況を悪化させ…紛争での下水処理施設の破壊により地下帯水層はさらに汚染されることとなった」。

国連環境計画 (UNEP)、2009年9月

イスラエル軍事作戦において、パレスチナ人所有物に対する破壊は広く知られており、家や果樹園に関しては文書化されているが、水施設に関しても破壊の状況は例外でない。¹²⁷ イスラエル軍の軍事行動の間に破壊もしくは、損傷を受けているのは数キロにも渡る給水本管などの設備や灌漑用水路だけではなく、多くの井戸や雨水の貯水槽、屋根に設置されている水タンクにまで及んでいる。給水本管や下水路は西岸地区やガザ地区にあるパレスチナ人の町や難民キャンプ攻撃時に、イスラエル軍の戦車や装甲車によって日常的に破壊され、兵士は頻繁に住人の貯水タンクを狙って、破壊している。偶発的なものもあるが、イスラエル軍による破壊の多くが、意図的で、直接的また無差別攻撃によるものであり、国際人道法に抵触するものである。被占領パレスチナ地域の無理に広げられた水インフラや施設は近年甚大な被害にあっている。同時に、被占領パレスチナ地域において、イスラエル軍が人の移動や物資の搬入を制限しているため、損傷を受けた水道網や施設をすぐに

修理できず、長い期間水が行き渡らない状況を強いられるパレスチナ住民も出てきている。

パレスチナ人武装勢力との武力対立で、パレスチナ人の町や村に対するイスラエル軍の空爆や地上軍の侵略が頻繁に発生しているが、これは水供給や公衆衛生施設の最大級の破壊の要因となっている。軍事攻撃の中で、イスラエル軍は見境のない武行使を行い、パレスチナの民間人の命を危険に曝し、奪ったりする無差別攻撃や、パレスチナ人武装グループの攻撃に対する仕返しと思えるような特定の地域のパレスチナ人居住者に対する集団的懲罰という形での報復攻撃を行っている。

このような攻撃による水インフラや水供給に必要な電力網の損傷や破壊は、しばしばパレスチナ人地区の最も過酷で貧困にあえぐ地域で起こっている。被占領パレスチナ地域内の難民キャンプや他の貧困地域、人口密集地域はイスラエル軍の軍事攻撃の矛先となっている。住人は水や発電機の燃料を買う余裕もない状況にあり、イスラエル軍による下水施設や汚水処理施設の破壊によって水資源が汚染され、パレスチナ人は密集し非常に困窮した生活状態にあるため、病気にかかる危険性が高い。

パレスチナ人蜂起に伴う紛争が激化した 2001 年 1 月 31 日、イスラエルと共同水委員会のパレスチナ自治政府役人は、イスラエルとガザ地区の境界にあるエレッツ(Erez)において米国外交官仲介の下で会議を開き、「**暴力の連鎖から水インフラを守る共同宣言**」(*Joint Declaration for Keeping the Water Infrastructure out of the Cycle of Violence*)を締結した。この共同宣言には「**…一般市民に如何なる水インフラ、例えばパイプラインやポンプ場、掘削装置、電力システムやその他関連インフラに対して損害を与えないよう求める**」とある。¹²⁸

この会合と宣言は、緊張感が最高潮に達する中で、イスラエルとパレスチナ政府が前向きな協力姿勢を示した例として歓迎された。しかし、まさにこの時、イスラエル軍によってパレスチナ人が所有する水施設などが空爆され、これは多大な損害と破壊を与えることとなった。¹²⁹翌年には、イスラエル軍は西岸地区とガザ地区の水施設に対して 740 万米ドルを上回る損害を与えたとされている。¹³⁰

イスラエル軍は D9 装甲ブルドーザーを使ってパレスチナ人の住居や土地を破壊し、道を掘り返し、水道管や下水管を引き裂き、水施設にも損害を与えている。D9 装甲ブルドーザーは後部に鍬爪のようなものがある。この鍬爪は隠れた爆発物の探知や運転者の護身のために設置されているのではなく、明らかにブルドーザーが前に進んだ時に通った道や土地を掘り返すためのもので、ブルドーザーが通ったところは道のみならず全てが損傷を受けることとなった。



【写真】ガザ北部の下水管。2008年12月から2009年1月のイスラエル軍の空爆により破壊された。©AI

「キャスト・レッド」(鑄込まれた鉛)作戦におけるガザ地区の水施設の損害

「キャスト・レッド」作戦は2008年12月27日から2009年1月18日にイスラエル軍によってガザ地区で遂行された作戦である。この22日間のイスラエル軍の攻撃に伴い、ガザ地区の給水所、下水施設、排水施設やインフラが受けた損害は600万米ドルに相当する。ガザ北部では3つの水施設が破壊され、緊急下水処理工場が損傷を受け、配水管網も被害を受けた。ガザ中央ではイスラエル軍の攻撃によりシェイク・アジリン(Sheikh 'Ajlin)下水処理工場が被害に遭い、未処理の汚水が何平方キロメートルにも渡って農地や住宅地に広がり、農作物に被害を与えることとなった。¹³¹ ガザ北部と東部では、イスラエル軍の戦車やブルドーザーが給水本管を掘り起こし、損傷を与えた。戦況が最高潮に達した時、ガザ地区の人口の半分に当たる80万人を超える人々が水の無い状況に追い込まれた。数ヵ月後の世界保健機関(WHO)の報告によると、「キャスト・レッド」作戦の際に被害に遭った公共の給水所や貯水タンク、井戸の水を検査したところ、汚染がいまだにみられ、特に幼い子どもたちが高い確率で急性の水溶性下痢に罹ることとなり、またウィルス性肝炎の要因となっている。

イスラエル軍の攻撃で広範囲にわたる被害を受けた家や土地もそうであったように、いずれの水関連装置もパレスチナ人が軍用に用いていたことを示すものはなかった。さらに多くの水関連施設破壊は、ガザ地区で戦闘が行われていない時に最後の最後に行われ、悪意のある破壊と言わざるを得ない。

こういった破壊の影響は深刻であり、また、長期にわたるものとなった。なぜならイスラエルは引き続きガザ地区を封鎖していて、給排水設備のシステム、その他のインフラの修理や改修に必要な資材や設備などが搬入されなかったためである。

2009 年 3 月に国連食糧農業機関(FAO)は以下のような懸念を示した。

「キャスト・レッド作戦に続く、22 か月の長期にわたる封鎖、生活のかかった農地へのアクセス制限、長期に渡って水が自由に使用できない状態により、ガザ地区の農業は危機に瀕したままである。たった 1 年で農業に従事する人々は 60%減少している。¹³¹ 農業に対する直接的な損害は 1 億 8000 万米ドルと試算されているが、それと相まって農業従事世帯は他の選択肢がなく生活維持が困難な状況に追い込まれている。緊急の対策を行わなければ、この生命にかかわる経済分野が 2008 年 12 月以前の生産レベルに戻るまでに数カ月ではなく数年かかるだろう。一方、封鎖により迅速な対応や再建、復興の動きを始めるために必要な農業資材の搬入の制限が続いており、農業従事者たちは自分たちの暮らしぶりを良くする現実的で長期的な展望が描けない状況にある」¹³²

2009 年 9 月に発行された国連環境計画(UNEP)の報告書 (2008 年 12 月から 2009 年 1 月の戦況拡大後のガザ地区の環境アセスメント) は、ガザ地区の水供給に対する多大な損害と深刻な結果の詳細を示している。報告書には、「ガザ地区の水資源環境は直近の戦況悪化よりも以前から危機的状況に置かれていた。しかし、最近の紛争が様々な面でこれを悪化させた。第一に、紛争の際の下水処理所の破壊は地下帯水層をさらに汚染することとなった。第二に、紛争中は安心して飲める水が不足するため、人々はどんな水でも使わざるを得なくなった。第 3 に市が運営する水道も民間の給水車によって供給される水も処理されず、また検査されていないため、人々が汚染に曝されることとなった」と明記されている。

133

井戸やポンプ場、配水本管、その他の水インフラの直接的破壊や損傷に加えて、「キャスト・レッド作戦」でのイスラエルの攻撃によって、既に深刻な欠乏状態にあった地下の沿岸帯水層は悲惨なものとなった。下記のような事例がある。

ー下水 ガザ市郊外のアルザイトゥーン(al-Zaytoun)にあるガザ地区の下水処理施設からの下水流出は、イスラエル軍の空爆による下水堤防の損傷が原因である。国連開発計画(UNDP)によると 10 万 m³を超える排水や汚泥が近隣の農地に流入し、5500 m²に損害を与えることとなった。

ー有害廃棄物 大量のアスベストやその他の毒性物質などの有害廃棄物がビルの破壊によって空気中にまき散らされることとなった。

ー動物の死骸による被害。イスラエルの攻撃によって大きな養鶏所などが破壊され、何千もの鶏が殺され、放置された死骸が地下水を汚染することとなった。

2009 年 12 月と 2010 年 1 月の集中豪雨によって、さらなる井戸や地下水資源の汚染が発生する可能性がある。

イスラエル軍の軍事作戦による水施設の損害

コードネーム「守りの壁作戦」と呼ばれる、2002年2月末から6月末にかけてのイスラエル軍の一連の侵攻で、西岸地区全体の町や難民キャンプにおいてイスラエル軍による類を見ない破壊行為があった。¹³⁴ ジェニンでは、難民キャンプ全体が瓦礫と化し、4,000人の住人が家を奪われた。ナブルスでの破壊も甚大なものだった。イスラエル軍はD9装甲ブルドーザーや戦車、装甲兵員輸送車(APCs)を使って、正当な理由もなくビルや店舗、車、送電線など行く手にあるもの全てを破壊し、あらゆる道を掘り返し、配水本管や下水管を引き裂いたのだ。

給水所や污水处理システムは著しく壊された。資金支援グループ(Donor Support Group)¹³⁵によると、西岸地区の行政地区における2002年3月から5月のイスラエル軍の軍事行動による給水所や下水インフラの直接的な損害は700万米ドルに相当するとしているが、これは貯水槽や屋根のタンクや泉など地元の施設の甚大な被害は含まれていない。¹³⁶

ジェニンの水道部門責任者がアムネスティ・インターナショナルに語ったところによると、ジェニン市や西部の村に水を供給しているポンプ場のポンプが使用不能であり、この給水網の被害は広範囲に及ぶとのことだ。「貯水槽やポンプ場からの水道管が意図的にブルドーザーによって切断され、また重量のある戦車が通ったことが原因で、切断されてしまった。[高い所に水を汲み上げるための]電動ポンプは11機中7機が重機関銃の砲撃や戦車による破壊にあった。難民キャンプ内の配水網の損傷は修理不能な状況だ」¹³⁷

2002年3月から5月の間、アムネスティ・インターナショナルの代表団が、方々にあるパレスチナ人の町や難民キャンプで被害にあった送電線や水道管を視察し、その多くは正当な理由なく意図的に破壊されたものだと結論づけた。

健康への影響

このイスラエル軍の西岸地区への侵攻に伴い、世界保健機関(WHO)と国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)は以下のように報告している。「イスラエル軍による攻撃は、難民キャンプの水や下水網にも著しい損害を与えたため、混合汚染が原因の疾病発症のリスクを高めた。事実、2002年7月に起こったバラータ(Balata)[難民]キャンプや西岸地区のナブルス地区で起こった赤痢の発症は水や下水網の汚染による複数菌感染が原因である。全体で667件の発症が報告され、発症者の多くは16歳以下の子どもであった」¹³⁸ 2002年9月に、世界保健機関(WHO)は水供給の破壊がパレスチナ人の健康を脅かすことを示した。

139

イスラエル軍は被占領パレスチナ地域への侵攻の際、決まって給水所や汚物廃棄施設を破壊している。例えばガザ地区最南で最も貧しい町ラファに2003年1月22日から2月6日に侵攻した際は、イスラエル軍は46世帯を全壊に、23世帯を半壊させ、2つの井戸を破壊した。この井戸は町の12万人の住人の半数に当たる人々の飲み水の供給源であった。¹⁴⁰ 1990年代後半にカナダ政府の援助により造られたために「カナダ井戸(Canada Well)」と呼ばれていたNo.144井戸、加えてNo.103T井戸が2003年1月30日に破壊された。ガザ

地区に活動拠点を持つパレスチナ人権センターによると、2002年7月1日から2003年3月31日までにイスラエル軍によって破壊されたガザ地区の井戸は102に及ぶとのことだ。これにより必然的に住人は不衛生な水の利用を強いられ、飲料用でない農業用水やしかるべき機関によって適切に監視されていない塩素殺菌されないままの水の使用を強いられることとなった。

ある地域では、同じ水施設が何度も損傷を受け、古く、既に広範囲に広がった水インフラの問題にさらに拍車をかけている。例えば、2004年5月のラファへの前述とは別のイスラエル軍の侵攻によって300世帯が破壊され、さらに多くの世帯に被害を与え、3,800人の人々から家を奪い、町にある水道管や下水管の半分を超える30km以上を破壊した。侵攻の後、この地を訪れたアムネスティ・インターナショナルの代表団は破壊の爪痕を目の当たりにし、住人や医療関係者から公衆衛生に対する深刻な影響を聞かされることになった。

イスラエル軍侵攻直後に行われたニーズ調査で、国連支援機関は以下のように報告している。「5月の侵攻の余波で公衆衛生は悪化している。水道網や下水網が損傷を受け、施設に人があふれかえったためだ。タルエススルタン(Tal es Sultan)にある健康省管轄の医院の報告によると、5月1日から17日の間に、1日当たり50人前後、全体で848人の子どもたちが下痢や皮膚症状を訴えて医院に運ばれた。医院はその後3日間閉院したが、5月22日から31日に、再び診察を開始したところ、1日当たり151人、1363人の子どもたちが医院に運ばれた。侵攻以来の不衛生で密集した状況により、患者数が増加したのは明らかだ。イスラエル国防軍の作戦はラファの水や污水インフラ、配電網や道路に損害を与えることになった。農作物や温室、水灌漑システムや農場の設備も破壊され、損傷を受けている」¹⁴¹

2006年11月初旬、アムネスティ・インターナショナルの代表団は、ガザ地区北部のベイトハヌーンを訪れた。この時は6日間のイスラエル軍の侵攻、コードネーム「秋の雲作戦」(Operation Autumn Clouds)が終わった時だった。¹⁴²多くの家が破壊され、道路は後ろに鋸が取り付けである軍用ブルドーザーによって、掘り返され、規則的な跡がついていた。水や下水が道に溢れかえり、住人は幾日も水が使えない状態を強いられた。国連開発計画(UNDP)は損害を次のように報告している。「…2006年11月1日から7日に起こった侵攻は非常に厳しく、大きな損害を与えた。…家、水道、排水網、電気、通信網、道路、公共施設、農業施設などの町のインフラが著しく損傷を受けた。ベイトハヌーンの町からイスラエル軍が撤退する際、国連開発計画のパレスチナ人支援プログラム(UNDP/PAPP)ガザオフィスは、被害の全体を即時に検証するための大規模な専門家チームを結成した。…チームは水や排水、電話、電気、雨水管のインフラを含め町の28の道路が部分的に破壊されていることを報告している…」¹⁴³

数ヶ月前の2006年6月28日、2日前に兵士二人が殺害され、一人が捕縛されたパレスチナ人によるイスラエル基地の攻撃に対する報復として、イスラエル軍はガザ地区における唯一の発電所を空爆した。この発電所はガザ地区の住人の半数の電力を賄っていたため、その破壊は電気によって水を汲み上げていたこの地域の人々の水供給に甚大な影響を及ぼした。1年のうち最も暑い時期に、この地域の住人は電気や水のない状態を強いられ、幼い子どもたちの間で下痢が多く起こる結果を招いた。¹⁴⁴

「射撃訓練」 兵士による水タンクの狙撃

パレスチナ人の町や村と被占領パレスチナ地域のイスラエル人入植地の家の違いは屋根に雨水を貯留するタンクの特徴によって見分けることができる。ほとんどと言っていいほどのパレスチナ人の家には少なくとも一つは雨水の貯水タンクが設置してあり、大抵はいくつかタンクがある。パレスチナ人は 1 年を通して水不足に見舞われるが、イスラエル人入植者はこれとは無縁である。

過去 8 年間、パレスチナ人の家に設置されているこの水タンクは、何の理由もなくイスラエル兵士によってしばしば狙われてきたようだが、それは射撃訓練としか思えない。何百何千もの水タンクが狙撃され、損傷し、多くが修理不能となった。ある地域では、ほとんどのタンクに弾痕が一つは見つけることができる。誤射によるものや、パレスチナ武装グループとの抗争でやむを得ず破壊されたものもあると考えられるが、これだけ多くの損傷があるとなると、イスラエル兵士が正当な理由もなく、また住んでいるパレスチナ人の命や生活を軽んじて狙っていると思われる。水タンクほど普及してはいないが、太陽熱温水器もイスラエル兵士や入植者によって狙撃されたり、損傷を受けたりしている。¹⁴⁵

あるイスラエル兵士がアムネスティ・インターナショナルに語ったところによると「水タンクは狙撃訓練の格好の的である。どこにでもあって、狙うのに丁度よいサイズで、銃の具合を見るにも丁度よい。自分のストレスの発散も出来るし、石を投げて反抗してくるパレスチナ人の子どもがいて、子どもを捕らえられなかったとしても思い知らせてやることのできる。それに何ととっても警備の間の退屈しのぎにもなるんだ」

イスラエル兵士の証言

「以前、トゥルカレムに侵入したときの事です。リション・レシオン(Rishon Lezion)のカジノでの自爆攻撃があった直後のことです。イスラエル国防軍(IDF)はガザに侵攻する準備をしていて、大勢の援軍が呼ばれていました。攻撃が中止になった時、私はトゥルカレムで活動していた空挺部隊員のチームと一緒にでした。私たちは「重たいレンガ」と呼ばれる装甲車や戦車で街を偵察したものです。外出禁止令が出ていたので、パレスチナ人に対して発砲すること以外の目的などありませんでした。…私たちは壁や他の物を撃ち、…パレスチナ人を見つけ出したかったのです。だからトゥルカレムの難民キャンプに向かったのですが、その時に私たちは銃撃されました。怪我をする者はいませんでした、しばらくするとその貯水タンクの全部が撃たれ、水が流れ出しているのを見ました」。

(第 401 師団装甲軍二等軍曹の話) ¹⁴⁶

「楽しみのためにテレビを撃っているようなものだ。空挺部隊に所属する友人はナブルスで屋根の上に身をひそめ、貯水タンクを撃ってどんなふうに破裂するかを見ていると語っていた」

(「スティング」部隊 曹長の話) ¹⁴⁷

ガザ地区や西岸地区のパレスチナ人の所有する水インフラ破壊の多くが理不尽なものである。故意に行われた財産の不必要な破壊であり、民間人の所有物に対する直接攻撃で、軍事的に適法である狙撃対象と民間の物を区別していない無差別攻撃である。このような攻撃は、民間の所有物への直接攻撃の禁止、無差別、不適切な攻撃の禁止、民間人の生命維持に不可欠な物の攻撃の禁止、所有物に対する軍令のない破壊の禁止、集団的懲罰の禁止を謳った国際法の基本的条項に抵触するものである。(適用する法律に関しては該当する章を参照)

イスラエル人入植者による水施設への攻撃

イスラエル人入植者が、西岸地区にいるパレスチナ人と彼らの財産を頻繁に攻撃しており、水施設を損なったりしている。イスラエル政府は、そのような破壊についてめったに調査をすることはなく、責任者が刑罰を受けることはほとんどない。実際に、入植者はたいていイスラエル軍の後ろ盾のもとに、あるいは軍の了解又は暗黙の同意を得て、パレスチナ人とその財産に攻撃を行っており、場合によっては、軍が積極的に一緒になって攻撃したこともある。死傷者が出た場合でさえ、入植者による攻撃はほとんど罰せられることはない。¹⁴⁸ 西岸地区では、パレスチナ人と異なりイスラエル人入植者はイスラエル軍令に支配されておらず、軍は通常入植地付近に駐留しているにもかかわらず、入植者を逮捕しない。むしろ、兵士の任務は入植者を保護することであり、パレスチナ人の保護ではないことは明白である。パレスチナ人はイスラエル警察に不満を言うこともあるが、彼らの不満はめったに聞き入れられず、パレスチナ人の多くは報復を恐れて入植者の攻撃を報告しない。アムネスティ・インターナショナルの代表団を含む国際人権活動家は、入植者の攻撃について調査又は報告をまとめている間に実際に入植者の襲撃を受けた。¹⁴⁹



【写真】西岸地区、エインアルヒルウェ（Ein al-Hilwe）にて、入植者達がパレスチナ人家畜用の水やり場で水浴びし、近づく羊飼いを困らせている。CAI

「私が持っているこのクギは、近くのパレスチナ人のスシヤ（Susiya）村に水を運んでいるトラック（国際援助機関オックスファム（Oxfam）提供）の運行を妨害するためにイス

ラエル人入植者が今日使った大クギです。この地域一帯は深刻な干ばつの被害を受けていて、オックスファムが運ぶ水はとても必要なのです。給水トラックがいつも到着する時間の少し前に道路を横切るようにクギがたくさん置かれていました。3つのタイヤがパンクし走れなくなった...運転手が水を運ぶのがとても遅くなったのです。」¹⁵⁰

パレスチナ人が小さな孤立した集落に住んでいる場合は、特に入植者の攻撃に遭いやすい。そのような攻撃の的になっていた村のひとつに南へブロン丘陵に位置するツワニ村がある。2007年12月9日に村の近くにあるイスラエル人「入植前哨地」から一団が村に入り、雨水貯水池に薬物を投げ込み、水を汚染した。スペインのNGO、飢餓撲滅活動（Action Against Hunger）の代表者がその水を実験室に持ち帰り分析し、高濃度の酸を検出した（PH7のあたりなら飲料水として安全であるが、PH2.4の数値レベルを示した。）他、多数の水溶性物質が検出され、もはや人間にも家畜にも供することができなくなった。

この事件の前にも、イスラエル人入植者が村の貯水池に便がついた乳児用おむつと鶏の死骸を投げ込んだことがあり、2005年3月には主要貯水池付近、ツワニ村及び近くのパレスチナ人のムファガラ（Mufaggara）村、コーローバ（Khorouba）村の土地に大量の有害化学物質をまき散らしたこともあった。

アムネスティ・インターナショナルが集めたサンプルは、イスラエル自然保護区機関（the Israeli Nature Protection Authority）¹⁵¹ 及びビルゼイト（Bir Zeit）大学の環境及び労働衛生科学センター（the Center for Environmental and Occupational Health Sciences）で分析された。検出された物質は、イスラエル及びその他数カ国で使用が禁止されており、国際貿易の規定で厳格に制限されている2-フルオロアセトアミド（2-Fluoracetamide）及びネズミ駆除に使用する抗凝固剤のブロジファコウム（Brodifacoum）であった。有害化学物質の散布後、村人が飼養していた羊が数匹、野鳥と小型かもしか1頭が死んだと報告され、村人は水質汚染の恐れのため村の貯水池を使用中止にしなければならなかった。

ツワニ村で最初に土地が汚染された出来事の数日前に、近くにあるマオン入植地から来たイスラエル警備員が村人に、パレスチナ人農民が入植地近くで羊を飼うのを止めてもらいたい、羊を飼うことをやめなければ自分と入植者たちが飼育を止めさせる、と言った。同じ時期に、近くの「入植前哨地」ハバトマオン（Havat Ma'on）の入植者数人がパレスチナ人村民とツワニ村に活動本部を置いている国際平和活動家への攻撃を繰り返していた。

ヘブロンに隣接するテルルメイダ（Tel Rumeida）では、イスラエル人入植者がパレスチナ人家族の屋外にある水道の本管を何度も切断し、何週間も水が来ないようにした。とりわけ、ハシェム・アルアゼ（Hashem al-'Azzeh）と妻ニスリン（Nisrin）と二人の幼児の家庭が受けた被害は大きかった。彼らの家とイスラエル人入植地は非常に近かったので、正面入り口から外に出ることができないようにされ、隣家の裏庭を越えて出入りしなければならなかった。その上、家の近くまでパレスチナ人の車が来ることが許されず、この家族

はトラックで水を運び入れることができない。

ハシム・アルアゼアムネスティ・インターナショナルに次のように語った。「イスラエル人入植者が水道管を切断してからずっと、水を家に運ぶ手段がなくなったというとても困った状態のままです。私達は、ポリ容器とボトルで近所の家から水を運びますが、飲み水と調理用に使うことしかできません。それで私達の暮らしは更に困難になったんです。」

近隣に住む、年老いた母、娘と自分の姉妹と共に暮らしているハナ・アブ・ハイケル（Hana'Abu Haikel）も同じいやがらせに悩まされている。アムネスティ・インターナショナルに次のように語った。「母は病気で家から出ることができないのです。家に水がなければ生活することができません。入植者たちは私たちの水道管をいつも切断するのです。修理した直後にまた切断されたこともあります。イスラエル軍は給水トラックの出入りを許可しないので、水道が切断された場合は何十リットルもなんとかして運び込むか、隣家からホースで送ってもらわなければなりません」

2008年8月にナブルスの北東エロンモレ（Elon Moreh）入植地のイスラエル人入植者数人が近くのパレスチナ人のデルアルカタブ（Deir al-Khatab）村の飲料水を作るパイプラインを切断し、流れを切り換えて新しくできた子ども用プールに水を送った。そうした後、別のパイプをつなぎ、プールの排水をデルアルカタブ村に送るようにして、村の飲料水を汚染した。¹⁵²

国連の経済的社会的及び文化的権利に関する委員会は以下を表明した。：「保護義務の違反は、国が、その管轄内にある人の水に対する権利を第三者による侵害から保護するためのあらゆる必要な措置を取らないことから生ずる。これには、とりわけ、（i）水の汚染及び不公平な出水を防止するための法を制定しないこと又は執行しないこと、（ii）水の供給を行う者を実効的に規制しかつ管理しないこと、（iii）水の配分システム（例えば、水道網及び井戸）を干渉、損害及び破壊などから保護しないことが含まれる」¹⁵³

それにもかかわらず、イスラエル軍及びその他の公的機関は、イスラエル人入植者による攻撃から守るために必要な措置を取らず、攻撃が起きた時に捜査を行わず、責任者を罰することもなく、パレスチナ人の生活と財産に与えた損害に賠償を支払うこともなく、それによりパレスチナ人の水の権利を侵害し続けている。

パレスチナ自治政府とパレスチナ水道局の失敗と管理行き届き

1990年代半ばの設立以降、不正、不適切な管理、透明性及び説明責任の欠如がパレスチナ自治政府を弱体化させており、少なくともある程度はパレスチナ自治政府役人自身やその他の人々によって立証されている。

パレスチナ水道局もまた、同じことが言える。2008年11月に水部門の監査は、以下の報告をしている。「過去10年間のパレスチナ水道局は、政策及び戦略の策定が極めて貧弱であった。」「水部門全般において無秩序な状況であるということは誇張ではない。」さらに、「政治的又は個人の抗争によって水の供給者と施設が非常に増えたが、どれも十分に有効に機能していない」¹⁵⁴と続く。

2008年にパレスチナ水道局に新しい局長が指名された。しかしながら、新局長のもとで、今までのまづいやり方を止めて、効果的かつ効率的な組織に変革するために必要な改革ができるかは、まだ不明である。

組織内部の問題に加えて、イスラエルが被占領パレスチナ地域内の土地と水資源に権力を行使し続けて実効支配しており、水道局の業務及び被占領パレスチナ地域における人と物の移動を制限しているために、パレスチナ自治政府とパレスチナ水道局が無力にされてきた経緯がある。

パレスチナ水道局が1990年代半ばに設立されるとすぐに、以下のようないくつもの大変な難問に直面した。

- ・ 水・衛生部門は悲惨な状況にあること。
- ・ 住民が必要な水の供給に十分にアクセスできないこと。
- ・ 優先事項と優先順位が付されている国際資金援助機関に資金のほぼ全額を依存していること。
- ・ パレスチナ水道局が実施を許可される計画の内容、場所、時期については、イスラエルの厳格な制限下にあること。
- ・ 人々が数十年にわたり外国の占領下で正当な権利を剥奪されることで、中央政府から要求される義務に対して不信、反感を持っている傾向にあること。

イスラエル国内では、政府が非常に先進的な水道インフラを敷設していた。それは被占領パレスチナ地域内の不法なイスラエル人入植地にまで敷かれていたが、パレスチナ人はほとんど無視同然であった。その結果、パレスチナ水道局は、設立当初に緊急に修復、改善、開発を要する水インフラを引き継ぐことになった。¹⁵⁵

当時、パレスチナ水道局はいかにして400万人のパレスチナ人に期待される十分な水を供給できるのかという困難に直面していた。基本的にはイスラエルが利用可能な水資源の大部分を不均衡に占有し続けている以上、それは当然不可能なことで現在も変わらない。

パレスチナ水道局は、住民に必要な供給をできないので、非常に信頼性を失っている。つまり、不法に水道管を接続する水泥棒や無許可の水の抜き取り、水資源を汚染する下水や固形廃棄物の不適切な投棄、地元の地主や地方自治体によるいくつかの水資源の独占でパ

レスチナ人に給水可能な十分な量を制限されること、及び無許可の私設水供給者が水質に疑問がある水を高く売ることなど、水事業の組織を更に弱体化させる長年の慣行に立ち向かい、克服していくべき力が特段に弱くなってきている。¹⁵⁶

例えば、2007年夏ヘブロン南方のバニナイム（Bani Na'im）村近くにあるメコロットの水道管に違法に接続したパレスチナ人農民がいた。実際には水は出ず、莫大な水道料の請求書だけが残った。2008年にはナブルスの北のワディアルファアラの泉（the Wadi al-Fara'a spring）から村人がポンプで過度に汲みあげ、長期にわたる干ばつによる被害を更に悪化させたこともある。

このようなやり方はパレスチナ水法（Law 2/2002）の、特に以下の条項に違反している。

- ・ 3条1項、パレスチナで利用可能なすべての水資源は公共財である
- ・ 4条、掘削、水の調査、抜き取り、貯水、脱塩化及び水処理を商業目的で行うことを禁止する、また、許可を得ることなく上下水道施設を操業することは違法とする。
- ・ 35条から37条、法に違反した場合は、最長2年間の拘置、及び、又は罰金を課す。

実際のところ、イスラエルが治安を担当し、パレスチナ自治政府の管轄外であるB地区及びC地区で違反があっても、パレスチナ水道局はその地域の大部分では管理ができないので、パレスチナ自治政府とパレスチナ水道局は、おおむね水管理法を執行できないか、できても不本意な執行をしてきた。パレスチナ自治政府が管轄権を有しているA地区でさえ、パレスチナ水道局は住民に必要な量の水を供給、処理することができないので水管理法を執行できない。経済状況の悪化とイスラエルが導入した制限の影響で、2001年以来、貧困が拡大したので、パレスチナ人の多くはパレスチナ水道局が予防、解決できない深刻な水不足に対処するために水管理法に違反するしか選択の余地がなかった。

これらの結果、逃げ道は主に四つの手段となる。すなわち、水の消費量をWHOが定めた必要最低量をはるかに下回る水準に減らすこと、緊急救済計画の一部としてわずかな量の水を供給してくれるNGOや慈善団体に頼ること、水管理法に違反して許可なく掘削し接続すること、地方自治体、村議会や水道局を通じて請求されるパレスチナ水道局への水道料金の支払いを留保することである。最後の問題はパレスチナ水道局にとって更に支払わなければならない負担が加わることになる。というのも、水道局が所有する井戸から汲み上げたり、メコロットから買って住民に配給するからである。パレスチナ経済が実質上行き詰まっており、パレスチナ人の貧困がかつてないほどに深刻になっているので、この件は過去8年間に亘り更に問題を悪化させている。

下水処理の機能不全－水資源の危機

数年に渡る研究の末、被占領パレスチナ地域の数か所の地下水で、大腸菌や世界保健機関（WHO）の許容値を遥かに上回る硝酸塩濃度が認められ、未処理の下水や肥料によって水質汚染が引き起こされているということが分かってきた。¹⁵⁷ 特に子供たちの間で下痢が発生し、その他では水起因の病気が発生するなど、水質汚染の兆候を示している。この状況は、ガザ地区でとりわけ顕著である。

帯水層の汚染はイスラエル側とパレスチナ側の双方に関係することだが、西岸地区とガザ地区では山岳帯水層と沿岸帯水層が唯一の水資源であるパレスチナ人にとっての方が影響は遥かに大きい。一方、イスラエルには他にもたくさんの水資源がある。

山岳帯水層の汚染は論争を招き、イスラエル側とパレスチナ側は互いを汚染の責任者だと非難し合っている。実際には、両者とも責任を果たすことができず、被害を食い止め、回復させるための十分な措置が取れていないのである。



【写真】ガザで吸引される汚水槽 ©A I

経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会では、締約国の水質を確保する義務を強調した。「個人的又は家庭内での使用のために必要な水は安全でなくてはならず、従って、人の健康にとって脅威となる微生物、化学物質及び放射性危険物のないものでなければならない」（一般的意見第15の12項（b））。委員会によると、健康についての権利の一側面としての環境衛生は、危険かつ有害な水の状態による健康への脅威を防止するために、無差別を原則として措置を取ることを含むとしている。また締約国は、天然の水資源が有害物質や病原菌による汚染から保護されることを保障すべきである（8項）と述べられ、「すべての者に十分な下水設備へのアクセスを確保することは、人間の尊厳とプライバシーにとって基本的なことであるのみならず、飲料水資源の質を保護するための主要な方法の一つでもある」（一般的意見第15の29項）ということについても強調されている。委員会は、締約国が例えば「人間の健康に影響を及ぼす水資源の汚染及び削減」や、水の「汚染を防止するための法を制定しないこと又は執行しない」などの行為は水に対する権利を侵害している（44項（a）、（b））と強調している。

被占領パレスチナ地域での水供給保全の失敗：イスラエル

イスラエル政府は、パレスチナ水道局が西岸地区に住むパレスチナの住民が排出する下水の大部分を収集し処理するために必要なインフラの整備をしてこなかったことが原因で帯

水層が汚染されたとして、山岳帯水層の汚染の責任はパレスチナ自治政府にあると非難している。明らかに、パレスチナ水道局はこの件に関して重大な過ちを犯しており、早急に問題を改善するための行動をとり、住民にとって重要な天然水資源を保存し保護すべきである。

しかし、パレスチナ水道局のこうした失敗は、山岳帯水層だけでなく、西岸地区の水流の中でも特にこの地区で主要な水源となっているヨルダン川を汚染した責任の多くは、イスラエル側にあることを隠せるものではない。この川はイスラエルの管理下で、もはや下水や汚水の細い流れになってしまった。

その一 山岳帯水層とヨルダン川の汚染は、1996 年のパレスチナ自治政府設立以前に発生し、イスラエルが被占領パレスチナ地域内の民政に関する問題に全責任を負うようになる 30 年前から大規模に発生した。汚染はイスラエルが民政に関して全面的な支配力を保持している西岸地区の 60%においていまだ発生し続け、パレスチナ自治政府はそこでの権限を全く持たない。40 年間、イスラエル政府は被占領パレスチナ地域に下水やゴミを処理する機能的な施設を提供するための最も基本的な対策さえ取らず、共有水資源を危険にさらしている。それとは対照的に、イスラエルでは市民のために下水や排水を浄化する先進的なシステムを開発した。

42 年に及ぶ占領下で、イスラエルが西岸地区に住むパレスチナ人のために建設した唯一の下水前処理施設はグリーンライン上のトゥルカレムにある。この施設は貯水池と浸透池から成り、非常に汚染されていたのだが、ついにパレスチナ水道局は、国際資金援助機関の資金援助を受け、池の内面を覆い曝気池として復興させた。

その二 イスラエルは、西岸地区に 200 ヶ所以上ものイスラエルの違法入植地や「入植前哨地」を建設し、帯水層のある涵養地帯一帯に大量の未処理家庭排水および産業排水を流すことを認め、帯水層への被害を引き起こしてきた。最近では、ほとんどの入植地で下水処理場が整備されているのだが、西岸地区の畑や川に未処理のままの下水や危険な産業廃棄物を放出している入植地もある。

イスラエル環境保護省、イスラエル自然・公園管理局(the Nature and Parks Authority)、及び市民行政局（被占領パレスチナ地域の民政を統括するイスラエル軍の中の部署）が、2008 年 8 月に発行した西岸地区の地下水汚染についての報告によると、当時、西岸地区にある 121 ヶ所のイスラエル人入植地の内 81 ヶ所のみが下水処理場につながっていた。¹⁵⁸ 2009 年 6 月、イスラエルの NGO、ベツェレムは、「入植前哨地」にひとつも下水処理場がないことや入植地にある現存の施設はほとんど機能しておらず、もしくは流入する排水を限定的かつ不十分にしか浄化できていないということを報告している。¹⁵⁹

ベツェレムは「このようにおざなりにされていた状態は、国の監査官による報告書や環境保護省の出版物によって過去 20 年の間、文書化されてきた。数ある報告書の中、この報告書では、マーレエフレイム (Ma'aleh Ephraim) 産業地帯における下水処理場にメンテナンス不備があること、テーン (Tene) とテレム (Telem) 入植地の下水処理場では電気が使えないこと、バルハン工業地帯の地下水に浄化されないままの産業排水が浸潤していること、バルハン産業地帯の工場からの排水は『だいたい原始的』な浄水しか施されていない

こと、ロシュツリム (*Rosh Tzurim*) 入植地の牛舎により汚染が引き起こされていることについて言及している」¹⁶⁰と述べている。

東エルサレムは、イスラエルによって不当に併合されイスラエル法の下にあるが、国際法上は被占領西岸地区の一部である。ここは他の西岸地区とほぼ同じように衛生面はなおざりにされてきた。パレスチナ水道局は、東エルサレムの内にも周辺にも管理権を所有しておらず、そこでの水関連の事業を実施することが許可されていない。全部で 20 万人以上のイスラエル人が違法入植地に住んでいるのだが、イスラエル政府は、東エルサレムや西エルサレムの一部、また東エルサレム周辺にあるイスラエル人入植地に住む多数の入居者たちによって排出される廃棄物を処理するのに十分な下水処理場を設置できていない。約 1,750 万 m³ の汚水は東方に向かって、大体は囲いのない川に流れ、土地や水資源の環境破壊を引き起こし、流れ沿いにあるパレスチナ人コミュニティに公衆衛生上の危険をもたらしている。約 1,050 万 m³ は、浄化されないままキドロン(Kidron)川を 30 キロメートルの距離を経て死海に流れ込み、死海へつながる主要水路であるヨルダン川の枯渇や汚染によってすでに引き起こされている著しい環境破壊をさらに悪化させている。残りの 750 万 m³ は、死海北部にあるオグ (Og) 貯水槽に流れ込み、そこで部分的に浄化されて、大体は死海北部のイスラエル人入植地やヨルダン渓谷地域でナツメヤシの木や作物に灌漑するため再利用される。¹⁶¹

2008 年 8 月の報告書でイスラエル政府は、¹⁶² 西岸地区の川、地下水及び湧水の汚染は主にパレスチナの下水一年間 5,600 万 m³ とあるが、世界銀行によれば 2,500 万 m³ とされているにその原因があると非難した。しかし、イスラエル政府は、東エルサレムや西エルサレムの一部の住民から排出されている年間 1,750 万 m³ の下水については言及していない。ここから未処理のまま、又は不十分な処理のままの下水が毎年 3,500 万 m³ 西岸地域を流れて流れているが、これはイスラエル政府に処理責任がある。この水量は西岸の下を流れ、帯水層を汚染している下水量の 38% を占めている。

その三 イスラエルは、過去 42 年の間、密集しないよう広く分布させ、帯水層を汚染する有害産業廃棄物などの危険物が残ることのないよう、被占領パレスチナ地域中にゴミ捨て場を設置し、被占領パレスチナ地域をゴミ廃棄場とし効果的に利用してきた。最近では、イスラエル政府はいくつかのゴミ捨て場を閉鎖したが、これ以上、汚染を防ぐための修復作業はなされていない。その他のゴミ捨て場に関しては、イスラエルとパレスチナの両者によって継続して使用されている。

有害物質のゴミ捨て場の例は、1990 年代初期に設置され、イスラエル管理下の C 地区の村にある井戸周辺に位置するアズンが挙げられる。このゴミ捨て場は密集していたわけではなく、2002 年に閉鎖されて以来、その地域を浄化する対策はとられていない。土壌や水資源の近くに排出された有害ガスが漏れ、汚染を引き起こしている。同様に、デイルシャラフ (Deir Sharaf) ゴミ捨て場が、2002 年にイスラエル軍によってイスラエルの企業から排出される産業廃棄物を回収するために設置され、2005 年に閉鎖されたが、依然としてその後の安全処置はとられていない。

何十年もの間、イスラエル政府は、西岸地区内の田舎でイスラエル受託業者が産業廃棄物を無作為に捨てる行為を許してきたに等しい。ここ数年間、そのような悪弊をやめさせる

処置を取ろうと試みてきたが、¹⁶³ イスラエルの保安管理下で、西岸地区のパレスチナ人集落では不法投棄が続いており、イスラエル政府は過去にイスラエル受託業者によって捨てられた廃棄物を浄化するための行動をとっていない。

その四 イスラエルが西岸地区のパレスチナ住民に課している許可条件やその他の制約によって、西岸地区の下水処理場やゴミ廃棄場の建設が遅れたり廃止されたりしてきていることが、帯水層汚染の原因となっている。一部の例では、イスラエル政府が許可を与えず、排水の浄水や再利用の方法に関して適切とは言えない条件を課してきたため、パレスチナ水道局や自治体の国際資金援助機関から資金援助を保証されていたプロジェクトが数年間遅れることになった。例えば、イスラエルは、パレスチナのプロジェクトを認める条件としてイスラエルの違法入植地からもアクセスできることを主張し、下水処理場の開発を行き詰まらせている。その他の例では、イスラエル人入植地の近くに下水処理場を配置できなかったことによって、国際資金援助機関によるパレスチナのプロジェクトに対する資金援助が遅れる、もしくは、差し止めされる結果となっている。

ガザ地区では、イスラエルの政策が開発の妨げになると言ってもよい。何十年もの間、財政面やその他の面で無視された状態にされていたため、給排水部門が破損、また修復や開発が至急必要な状態のまま放置されていた。パレスチナ自治政府の設立と共に、国際資金援助機関の寄付によって、状況を改善するために支援できるようになったが、イスラエルによって課せられる厳しい制約が増し、ガザ地区への人間や物資の移動が厳しく制限された結果、必須の水・衛生のプロジェクトを遅らせられ公衆衛生が脅かされている。2007年3月27日に、ガザ北部にあるベイトラヒア下水処理場の汚水収集池の土手が崩壊し、ベドウィンの村、ウムアルナセル（Um al-Nazzer）に洪水をもたらした。子供2名を含む5名が亡くなり、何百人もの人びとが住む場所を失った。それ以来、イスラエルによるガザ地区封鎖のため物資が乏しくなり、下水処理場の復興や新しい施設の建設は遅々として進行しなくなっていった。その他のガザ地区に現存する数少ない下水処理場は、同様の問題に直面しており、イスラエルによるガザ地区封鎖が続く毎日、貴重な時間が失われ、ガザ地区のわずかばかりの水供給がさらなる危機に瀕している。

被占領パレスチナ地域での水供給保全の失敗：パレスチナ自治政府とパレスチ

ナ水道局

パレスチナ自治政府やパレスチナ水道局は、それぞれの役割としてイスラエル人居住地からの排出により山岳帯水層の汚染が生じていることを幾度となく非難してきた。イスラエル人入植者は、パレスチナ人に比べて一人当たりの使用水量が遥かに多く、西岸地区（東エルサレムを含む）の45万人のイスラエル人入植者が、250万近くのパレスチナ人居住者分と同じくらいの汚水を排出している。パレスチナ自治政府やパレスチナ水道局は、イスラエル人居住地からの家庭排水および産業排水が、パレスチナ人の果樹園を浸水させ水資源の汚染を引き起こしているが、その原因は、イスラエル人居住地の農薬や肥料が有害化学物質を含んでいること、被占領パレスチナ地域においてイスラエル人がごみを広範囲に渡って捨てていることにあると指摘している。

しかし、パレスチナ自治政府やパレスチナ水道局は、被占領パレスチナ地域のパレスチナ

人によって引き起こされている汚染についてほとんど全くと言っていいほど協力的とは言えない。230 万人のパレスチナ人による排水、パレスチナ人の工場やオリーブ油を抽出するときにでる搾りかす、パレスチナ人の農業従事者が使う有害の殺虫剤や化学肥料、パレスチナ人の無作為なゴミの不法投棄、これらすべてのことが、イスラエル人の行なっていることと丁度同じくらい山岳帯水層への危機をもたらしている。イスラエル側の弱みは、たとえ制限はあるとしても管轄内の帯水層地域なので、パレスチナ自治政府が汚染を防ぐため適切な処置をとれなかったからだという言い訳はできないことである。

パレスチナ水道局は明らかに適切な衛生関連のインフラを開発する能力をひどく妨害する内外からの制約の中で、操業しなければならない。一番大きな制約はパレスチナ水道局が、西岸地区の 60% を占めイスラエル管轄下にある C 地区に、立ち入ることも操業することもできないことである。イスラエル軍は、パレスチナ人が C 地区で住居やインフラを建設することを断固として認めない一方で、C 地区において不法なイスラエル人入植地を拡張している。ここはパレスチナ住民にとって極めて必要な、水の供給や衛生関連のインフラ（下水処理場や適切な処理施設のある固形廃棄物のためのゴミ廃棄場）を設置するのにもっとも適した場所である。西岸地区の 40% を占める A 地区や B 地区はパレスチナ自治政府の管轄下だが、すでに過密で増加する人口に十分とはいえない。

二つ目の制約は、排水の質（排水の浄化レベル）に関してイスラエルが設定した、10 分の 10 という基準の必要条件が不当に高いことであり、つまり三次処理を要求しているということである。この、被占領パレスチナ地域に設置予定の下水処理場で、イスラエルによって要求されている高度な浄化基準は、ほとんどが二次処理（30 分の 20）というイスラエル自身が実施している基準より高い。2001 年には、イスラエルでは排水の 46% のみが浄化され、30 分の 20 基準を満たしていた。¹⁶⁴ この 10 分の 10 基準の三次処理を受けることを必要としたのは、最近になってからイスラエルにおいて導入されたことであり、10 年かけて段階的に適用していくというものである。¹⁶⁵ 現在では、イスラエルにおける下水処理はかなりの割合で、三次処理を受けていないのにもかかわらず、イスラエル政府は西岸地区に下水処理場を建設することを認める条件として、パレスチナ人に対しては三次処理を要求している。その上、西岸地区のイスラエル人やイスラエル人入植地において排出される下水のほとんどが、二次処理さえもされていない、もしくはまったく浄化されていない。この量（2005 年はイスラエルのみで年間 1 億 6,700 万 m³）は、西岸地区の浄化されていないパレスチナの下水量（イスラエル政府の報告によると年間 5,600 万 m³）の 3 倍以上にもなる。¹⁶⁶

排水を 10 分の 10 基準まで（100% 以上）浄化するための下水処理場の建設と、その操業費用は、二次処理を行う処理場に比べてかなり高額である。¹⁶⁷ イスラエルのパレスチナ下水処理場に対する三次処理の要求は、不当に高額な建設、運営、維持の費用が必要とされると判断し、国際資金援助機関はそれに応じることを思いとどまっている。費用は特に重要な要素である。なぜなら、過去のイスラエル軍の行いから、被占領パレスチナ地域の下水処理施設が今後も危険にさらされるだろうと考えると、10 分の 10 基準の水ができる処理施設を存続させるための高額な費用を喜んで払える使用者がいるとは思えないからである。

特に最近では、ガザ地区で次のような問題があり、パレスチナ水道局の水と下水のプロジェクトの実行が阻まれている。それはイスラエルの封鎖によって、必要な物資や設備のほ

とんどをガザ地区に持ち込むことができなくなっていること、政治的不安定性や不安感の高まる状況において、資金援助団体は大規模プロジェクトに寄付するのをいやがること、また西岸地区やガザ地区における分裂政権を反映するように、パレスチナの二つの主要派閥間で分裂が深みを増していることのためである。

恐らく、パレスチナ水道局は下水処理場の建設段階だけでなく、少なくとも最初のうちは運営維持費においても援助してもらおうと、国際資金援助機関に対し全面的に依存している。この点で、パレスチナ水道局は、パレスチナ人、特に農業従事者の間で排水を浄化し再利用する利点と必要性について意識を高めるためのさらなる努力が必要である。国際資金援助機関は、浄化された排水が再利用されると確信できない限り、建設費用に加え運営維持費までも捻出しなくてはならなくなるだろうプロジェクトに対しては、資金援助したがないままであろう。

国際資金援助機関の役割

被占領パレスチナ地域の水関連のプロジェクトに関わったり、投資してきたイスラエル国内外の NGO や国連機関は、許可を得る際に、たとえ許可が取れたとしても、イスラエルに規制されたり、延期させられることの影響を広く文書で報告してきた。¹⁶⁸ 国際資金援助機関は主に、被占領パレスチナ地域の緊急水プロジェクトの費用を負担したり、イスラエル軍により被害を受けたり壊されたりした水道設備のインフラを修理したり、家や土地を壊され、水の供給を受けられないパレスチナ人への緊急の水や衛生のサービスを提供してきた。しかし、国際資金援助機関は一般的に、特定の水関連やその他のプロジェクトを実施する際に直面する問題を公にするのをためらっている。なぜなら、公にすることでイスラエル政府がより困難を押しつけることを懸念するからである。

国際機関で、2008 年にイスラエル軍に妨害された水プロジェクトを担当していた、ある国際的な水専門家はアムネスティ・インターナショナルにこう語った。「この問題を公にしても、どうにもならないですよ。私たちは既に、プロジェクトの許可や権利を得るために多くの困難に直面しています。これを公表すればイスラエル政府との緊張を生み、私たちの生活はもっと厳しくなるでしょう。」

2009 年 7 月、被占領パレスチナ地域の水関連プロジェクトを支援している国際 NGO の外国人スタッフが、イスラエル軍が NGO に配った「業務停止命令」について、アムネスティ・インターナショナルにこう語った。「これは新しいやり方です。今までイスラエル軍はパレスチナ住民に取り壊し命令や業務停止命令を通告したり、貯水槽に貼り付けました。けれども今年はプロジェクトを実行している海外の NGO に、その命令書を送って来るようになりました。私たちは長年貯水槽を作ったり修理したりしてきましたが、今まで一度も私たち宛てに業務停止命令が出たことはありませんでした。これは事実上、私たちが法律を破っていると非難していることで、私たちは苦境に陥っています。今のところ私たちはこのことを公にして大きな問題にしたいはありません。イスラエル政府との問題をどのように解決するか、模索しようと思います。しかし当分、C 地区では、今までのようにプロジェクトを行なうことができない、ということです」

別の NGO 職員はこう述べた。「中断させられたり、延期やその他の問題のために費用が増えたり、効率が悪くなるようなプロジェクトに資金を集めるのは難しい事です。また、破壊されるかもしれないというリスクを抱えたプロジェクトも同様です。それは、資金が無駄になるという事だからです。ですから、資金援助機関はそのような問題を公にするのを避け、その結果、イスラエル政府の責任は問われません」

別の国際的な水の専門家で国際資金援助機関の一員として水プロジェクトに関わった人は、アムネスティ・インターナショナルにこう語った。「軍は通常小さな雨水貯水槽には書面で取り壊し命令を出しますが、数百万ドルのプロジェクトを止めたり拒否するときは、ただ電話を一本入れるか、会議で知らせるだけです。拒否は書面ではなされず、ただ必要な許可を出さないのです。ですから大体、書類は残りません」

水と衛生のような不可欠なサービスを、効率よく提供し、運営するには、国全体のインフラを整備する必要がある。イスラエル建国後の最初の 10 年に、イスラエル政府は国営水道の建設を始めた。これはイスラエル最大の水プロジェクトで、全国の全ての地域の水プロジェクトを一つの水道網につなげるものである。しかし、イスラエルがオスロ合意以前にパレスチナの水関連事業を取り仕切っていた 30 年の間、イスラエル政府は被占領パレスチナ地域の人々へ水を供給するためのインフラをほとんど整備しなかった。

オスロ合意とパレスチナ水道局の設立以降、被占領パレスチナ地域でプロジェクトを遂行するために必要な許可を得る手続きがとても官僚的かつ複雑で入り組んでいるため、全国の効率的な水道計画やインフラを開発したり導入したりする妨げになっている。町と村を結ぶ給水本管を配管するのでさえ、一連の許可を得る必要があるという状況や、工事の一部がイスラエル人入植地や入植者の使っている道路や基地の近くにあるなど「微妙な」地域にあるという理由で、大規模なプロジェクトが延期されたり中止されるような状況が、大規模プロジェクトを効率よく進めることへの大きな障害となっている。

パレスチナの水関連事業に関する最近の監査によると、イスラエルによる規制などの問題に加え、国際資金援助機関の協力不足や選挙でのハマスの勝利による政治的、その他の影響により、国際的な援助を受けた多くの水プロジェクトが一時中止に追い込まれている¹⁶⁹。

海外の資金援助機関同士の協力がうまくいかないと、パレスチナ水道局内や、パレスチナ自治政府とパレスチナ水道局との間、また水プロジェクトに関わる他のパレスチナ機関などの間で、時々、不協和や緊張を深める結果となっている。と同時にパレスチナ水道局がパレスチナの水道部門を管理できないために、海外の資金援助団体同士の協力が支障をきたすこともある。

インティファダ以降、イスラエルがパレスチナ人の移動や活動をより制限するようになったため、特に 2001 年から 2004 年の間、海外の資金援助機関は主要な水と衛生プロジェクトを一時中止した。資金援助機関は、最も理不尽なイスラエルの規制や障害に対してさえ、異議を申し立てようとせず、それがまた多くの不可欠な水プロジェクトの実行を遅らせた。むしろ、水の供給や衛生の開発ではなく、イスラエル軍の攻撃により破壊されたものの修理や、給水車による給水（コストは数倍高い）の提供や、その他パレスチナ人に対

する人道援助などの短期的なものに大事な資金を転換することで、ますます増える規制に対処することを選択している。

パレスチナ内の政治状況も問題を複雑にしている。アラファト議長の任期後半の頃、国際資金援助機関はパレスチナ自治政府議長との交渉を避け、パレスチナ国内の他の政治団体や地方自治体と直接関わっていた。しかし、2005年から2006年にハマスが地方行政と立法府で選挙に勝利してからは、選挙で選ばれたハマス指導者との交渉を避け、再びパレスチナ自治政府議長と交渉を始めた。2007年6月にファタハーハマス「統一政府」が崩壊した後は、西岸を基盤とするマムード・アッバス大統領の暫定政府と交渉している。ほとんどの給水プロジェクトは数年かかるので、このような政治的变化がおきた時に様々な段階にある多くのプロジェクトは長い間中断させられ、計画中のものは全て破棄された。

ガザ地区では、状況はより急を要する。その主な理由はイスラエルの厳しい封鎖だが、国際資金援助機関が事実上の政府であるハマスと交渉していないことも一因だろう。例外は、ガザ北部の古い下水処理施設の修理と、新しい施設の建設である。この現在進行しているプロジェクトは世界銀行が資金を出しているが、イスラエルが必要な物資のガザへの移入を拒否しているため、大きく遅れている。水関連のプロジェクトが一時中止される影響と、イスラエルが依然としてガザ地区を封鎖しているために代替部品や機器その他の資材が手に入らない影響とで、既に悲惨な状況が危機的なものとなっている。1年以上前の2008年5月7日に国連事務総長はこう報告した。「水道網の効率は、2007年6月の70%から2008年2月には55%に落ちています。これは代替部品や資材が手に入らないためです。2008年1月以降、1日4000万リットルの未処理または一部処理した汚水が海に注がれています¹⁷⁰」その後、ガザ地区とそこに住む150万人の人々はキャスト・レッド作戦に情け容赦なくやられ、イスラエルの間断ない封鎖により窒息させられている。水道状況は急激に悪化し、生きていくためにその水に頼らなければならない人々はより困窮して惨めな状態になっている¹⁷¹。

今まで述べたように、国際資金援助機関による、被占領パレスチナ地域内の水と衛生のインフラやサービスの開発、維持、供給への支援は、規制や妨害により妨げられており、効果的で適切な活用ができなくなっている。そのような規制や妨害の結果、国際資金援助機関は短期の一時しのぎの手段に訴えがちになる。例えば水道による給水よりはるかに高価な給水タンク車による給水をするようなことである。そして、被占領パレスチナ地域の人々のために、長期的に水と衛生のインフラやサービスに投資する必要性や、パレスチナ人がそのようなサービスを手に入れられるよう助ける効果的、協力的な開発援助の活用が阻まれている。

国際法：水を手に入れる権利

1947年11月29日に採択された国連決議181号は、委任統治領のパレスチナの地を分割し、イスラエルを建国に導くものであった。この中で「水施設や発電所はパレスチナとイスラエル、またエルサレムともに、差別されることなく利用することができる」(4.D.2e)ことが明記されている。

国際法において、イスラエルが被占領パレスチナ地域の占領権力として、パレスチナ人の水に対する人権を尊重する義務を有する旨が明確に定められている。この権利の侵害やパレスチナ人がこの権利を行使する機会を妨げる行為を禁止するだけでなく、パレスチナ人が水の権利を享受することにおいて、第三者からの干渉を受けることから保護するべきである。またこの権利が十分にそして完全に実現されるために周到で具体的かつ段階的なステップをとらなければならない。

二つの補完的な法的枠組み、すなわち国際人権法と国際人道法が、占領権力として被占領パレスチナ地域を効果的に統治するためにイスラエルに適用される。国境を越えて広がる地下水の管理や規制に関する国際法もこの中に含まれている。

この報告書のなかで取り上げられた、この問題に関連する**国際人権法**の中には、イスラエルが締約国となっている人権条約が多くある。代表的な法律は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(ICESCR)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)」、「人種差別撤廃条約」、「子どもの権利条約(CRC)」、「国連女性差別撤廃条約(CEDAW)」である。

また交戦占領を統制する国際人道法もあり、代表的な物は「戦時における文民保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約(第 4 条約)」(以下ジュネーブ第 4 条約／文民条約)と慣習国際法の規範があり、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」同附属書「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則(1907 年 10 月 18 日)」(以下ハーグ陸戦法規)などがある。イスラエルは戦争行為について国際人道法の慣習規範を守る義務があり、とりわけ 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の「国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)」においてこの義務が明確にされている。

イスラエル政府は独自路線を取り、自らが批准している国際人権条約と、締約国となっているジュネーブ第 4 条約は被占領パレスチナ地域には適用されないと主張している。¹⁷² 条約が適正に遵守されているかを監視する国連の機関や国際司法裁判所などの関連機関は、イスラエルが被占領パレスチナ地域においてもこれらの条約を平等に適用する義務があるとしている。¹⁷³

国際人権法

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(ICESR)の第 11 条 1 項の中で、水に対する権利は適切な生活水準の権利の要素として認められている。¹⁷⁴ 水に対する権利はその他の国際条約¹⁷⁵においても守られており、また健康で十分な住居、食料を享受する上で必要不可欠なものでもある。¹⁷⁶ 水に対する人権はすべての者に、個人的及び家庭内での使用のための十分で、安全な、受け入れられる、物理的にアクセス可能かつ経済的に負担可能な水に対する権利を与えるものである。¹⁷⁷

経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(ICESCR)の第 11 条 1 項と第 12 条の中で、水に対する権利は人間の尊厳、生活及び健康にとって十分なものでなければならないとしている。水の権利に必要なとされる水の

十分さはさまざまな状況によって異なりうるが、以下の諸要素はどんな状況でもあてはまる。¹⁷⁸

- (a) 利用可能性(Availability)。各人にとっての水の供給は、個人的及び家庭内での使用のために十分かつ継続的なものでなければならない。各人が利用できる水の量は WHO のガイドラインに沿うべきでる。¹⁷⁹
- (b) 質。個人的又は家庭内で使用のために必要な水は安全でなければならない。健康にとって脅威となる微生物や化学物質、放射性危険物のないものでなければならない。
- (c) アクセス可能性(Accessibility)。水や水の設備及び供給が、締約国の管轄内にあるすべての者に差別なくアクセス可能でなければならない。アクセス可能性には 4 つの互いに重複する側面がある。
 - (i)物理的なアクセス可能性(Physical accessibility)。: 水、十分な水設備及び供給が、人口のすべての部分の人にとって物理的に安全に手が届くものでなければならない。
 - (ii)経済的なアクセス可能性(Economic accessibility) : 水、水の設備及び供給は、すべての者にとって負担可能なものでなければならない。
 - (iii)無差別 : 水、水の設備及び供給は人口の最も脆弱な又は疎外された部分の人々を含むすべての者に対して、法律上も事実上も、禁止された事由に基づく差別なくアクセス可能でなければならない。
 - (iv)情報の利用可能性(Information accessibility) : アクセス可能性には水問題に関する情報を求め、受け、及び伝える権利を含む。

他の権利と同様に、締約国は水に対する権利を尊重、保護、充足する義務がある。水の権利を尊重する義務の一環として、ICESCR 締約国としてのイスラエルは水に対する権利の享受に直接又は間接に干渉することを控える義務がある。さらに義務として以下のものがある。「十分な水への平等なアクセスを否定し又は制限するいかなる慣行、活動にかかわることを控えること、慣習的または伝統的な水配分の方法に恣意的に干渉することを控えること、国有の施設から出る廃棄物や武器の使用及び実験などによって違法に水を減少させ又は汚染することを控えること、並びに国際人道法に違反した武力紛争の際などに懲罰的手段として水の供給およびインフラストラクチャーへの破壊、アクセスを制限したり破壊したりすることを控えること」¹⁸⁰

この点において、灌漑設備や貯水インフラを破壊することは水に対する権利の重大な侵害である。既に水の入手に困難を来している地域で、貯水槽や灌漑設備、貯水、分配施設の破壊はその地域の人々が自分たちで確保できる最低限度の水の量を得ることさえ否定することになる。これは水の権利に干渉しないとするイスラエルの義務に明らかに反するものであり、慣習的または伝統的な水配分の仕方に恣意的に干渉し、脆弱な地域において違法に水を減少させることを意味する。¹⁸¹ これは経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会で示された「懲罰的手段として水の供給およびインフラストラクチャーへの破壊、アクセスを」制限しないとするイスラエルの義務にも反している。¹⁸² 「いかなる場合でも、人は最低限不可欠なレベルの水を奪われてはならない」ことも委員会は強調している。¹⁸³ イスラエルがパレスチナ人の移動に対して課している制限は、移動の自由の権利に対する恣意的な干渉であり、ICCPR の第 12 条に違反している。水、水施設へのアクセスを阻害すること、またイスラエル側が課しているイスラエル人入植者とパレスチナ人との間の差別的な慣習に適用される無差別の条項にも反している。

水に対する権利保護の義務として、イスラエルは第三者が何らかの形で水に対する権利の享受に干渉することを防止することが求められている。¹⁸⁴ この義務には、第三者が十分な水への平等なアクセスを否定すること、天然資源を含む水資源、井戸及びその他の水分配システムを汚染し並びに不公平にそこから出水させるなどのことを制限するために必要かつ実効的な立法その他の措置を取ることが含まれている。¹⁸⁵

充足の義務は締約国に、水に対する権利の完全実現に向けての必要な措置をとることを求めている。これは例えば、個人及び共同体が権利を享受するのを支援するための積極的な措置を取ることなどである。締約国はまた個人又は集団が、自らの力が及ばない理由で、自らの用いる手段によってこの権利を実現することが出来ない場合には、権利を充足（供給）する義務を負っている。¹⁸⁶

委員会はすぐにでも実現すべき中核的義務も明示している。締約国は、どんなに少なくとも、規約に掲げられた各権利の必要最低限のレベルの充足を確保する義務がある。水に対する権利に関連して、行うべき中核的義務とは：¹⁸⁷

疾病を防止するための個人的及び家庭内での使用のための安全な最低限不可欠な量の水へのアクセスを確保すること。

とりわけ不利な状況にあるか又は疎外された集団のために、無差別を原則として、水、水の施設及びサービスへのアクセスの権利を確保すること。

十分、安全かつ常時の水を供給し、水を得るのが事実上不可能になるような待ち時間を避けるために十分な数の出水口があり、かつ家庭から合理的な距離内にある水施設又は供給への物理的なアクセスを確保すること。

水に物理的にアクセスしている間に身体的安全が脅かされないことを確保すること。

利用できるすべての水の施設及び供給の公平な配分を確保すること。

十分な下水設備へのアクセスを確保し、水に関連した疾病を防止、治療、及び制御するための措置をとること。

イスラエルが課しているパレスチナ人の水へのアクセスの制約に関する具体例で、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会が懸念している点は「…不平等な管理、出水、共同水資源の分配などイスラエルの支配的な統治の結果おこった被占領地域におけるパレスチナ人に対する水の分配や利用可能性のアクセス制限について」である。委員会はイスラエルに対して「占領地域の全ての人々の平等な水へのアクセス、分配を確保する早急な手段を講じること、特に、全ての関係者が水管理、出水、分配のプロセスに完全に、かつ平等に参加することを確実なものとする。これに関連して、委員会は締約国が水に対する権利に関する一般的意見 15 を参照すること」を強く促している。¹⁸⁸

経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会は、様々な目的で水が求められるので、「水の配分における優先順位は、個人的及び家庭内での使用のための水に対する権利に与えら

れなければならない。また飢餓及び疾病の防止のために必要な水資源、並びに規約上の各権利の中核的義務を充足するために必要な水にも優先順位が与えられるべきである」と強調している。¹⁸⁹

また、委員会は十分な食料の権利を実現する農業のために、持続可能な水資源へのアクセスを確保することの重要性¹⁹⁰、健康に対する権利として、健康の決定要素として基本の一つである安全で飲料に適した水にアクセスできることを確保する必要性をも強調している。¹⁹¹

ICESCR の第 11 条は締約国に対して「自己及びその家族のための十分な食料、衣類及び住居を含む十分な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める」ことを求めている。締約国はこの権利を実現するために必要な資源へのアクセスを妨げることをしてはならない。例えばこれは個人が適切な生活水準で暮らすための収入を得る活動を阻害することなどがあげられる。¹⁹²

上記、規約に加えて、パレスチナ人の水アクセスを制限するイスラエルの政策やその慣行は、イスラエルが批准し、遵守すべき国際人権法の条約に明示される多数の条項をも違反している。下記はその事例である。

天然の富及び資源：ICESCR、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)」の第 1 条 2 項にはともに次の記載がある。「すべての人民は、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。…いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない」生活の不可欠な資源であり、且つ地域の社会・経済発展にも不可欠なものとして水の重要性を考慮するにつけ、イスラエルがパレスチナ人に強いている水のアクセスに対する制限は、一般的にも、また被占領パレスチナ地域の一部でパレスチナ人が住んでいる土地を明け渡すように仕向ける手段としても、条項に反するのである。

差別：パレスチナ人とイスラエル人、特に被占領パレスチナ地域で暮らすイスラエル入植者に提供された施設の数や質の点で水分配に明らかな相違があり、それが差別となり、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(ICERD)の第 5 条に違反している。第 5 条には「…締約国はあらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障する、…特に経済的・社会的・文化的権利を享受するものとする。…」と記載されている。

国際人道法

イスラエルは西岸地区とガザ地区における占領勢力として、明確な国際人道法上の履行義務があり、交戦状態にある占領に適用可能な国際人道法の規定に従わなければならない。さらに、被占領パレスチナ地域における暴力行為が軍事衝突の開始に至ったという状況下では、戦争行為を統制する国際人道法の規定を厳守して軍事行動を行わなければならない。これらの規定の中には、パレスチナ人の水へのアクセスに関連の深いものがいくつかある。

ジュネーブ第4条約は、占領国に、被占領地区住民が特別の保護と人道的処遇を受ける権利を保障する責務を課している。占領国はその支配下にある住民の福利厚生に責任がある。つまり法と秩序が守られ、最低限の必需品が供給されることが保障されなければならない。第55条には、イスラエルは「住民の食糧及び医療品の供給を確保する義務を負う。特に、占領国は、被占領地域の資源が不十分である場合には、必要な食糧、医療品、その他の物品を供給しなければならない」とある。この義務には水へのアクセスを保障することも含まれている。

ハーグ陸戦法規(Hague Regulations)は、被占領地区において徴用された財産と天然資源を占領者が利用することに規制を課している。ハーグ陸戦法規第55条は、占領者が被占領地区内の資産と天然資源の特質や本来の姿を変更することを禁じており、用益権の規定に従って保護管理しなければならないとしている。変更は安全上の必要性がある場合とそこに住む住民の利益になる場合にのみ例外的に許される。イスラエルが建設している水(その他すべての)インフラ施設は、被占領パレスチナ地域内にあるイスラエル入植地のためのものであり、この二つの例外基準に当てはまらない。また第43条は、占領者は「絶対的な支障がない限り、占領地の現行法を尊重し、可能な限り公共の秩序と生活を回復しなければならない」と規定している。

さらに、ジュネーブ第4条約は被占領地区内に入植地を建設することを明白に禁じている。第49条には「占領国はその占領している地域へ自国の文民の一部を移動させたり、移送してはならない」と定められている。国際刑事裁判所ローマ規程は、国際的に戦争犯罪と認められた最近のものを包括的に列挙しており、裁判所の管轄区内で起きた戦争犯罪には「占領国が、その占領地域に自国の文民たる住民の一部を直接若しくは間接に移送すること…特に計画若しくは政策の一部として又は大規模に行われたそのような犯罪」も含まれるとしている。¹⁹³

パレスチナ人の水へのアクセスに関して重要な国際人道法の規定には占領という状況特有のものではないものもいくつかある。

国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する1977年のジュネーブ条約第1追加議定書は第54条(2)に次のように規定している：「食糧、食糧生産のための農業地域、作物、家畜、飲料水の施設及び供給設備、灌漑設備等文民たる住民の生存に不可欠な物をこれらが生命を維持する手段としての価値を有するが故に文民たる住民又は敵対する紛争当事者に与えないという特定の目的のため、これらのものを攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、文民を飢餓の状態に置き又は退去させるという動機によるかその他の動機によるかを問わず、禁止する」¹⁹⁴ 第54条(4)はそれらのものを報復的攻撃の対象としてはならないとしている。

イスラエル軍は、被占領パレスチナ地域における水施設とインフラ、発電所や他の施設に対して報復攻撃と他の意図的な攻撃をしているため、水の供給と水質に直接被害を及ぼしているが、これはジュネーブ条約追加議定書と他の国際人道法の規定に違反している。つまり、集団的懲罰を禁じているジュネーブ第4条約第33条とハーグ陸戦条約第50条や、個人または公共の財産の破壊を「その破壊が軍事行動によって絶対的に必要とされる場合を除く外」は禁じているジュネーブ第4条約第53条にも違反している。

そのような攻撃は戦争犯罪である。ジュネーブ第4条約第147条は「軍事上の必要によって正当化されない不法かつ恣意的な財産の広はんな破壊若しくは徴発を行うこと」を重大な違反として位置付けている。

被占領パレスチナ地域において適用可能な国際法

国際人道法：イスラエルは、ハーグ陸戦条約の法律上の適用性を認識しているにもかかわらずまだこれに署名せず、批准国でありながらジュネーブ第4条約の被占領パレスチナ地域への適用性を断固として認めない。¹⁹⁵ しかしながら実際には、イスラエルはジュネーブ条約の彼らが言うところの「人道条項」を被占領パレスチナ地域へ適用していると主張しているが、何がその条約の「人道条項」に含まれるのかを具体的に述べたことはない。ジュネーブ第4条約が西岸地区とガザ地区の占領には適用されないと主張しているのはイスラエルだけである。赤十字国際委員会(ICRC)は、国際人道法(1949年の最初のジュネーブ条約と二つの追加議定書を含む)が確実に適用されるように取り組んでいるが、この条約の他の締約諸国(High-Contracting-Partiesとして知られる)と同様にイスラエル政府の見解を根本的に認めていない。ジュネーブ第4条約の締約諸国の2001年12月の最近の会議で「東エルサレムを含む被占領パレスチナ地域へのジュネーブ[第4]条約の適用性」が再確認され、その条文の完全遵守の必要性が繰り返し述べられた。¹⁹⁶ ジュネーブ第4条約に基づきイスラエルの被占領パレスチナ地域への責務に適用性があるという ICRC とジュネーブ条約締約諸国の見解は国連安全保障理事会の数多くの決議によって支持されている。¹⁹⁷

国際人権法：イスラエルは国際人権条約の締約国でありながら被占領パレスチナ地域においてその条約を遵守する義務があることを未だに認めず、国際法の下ではこれらの条約は主権領土ではない地域への適用義務はないと主張している。被占領パレスチナ地域では国際人権法を除く、人道法の限定された条項が適用されるべきであると主張している。しかし、批准した条約をイスラエルが厳守しているかを監視することを委任されている国連加盟国の全てが、人権に対する責務は被占領パレスチナ地域では適用されないというイスラエルの主張を断固として拒否した。

さらに、パレスチナ自治政府が設立されることになったオスロ合意に署名して以来、イスラエルは被占領パレスチナ地域におけるこれらの人権条項の履行に国際的責任はないと強く主張している。その理由として被占領パレスチナ地域の多くの地域において大部分の行政権と責務がパレスチナ自治政府に移行したことを挙げている。しかし、オスロ合意のもと、パレスチナ自治政府での行政権と責務の行使はそれまで同様イスラエルに依存していることは明白であり、イスラエルは事実上、被占領パレスチナ地域全域であらゆる支配を続け、そこに住むパレスチナ人の必要最低限の資源、特に土地と水(どちらもオスロ合意では言及されていないが)へのアクセスをも支配している。¹⁹⁸

また、ジュネーブ第4条約によると：「被占領地域にある被保護者は、いかなる場合にも及びいかなる形においても、占領の結果その地域の制度もしくは政治にもたらされる変更、占領地域の当局と占領者との間に締結される協定又は占領者による占領地域の全部若しくは一部の併合によってこの条約の利益を奪われることはない」(第47条項)

さらに、イスラエルは過去 9 年間に、オスロ合意のもとにパレスチナ自治政府に移行された様々な権限から手を引き、イスラエル政府当局者はオスロ合意の規定はもはや適用されないと繰り返し述べている。¹⁹⁹2000 年 9 月のパレスチナ人蜂起が勃発して以来、イスラエルはオスロ合意によってパレスチナ自治政府の法的権限のもとに置かれた町や村でありパレスチナ人の大部分が住んでいるあちこちの町や村に軍隊を再配備した。実際、イスラエル軍によって破壊されたり、破損された家や水関連設備その他の所有財産のほとんどが、オスロ合意によってパレスチナ自治政府の法的管轄に移行した地域内にあった。

国連人権条約締結国のすべてが、パレスチナ自治政府設立後に出された最終見解を含めて、被占領パレスチナ地域内では国連人権条約は適用されないというイスラエルの主張を認めていない。²⁰⁰ たとえば、経済的、社会的、及び文化的権利に関する委員会は、イスラエルに関して「すべての条約締約国はすべての地域と文民を効果的に管理する責務があるという見解」²⁰¹を明確にしている。委員会はまた、「人道法の規定の適用可能性は、条約の適用又は締約国の行動に関して規定した条約第 2 条項(1)にある締約国の責任を妨げない」²⁰²と述べている。また委員会は、「武力衝突の期間中であっても基本的人権は尊重されなければならない。…そして基本的な経済的、社会的、文化的権利は、人権の最低限の基準として国際慣習法の下に保障され、また国際法によって規定される」²⁰³としている。

国際法と越境地下水源の利用

「共有帯水層の合同運営体制に関する確認 パレスチナ - イスラエル共同の取り組み」(Identification of Joint Management Structures for Shared Aquifers a Cooperative Palestinian-Israeli Effort)と題した 1998 年の世界銀行技術論文(World Bank Technical Paper)の中では以下のように述べられている。「地下水の境界線は地表水と同様、行政上の境界線や国際的な境界線とも一致しない。地表水の管理運営と国境を越えた管理に関する裁定には豊富な実例があるが、越境地下水の管理運営に関しての情報はあまりない。従って、越境地下水の管理をする機関を特定し、設立するための制度を構築する必要性が喫緊のものとなった」²⁰⁴

共有水資源に関して規定している国際法とその他の法律文書は主権国に規制枠を定めている。この場合、双方の一方、つまりイスラエルだけが主権国であり、もう一方の被占領パレスチナ地域を占領し続け、その地域全体を事実上支配して地上水も地下水資源も独占的に使用し続けている。したがって、主権国家ではないパレスチナ自治政府は、国際法やその他の法律文書に規定されている調停や執行機関に訴えることができない。しかし主権国間の国際的規制法を定義する基準となる基本的原則は、国際慣習法を反映しており、被占領パレスチナ地域におけるイスラエルとパレスチナ間に適用されるべき基準や原則の指針となるものである。これはパレスチナが主権国ではないという特異な状況下でも変わらない。

国際的水路利用の管理原則で広く受け入れられているのは公平な利用の原則である。この原則は、国際水路の非航行的利用の法に関する国連条約(the UN Convention on the

Law of the Non-Navigational Uses of International Watercourses)²⁰⁵では、国際的水路を国家が利用する際、全ての関連要素と状況を考慮しながら何が公平かつ合理的であることを決定することを義務付けている。この条約は当事国が国際的水路を公平かつ合理的な方法で利用することを義務付けており、それを決定することになる関連要素と状況の限定的リストを明記している。²⁰⁶ 条約は当事国が他の水路に重大な害を与えることを禁止しており、²⁰⁷ 共同で ²⁰⁸ 水路の汚染を防止または軽減することを規定している。²⁰⁹ また国際的水路の利用をめぐる紛争は「人間の死活的な必要の充足に特別な考慮を払い」²¹⁰ 公平かつ合理的な利用と実害なしの原則に従って解決されると規定している。この条約は 27 年の歳月をかけて考案され採択されたが、未だに施行されず、イスラエルは署名をしていない。²¹¹

この条約は「地表水及び地下水系であって、物理的関連性により単一对をなし、通常は共通の流出点に到達する水系として」いる ²¹² 国際的水路に適用が限定され、地表水系と関連性がない地下水を除外している。²¹³ しかしこの条約の基本原則が地表水及び地下水のあらゆる区分に適用される国際慣習法を反映しているかどうかは疑問が残る。²¹⁴ 1997 年に国際司法裁判所(ICJ)が出した判決は、「各国は国際的水路を公平かつ合理的に共有する基本的な権利を有する」²¹⁵ と規定しており、この原則は間違いなく地下水にも拡大適用される。

山岳帯水層は地下水と「関連性がない」として、1997 年の山岳帯水層に関する条約(the 1997 Convention to the Mountain Aquifer)の適用性に異議をはさむ人もいるが、²¹⁶ この条約はヨルダン川に対して明らかに適用性が認められる。この条約の第 5 条は「水路の十分な保護に矛盾しない」「公平かつ合理的な」水路利用権を水利権者に規定している。この点でイスラエルの行為がこの条約の規定に反していることは疑う余地がない。特に、ヨルダン川をパレスチナ人が利用することを認めず共有の川の水を独占しており、また川に長期にわたり重大な害を及ぼすような行為に関与してきた(川上で流れの方向を変えて、川を事実上干上がらせ、下水や排水の放出を許して川を汚染させた)。

ある国際的な法律文書、**越境帯水層(共有天然資源)に関する法(the Law of Transboundary Aquifers(Shared Natural Resources))**が、国連国際法委員会(UN International Law Commission UNILC)によって 2000 年以来推し進められている。²¹⁷ 2008 年 6 月 UNILC の第 60 回会議で越境帯水層に関する法(the Law of Transboundary Aquifers)の 19 の条項及び序文の草案が第 2 回審議で採択され、²¹⁸ 国連総会に提出された。2008 年 12 月に国連総会は「越境帯水層の適切な管理運営に向けて関係する国々がこれらの条項案の規定を考慮に入れて、両国間あるいはその地域で適正な合意をすることを促す」²¹⁹ 決議文を採択した。この国際法案は地下水との関連性のあるなしにかかわらず全ての地下水に適用される。

国境にまたがる帯水層法案の第 4 条は「公平かつ合理的な利用」について規定し、第 5 条は公平かつ合理的な利用を確立するための手がかりとなる要素を明記している。

1. 第 4 条の趣旨に沿った公平かつ合理的な方法で越境帯水層または帯水層系を利用するためには、次の全ての要素を考慮に入れなければならない。²²⁰

- (a) 越境帯水層あるいは帯水層系に依存している帯水層国の住民。
- (b) 帯水層当時国の社会的、経済的その他のニーズと現在および未来
- (c) 帯水層または帯水層系の自然の特質
- (d) 帯水層または帯水層系の累層と涵養への寄与
- (e) 帯水層または帯水層系の現在の利用と将来的に考えられている利用
- (f) 帯水層または帯水層系を一方の国が利用することにより、関係する別の帯水層のある国が被る現在と将来への影響
- (g) 帯水層または帯水層系の既存の利用と計画された利用に代わる選択肢の可能性
- (h) 帯水層または帯水層系の開発と保護、保全そしてそれを遂行するための方策にかかわる経費
- (i) 帯水層または帯水層系が関連生態系に果たす役割

草案の第 3 条は次のように規定している。「それぞれの帯水層当事国はその領域内にあ
る越境帯水層または帯水層系に統治権を有する。当事国は国際法と現在の条項案に従っ
てその統治権を行使するものとする」

この法律がいつ決議されるのか、あるいは決議されるかどうかまだわからないが、現在
の草案の趣旨は、一定の領土内の地下水源の公平な利用と統治権といった重要な原則を
めぐって国際的専門家が判断を下す際の論拠として役に立つに違いない。

結論と勧告

イスラエルの行為と政策は、被占領パレスチナ地域での既存の水源を大幅に減少させ、パレスチナ人の水の利用を制限しており、イスラエルは国際人権法と人道法における責務を果たしていない。これらの行為と政策は新しい水施設の建設に対する制限だけでなく、ヨルダン川とその支流の流れを変えて、パレスチナ人がこの水資源の水にアクセスできないようにし、また、帯水層からの水の割当量の押し付けと分配の制限をすることにも繋がっている。これらの行為や政策によってイスラエルは、水に対する権利を尊重する「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(ICESCR)」の義務を果たしていない。この規約では、締約国が水に対する権利の享受に直接又は間接に干渉することを控えることを要求している。²²¹ イスラエルは、十分な水への平等なアクセスを否定し、又は制限するいかなる慣行又は活動にかかわることを控えること、慣習的又は伝統的な水配分の方法に恣意的に干渉することを控えること、という義務を履行していない。²²²

イスラエルによって強制され支持されている軍令により、パレスチナ人の水へのアクセスと利用に実質的な障害ができ、それは特定の地域に住んでいるパレスチナ人とイスラエルの入植者の両者間で差別的な方法で適用されている。それは「*水に対する権利に関する既存の国内的もしくは国際的な法的義務に明白に合致しない政策*」であり、彼らは水の権利に対して違反していることになる。²²³ また、被占領地の土地や自然資源の本来の特徴を変えてはならない、使用権の取り決めにより被占領地のそれらの資源を保護・管理する、そして、占領した側の市民の居住の利得にそれらの資源を利用しないという、ハーグ規則で占領国に課せられた義務も履行していない。

イスラエルは被占領パレスチナ地域におけるパレスチナ人の水の利用権を独断的に制限した慣行と現行の政策に直ちに終止符を打ち、占領国としてそれらの義務を果たすべきである。特にアムネスティ・インターナショナルは以下の行動を取るようイスラエル政府に要請する。

- パレスチナ人が(ヨルダン川と河岸の湧水を含む)被占領パレスチナ地域の地表水と帯水層の共有水源から公平な分量の水を取水し利用する許可を優先事項とすること。公平かつ合理的な利用の原則を尊重し、共有水資源からのイスラエル側の水の取水制限をすること。これには帯水層の年間供給量を超える取水を止めることも含まれる。パレスチナ人が個人的なかつ家庭内のニーズと経済的發展を満たせられる、十分に安全かつ定期的な水の供給を保障すること。それは、適切な水準を満たした生活、水、食べ物、住居、健康、仕事などに対する権利を享受するために必要な工業や農業、その他の活動をいう。
- パレスチナ人が十分に安全にかつ定期的に水に物理的にアクセスできるよう、水と衛生のインフラを整備する許可を与え、水資源の毀損を防止することを最優先にすること。
- 被占領パレスチナ地域における水道と衛生施設に関する規程と政策の立案と計画作りの責任をパレスチナ人のコミュニティに移すこと。
- 計画立案の権限がパレスチナ人コミュニティへ委譲されるまでは、認可条件は合理的で

あり、また目的は正当なもので、設定された時間が順守され、差別なく適応されるべきである。水供給の管理は無差別の原則を尊重して取り組まれるべきである。また、水、食料、健康、仕事、十分な生活水準の権利に影響を与える意思決定の過程に個人や団体が参加する権利を尊重して取り組むべきである。申請された許可に違反したとして、即座にホース、パイプ、その他の水の供給に必要な装備を破壊することを決して引き起こしてはならない。いかなる状況であっても個人の必要最低限の量の水が剥奪されることは決してあってはならない。

- まず第一歩として、パレスチナ人が共有水資源へ公平にアクセスできるよう保障する制度ができるまでの間、パレスチナ人が新しい井戸を掘ること、既存の井戸を修復・改善すること、また、東エルサレムを含む西岸地区内の湧水にパレスチナ人がアクセスすることを許可すること。これは、1995年9月28日に西岸・ガザ地区におけるイスラエルとパレスチナ自治政府による暫定合意(the Israeli-Palestinian Interim Agreement on the West Bank and Gaza)(オスロ合意)の第40条別表10(Schedule 10 of Article 40)に提言されたパレスチナ人への水供給(年間1億9600万m³)を更に遅れさせることなく実現することを保障するためである。

- 西岸地区からガザ地区に水を輸送することを直ちに許可すること。

- 水道と衛生設備の建設と修理のために必要な物資・装置と、それらの施設の操業に必要な多量の燃料のガザ地区内への輸送を緊急に受け入れ、如何なる状況下においても水が決して政治的、経済的圧力に利用されないことを保障すること。

- パレスチナ人の移動制限を解除し、現在ある手続上及び物理的な障害を取り除くこと。現在はこの障害が、パレスチナ人が十分な水供給と被占領パレスチナ地域にある水源のある土地へアクセスすることを拒絶または制限している。また水関連と衛生のプロジェクトやサービスの実施を妨げるものである。移動へのいかなる制限または他の安全措置は絶対的に必要である場合、特定の軍事脅威がある場合、またその影響や期間が差別的でなく、妥当である場合に限り課されるべきである。

- 西岸地区[のC地区]内の貯水槽、泉や運河、その他の水施設の破壊を直ちに止め、全てのまだ実施されていない破壊命令を取り消し、水施設の取り壊しに猶予期間を与えること。

- 西岸地区のイスラエル人入植者の水へのアクセスに特権を与え、パレスチナ人を差別する政策や慣行を直ちにやりやめること。そして、国際法では違法行為に該当する、東エルサレムを含む西岸地区のイスラエル入植地の拡大や建設と、それに関連するインフラ整備を直ちに中止すること。被占領パレスチナ地域からイスラエル入植地を撤退させるための第一歩として実行すること。

- 水や他の資源へパレスチナ人がアクセスすることを制限または拒否する、被占領パレスチナ地域内のフェンス・壁や障害物その他の常設の構造物の建設を中止すること。被占領パレスチナ地域内にすでに建設されたフェンス・壁の区切りを取り払い、押収したものと水インフラを返還し、押収・破損・破壊された土地、所有物、水インフラの修復を行うこと。

－武力衝突で実行されたすべての軍事行動は、戦争行為規則と該当する人権法に完全に準拠すること。特に、イスラエル軍は水施設や関連するインフラを決して意図的に攻撃してはならず、攻撃の際、その水施設や関連するインフラ、その他の民間所有物が無差別または偏った攻撃によって破損しないよう必要なあらゆる予防策を講じなければならない。

－被占領パレスチナ地域内のパレスチナ人とパレスチナ人コミュニティの水に対する権利が軍人、入植者、企業によって侵害されないように効果的な段階を踏むこと。それらの段階には、違法行為の当事者への徹底的な調査・起訴・処罰を含む。

－イスラエル軍または入植者による違反の結果、水施設や他の所有物の破損や損失を被った人々へ適切な賠償金と損害補償を提供することを保障すること。

－西岸地区のC地区とパレスチナ自治政府の法執行機関の活動が許可されていない他の地区での廃棄物投棄の禁止と、この問題を終結するための具体的措置を直ちに取ること。

－被占領パレスチナ地域のイスラエル入植地から排出される、下水と他の排水の放流を止めさせ、西岸地区のC地区にパレスチナの下水処理場の建設を許可させるための具体的措置を取ること。

パレスチナ水道局へ

アムネスティ・インターナショナルはパレスチナ自治政府とパレスチナ水道局へ以下を要請する。

-許容限度を超える多量の水の損失を減らす対策を優先することにより、既存の水源を最大にする措置を取ること。

-パレスチナの管理下にあるすべての水の品質を厳しく監視し、消費者に届けられるすべての水、それが水道網からのものであると、給水車が運ぶものであると、安全でWHOの基準に準拠しているものにするため、必要な監視制度を導入する具体的措置を直ちに取ること。

-水質の監視が無く安全性が保障されない水を私有の農業用井戸から取水・販売している無資格の販売業者の営業を終結させるための規制制度を実施・導入するため、具体的措置を直ちに取ること。

-無資格の取引を通して近隣住民から供給水を奪う個々人に対して行動を取ること。

-パレスチナ自治政府管轄下にある区域の認可ごみ廃棄場とごみ集積場以外の場所でのごみ捨てを禁止し、終結するための具体的措置を直ちに取ること。

-下水網と下水処理施設の開発を特に優先することにより、地域に未処理の汚水と他の排水を流している問題を終結するための具体的措置を直ちに取ること。

-地域へ未処理の汚水を流し、ごみを廃棄することが、飲料水と健康に危険を及ぼすということ啓発するための教育的なキャンペーンを実施すること。

国際資金援助機関へ

アムネスティ・インターナショナルは国際資金援助機関へ以下を要請する。

-既存のリソースと個々のプロジェクトの成果を最大限に引き出すために国際資金援助機関間の連携を改善する方策を講じること。

-不適切な運営や違法行為を防止するために、個々のプロジェクトのすべての段階を厳しく監視すること。

-水と衛生のプロジェクトの実施を妨げ遅らせる障害の原因や理由を明確にするなどして、問題や障害に関する透明性のある報告をすること。

-長期の継続的な水と衛生のインフラに関するプロジェクトに投資を約束すること。このようなプロジェクトの実施を妨げ遅らせる制限や違法行為に対して異議を申し立て、公的に報告すること。そのような遅れや制限の問題に取り組もうとせず、短期間の、その場しのぎのプロジェクトに投資を行なうことを止めること。

-水と衛生のプロジェクトの効果的な実施や、サービスの提供を妨げるイスラエルとパレスチナの当局による行動を監視し、報告する効果的な制度を導入すること。関係機関が導入できる是正措置を提言すること。

-占領国としてのイスラエルは、パレスチナ人のための保護と福祉を提供する義務、パレスチナ人への水、衛生、その他の人道的援助の提供に不利に働きかける制裁措置をやめる義務を果たすべきであることを確認すること。

-いかなる平和へのプロセスも、対立の中心にある基本的人権の問題に関する具体的な規定があることを確認すること。具体的には、パレスチナ人の土地と共有水資源の公平な供給へのアクセス、被占領パレスチナ地域からのイスラエル入植地の撤去、被占領パレスチナ地域内の水源へのパレスチナ人のアクセスを制限するフェンス・壁その他の障壁の撤去などがある。

脚注

1. 破壊はこの地域でイスラエル人入植者が殺害されたことへの報復とみられるが、殺害にパレスチナ村民は関わっていない。参照：ベツェレム（B'Tselem）、「追放の手段：南へブロン丘陵におけるパレスチナ人に対する暴力、嫌がらせと違法行為」（*Means of Expulsion: Violence, Harassment and Lawlessness Toward Palestinians in the Southern Hebron Hills*）, 2005 年 7 月 : http://www.btselem.org/Download/200507_South_Mount_Hebron_Eng.pdf
2. 「質の良い水と衛生状態の確保はますます難しくなっている。: 2007 年の被占領パレスチナ地域の水の供給量は、2006 年に比べて減っている。現在の被占領パレスチナ地域での水の供給量は、一人 1 日あたり約 75 リットルと推定される。西岸地区では 65.3 リットル、ガザ地区では 80.5 リットルである。これは世界水準 150 リットルのたった半分である。」（国連の 2008 年統一アピール http://www.ochaopt.org/documents/cap_2008_oPt_VOL1_SCREEN.pdf）
「この地域[被占領パレスチナ地域]では水がとても手に入りやすく、現在の供給量ではパレスチナ人の需要をほとんど満たしていない。人口の 13%は水道に接続しておらず、多くの既存の水設備は荒廃している。特にガザ地区の水質は悪く、国内向けに供給されている水のたった 7%しか、国際水準及び世界保健機構の水準を満たしていない。」（UNDP 2007 年 6 月）: <http://undp.ps/en/focusareas/engenv/engenv.html>
3. WHO のテクニカルメモ No.9 – 「非常時に家庭で使用するのに必要な水の最低量」: (*Minimum water quantity needed for domestic use in emergencies*)
http://wedc.lboro.ac.uk/resources/who_notes/WHO_TN_09_How_much_water_is_needed.pdf
4. 例: <http://www.kibbutz.co.il/kibbutzhotels/kalia.htm>
<http://www.amana.co.il/Index.asp?ArticleID=249&CategoryID=100>
<http://go.ariel.muni.il/ariel/en/index.php?option=com.expose&Itemid=55>
5. この数字には 20 万人以上いる東エルサレムのパレスチナ住民は含まれない。東エルサレムは被占領パレスチナ地域の一部であるが、イスラエルに併合されてきた。人口統計を知るには: <http://pcbs.gov.ps/>を参照。
6. パレスチナ水道局はパレスチナ自治政府の一機関で、水の供給を管理する責任を担う公共機関である。
7. 被占領パレスチナ地域の水と衛生部門への主な資金援助者は、米国、EU、EU 各国政府、国連の諸機関である。
8. イスラエルの NGO、マハソム・ウォッチ（Machsom Watch）（検問所監視）が 5 ヶ月後に農場でとったビデオ <http://uk.youtube.com/watch?v=oBbae-BD53k>

9. <http://www.m-s-m.org/hostel-english.htm>
10. イスラエルはシリアのゴラン高原も占領し、1980年に国際法に違反してこれを併合した。またシナイ半島も占領したが、後にエジプトに返還された。
11. 250万人以上のパレスチナ難民がヨルダン、シリア、レバノンで暮らしている。
12. 被占領パレスチナ地域のイスラエル人入植者の数は1990年代にほぼ2倍になった。「バイパス」道路と呼ばれるのは、イスラエル人入植者がパレスチナ人の町や村を迂回して、入植地間やイスラエルに移動できるようにするためである。
13. 参照：http://uk.encyarta.msn.com/encyclopedia_781528316/aquifer.html および
http://books.google.co.uk/books?id=MrGn3oHmhsC&pg=PA180&lpg=PA180&dq=gro+undwater+aquifer+definition&source=bl&ots=bykUs_Gq36&sig=VCjjnAeW145PoFOYN9mZbMIGOdk&hl=en&ei=qwvJSvPtDeigiAeHxYQ
14. 詳細はオスロ合意40条別表10（帯水層に関するデータ）に定められている。オスロ合意とは西岸地区およびガザ地区に関してイスラエル・パレスチナ間で結ばれた暫定自治協定のことである。
<http://www.mfa.gov.il/MFA/Peace+Process/Guide+to+the+Peace+Process/THE+ISRAELI+PALESTINIAN+INTERIM+AGREEMENT+-+Annex+III.htm#sch-10>
15. イスラエルの地質学調査によると、この帯水層から産出される水の年間約1億m³が淡水であり、その残りは塩水である。参照：
<http://www.gsi.gov.il/Eng/Index.asp?ArticleID=159&CategoryID=112&Page=1>
16. イスラエルの環境保護省によると「2001年～2002年、年間5億2500万m³が沿岸の帯水層から汲みだされ、（中略）その年の補充量を4900万m³超えていた」とされる。
http://www.environment.gov.il/bin/en.jsp?enPage=bulletin&infocus=1&enDisplay=view&enDispWhat=object&enDispWho=News%5El1694&enZone=march_bull04&enVersion=0&
17. イスラエル環境保護省：
http://www.sviva.gov.il/Enviroment/bin/en.jsp?enPage=e_BlankPage&enDisplay=view&enDispWhat=Zone&enDispWho=Lake_Kinneret&enZone=Lake_Kinneret
18. イスラエル中央統計局：http://www.cbs.gov.il/shnaton60/st21_05.pdf
<http://www.cbs.gov.il/publications/haklaut07/pdf/t11a.pdf>
19. http://www.sviva.gov.il/Enviroment/bin/en.jsp?enPage=e_BlankPage&enDisplay=view&enDispWhat=Object&enDispWho=Articals^l2060&enZone=Quality_Water
http://www.sviva.gov.il/Enviroment/bin/en.jsp?enPage=e_BlankPage&enDisplay=view&enDispWhat=Zone&enDispWho=Lake_Kinneret&enZone=Lake_Kinneret

20. <http://domino.un.org/unispal.nsf/3822b5e39951876a85256b6e0058a478/064d5ab9db510b6d85256f38005c1dad!OpenDocument>
21. <http://www.foeme.org/projects.php?ind=23>
22. http://www.sviva.gov.il/Enviroment/bin/en.jsp?enPage=e_BlankPage&enDisplay=view&enDispWhat=Object&enDispWho=Articals^l2060&enZone=Quality_Water
23. 「パレスチナ水部門開発に対する規制のアセスメント」、(Assessment of Restrictions on Palestinian Water Sector Development) 世界銀行、2009年4月、 P.11
<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/WaterRestrictionsReport18Apr2009.pdf>
24. http://www.sviva.gov.il/Enviroment/bin/en.jsp?enPage=e_BlankPage&enDisplay=view&enDispWhat=Object&enDispWho=Articals^l2060&enZone=Quality_Water
25. 「パレスチナ水部門開発に対する規制のアセスメント」、(Assessment of Restrictions on Palestinian Water Sector Development) 世界銀行、2009年4月
<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/WaterRestrictionsReport18Apr2009.pdf>
26. 取水源に井戸と泉を含む。
27. 「パレスチナ水部門開発に対する規制のアセスメント」、(Assessment of Restrictions on Palestinian Water Sector Development) 世界銀行、2009年4月、 P 12
<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/WaterRestrictionsReport18Apr2009.pdf>
28. 「イスラエル・パレスチナ間の水問題」、(The Issue of Water between Israel and the Palestinians) イスラエル水道局、2009年3月、P27 :
<http://www.mfa.gov.il/NR/rdonlyres/71BC5337-F7C7-47B7-A8C7-98F971CCA463/0/IsraelPalestiniansWaterIssues.pdf>
29. 自治体および産業用に輸送される水の損失は平均34%。「パレスチナ水部門開発に対する規制のアセスメント」 (Assessment of Restrictions on Palestinian Water Sector Development) 、世界銀行、2009年4月、P17
<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/WaterRestrictionsReport18Apr2009.pdf>
30. 同上

31. イスラエル国内からガザ地区東側までの取水によってガザ地区の帯水層生産量がどの程度減少するかについては意見が分かれ、信頼できるデータもない。
32. 「ワディ・ガザ湿地帯地域の水文学的分析」 (*Hydrological analysis of Wadi Gaza Wetland Area*)、水文学研究、MedWetCoast (地域の国連開発計画 (UNDP)、2001年11月、http://vinc.s.free.fr/article.php3?id_article=106)
33. 中東における水資源の流れ：イスラエルとパレスチナの水問題、『対立から協力へ』、(*The flow of the Water resources in the Middle East: Israeli-Palestinian water issues, From conflict to cooperation*) バイ・ヒレル(By Hillel)、I. シューバル(Shuval)、ハッサン・ドワイク(Hassan Dwiek)、スプリングァー(Springer)共著、2007年、P21によると、ワディ・ガザの年間流量は推定で年間2000万・3000万m³。ただし異説あり。
34. ガザ地区の無許可井戸の数に関する信頼できるデータはなく、パレスチナ自治政府にもデータはない。せいぜい数家族が使用する程度の、汚染された水が少量湧き出す程度の浅い井戸が大部分を占め、それらが多数存在する。
35. ガザにおいて 1974 年に発令された軍法 498 および 1977 年発令の軍法 558 それぞれが水に関する問題の決定権をイスラエル軍に委ねると定めている。
36. 西岸地区水道部(WBWD)は 1966 年ヨルダン法第 37 条の下、ヨルダンにより設立された。
37. ベツェレム(B'Tselem) 2000年、脚注78参照：
http://www.btselem.org/Download/200007_Thirsty_for_a_Solution_Eng.doc
38. 1993 年 9 月世界銀行「占領地域の開発、平和への投資」(*Developing the Occupied Territories, an investment in peace*) 5 巻、インフラ基盤参照
39. 参考写真：<http://torahalive.com/YardenValley.htm>
40. 2009年4月世界銀行「パレスチナ水部門開発に対する規制のアセスメント」(*Assessment of Restrictions on Palestinian Water Sector Development*)：
<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/WaterRestrictionsReport18Apr2009.pdf> および2008年3月世界銀行「西岸地区の土地への立入制限に関する経済的影響」(*The Economic Effects of Restricted Access to Land in the West Bank*, The World Bank)：
<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/EconomicEffectsofRestrictedAccessToLandintheWestBankOct.21.08.pdf>
41. 1992 年 7 月 7 日国連事務総長の国連経済社会理事会への報告書：
<http://unispal.un.org/UNISPAL.nsf/361eea1cc08301c485256cf600606959/b67f568df56362c0852571250076384a?OpenDocument>

42. 2009年3月1日にイスラエルの人権団体ベツェレム（B'Tselem）に報告された証言：
http://www.btselem.org/english/testimonies/20090301_water_shortage_in_yatta_witness_fatma_zein.asp
43. 「西岸地区およびガザにおける水問題」(*The Water Issue in the West Bank and Gaza*)
イスラエル外務省 1999 年 6 月
<http://www.mfa.gov.il/MFA/Peace+Process/Guide+to+the+Peace+Process/The+Water+Issue+in+the+West+Bank+and+Gaza.htm>
44. 西岸地区における水の所有権と下水関連インフラの問題は恒久的地位協定において取り扱われる。暫定自治協定補則 3、40 条 5 項
45. 「パレスチナ自治政府は、イスラエルから供給される水の費用とパレスチナ自治政府に水を供給するための実費をメコロット (*Mekoroth*) に支払うものとする」。カイロ協定 1994 年 5 月 4 日
補則 II（民政に関する付属文書）II 条 31e。パレスチナ自治政府設立前は、イスラエル当局は、被占領パレスチナ地域におけるパレスチナのコミュニティに水の代金を払うよう強制することが常時できるとは限らなかった。しかし、パレスチナ自治政府設立以来、イスラエル当局は未払い分の請求としてパレスチナ自治政府の資金（特にイスラエルがパレスチナ自治政府に代わって集金する輸入税）から差し引いている。
46. http://www.sviva.gov.il/bin/en.jsp?enPage=e_BlankPage&enDisplay=view&enDispWhat=Object&enDispWho=Articals^12419&enZone=wat law
47. 最高裁判所裁定 Civ.App.535/89 水管理局長対パールミュッター (Perlmutter) 他、ピスケイ・ディン (Piskei Din) 56 (5) 695-696
国家水委員会 (NWC)
48. http://www.pwa.ps/en/index.php?option=com_content&view=article&id=51%3Awater-law&catid=39%3Awater-law
49. パレスチナ水道局は、法律 No.2/1996 により設立され、内部規約は、翌年、決議 No. 66/1997 により可決された。両方とも 2002 年に水管理法 No.3/2002 により修正された。国家水委員会 (NWC) は、法律 No.2/1996 により設立されたが、全く機能を果たしてこなかった。
50. パレスチナ水道局の設立とともに 1967 年以来イスラエル軍の管理下にあった西岸地区水道部 (WBWD) は、パレスチナ水道局の管理下におかれた。しかし、イスラエルは WBWD に対してかなりの支配力を保ち続けた。2009 年に新しいパレスチナ水道局長が WBWD の新しい部長を任命し、WBWD 内部で緊張状態が起こった。これは明らかにイスラエル政府の意に反する動きであった。
51. 第 40 条 1 項
<http://www.mfa.gov.il/MFA/Peace+Process/Guide+to+the+Peace+Process/THE+ISRAELI+PALESTINIAN+INTERIM+AGREEMENT+-+Annex+III.htm#app-40>

52. 1994 年 5 月 4 日カイロ協定補則（民政に関する議定書）第 2 条 31b と c
<http://www.mfa.gov.il/MFA/Peace+Process/Guide+to+the+Peace+Process/Gaza-Jericho+Agreement+Annex+II.htm>
53. 量に関する詳細は第 40 条の別表 10 に詳細がある。帯水層に関するデータ。第 4 条 (3.a) に「資源から現在利用している量」は維持すると規定されている。
54. この報告書の「イスラエルと被占領パレスチナ地域の水資源」の章で言及されているように、この問題に最も権威を持つイスラエル水理学局（HSI）によって監視されている山岳帯水層の平均産出量は年間 7 億 3400 万 m³である。イスラエルは低い見積もりを使ってパレスチナ人に分配する西帯水層の取り分を厳しくしている。西帯水層のイスラエル人による取水量は HSI の数字に反映されている。
55. 同書第 40 条(6)、第 40 条別表 10、帯水層に関するデータは「東帯水層からまだ 7800 万 m³の量が産出される」と明記されている。
56. 2009 年 4 月世界銀行発行「パレスチナ水部門開発に対する規制のアセスメント」(*Assessment of Restrictions on Palestinian Water Sector Development*) 11 ページ
<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/WaterRestrictionsReport18Apr2009.pdf>
57. 同書 12 ページ「東帯水層からの水の取水が最も大きな低下」
58. 2002 年 6 月「イスラエルの水セクターに関する調査の議会報告書」(*Report of the Parliamentary Committee of Inquiry on the Israeli Water Sector*) 参照
<http://www.knesset.gov.il/committees/eng/docs/englishwater.pdf>
59. 2009 年 3 月イスラエル水道局「イスラエルとパレスチナ間の水問題」(*The Issue of Water between Israel and the Palestinians*) 参照
<http://www.mfa.gov.il/NR/rdonlyres/71BC5337-F7C7-47B7-A8C7-98F971CCA463/0/IsraelPalestiniansWaterIssues.pdf>
60. 同書 13 ページ
61. 同書 27 ページ
- 62
http://www.ochaopt.org/documents/hc_aida_statement_gaza_watsan_20090803_english.pdf
63. 国連環境計画（UNEP）が 2009 年 9 月に、1 日につき一人当たり 80 リットルであるという数字を挙げている。
http://postconflict.unep.ch/publications/UNEP_Gaza_EA.pdf
世界銀行が 2009 年 3 月に、1 日につき一人当たり 152 リットルという数字を挙げているが、そのうち 3 分の 1 は失われ、残りは約 100 リットルとなった。

<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/WaterRestrictionsReport18Apr2009.pdf>

64. 最近の研究では、水サンプルの 90%に、硝酸塩の濃縮物が WHO 推奨の限度よりも 2 倍から 8 倍の濃度で見つかっている。以下参照：

<http://www.sciencedaily.com/releases/2008/08/080814091214.htm>

<http://www.rsc.org/chemistryworld/News/2008/August/2108083.asp>

65. http://www.who.int/hac/crises/international/wbgs/gaza_unrwa_epi_15feb2009.pdf

66. 国連環境計画（UNEP）の 2009 年 9 月の報告に拠る。

http://postconflict.unep.ch/publications/UNEP_Gaza_EA.pdf

67. 同上

68. 世界銀行の 2009 年 3 月の報告に拠る。p.27-28

<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/WaterRestrictionsReport18Apr2009.pdf>

69. 脱塩化した水は基本的なミネラルが欠如している懸念もある、というのもミネラルの大部分がこの逆浸透のプロセスで除去されてしまうからである。同上

70. イスラエルとパレスチナ解放機構（PLO）原則宣言第 4 条、1993 年。

71. 当面 10 年間で大規模脱塩化工場を建設するという米国開発庁（USAID）による計画は、米国政府関係の土建業者 3 人が 2003 年 10 月に何者かによって殺害されたのをうけ、中断されている。

72. http://postconflict.unep.ch/publications/UNEP_Gaza_EA.pdf

73. ガザにおける封鎖が水と衛生に与える影響

http://www.ochaopt.org/cluster/admin/output/files/ocha_opt_wash_cluster_fact_sheet_20090903_english.pdf

- 74

http://www.ochaopt.org/documents/hc_aida_statement_gaza_watsan_20090803_english.pdf

75. 第 40 条 14 項

- 76.

<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/WaterRestrictionsReport18Apr2009.pdf>

77. いわゆる「入植前哨地」は理論的にはイスラエル政府に公認されていないが、実際には上級政府機関と軍当局者の支援を受けて作られた入植地である。また、水道網や電気網も備えられている。

特に、元法務長官タリヤ・サッソン (Talya Sasson) によるこの問題についての報告を参照のこと。

<http://www.mfa.gov.il/MFA/Government/Law/Legal+Issues+and+Rulings/Summary+of+Opinion+Concerning+Unauthorized+Outposts++Talya+Sason+Adv.htm>

78.

<http://www.mfa.gov.il/NR/rdonlyres/71BC5337-F7C7-47B7-A8C7-98F971CCA463/OI+sraelPalestiniansWaterIssues.pdf>

79. 「乾ききったカラカラの大地」 (*A dry and thirsty land*) ヨタム・フェルドマン (Yotam Feldman) と Uri・ブラウ (Uri Blau) ハーレッツ (Haaretz) 紙 2009 年 8 月 13 日付

<http://haaretz.com/hasen/spages/1107419.html>

80. 同上

81. 2002 年米国開発庁 (USAID) プログラムデータシート 294-002

<http://www.usaid.gov/pubs/cbj2003/ane/wbg/294-002.html>

82. 為替証書からの情報

83. 会議の議事録

84. 2007 年 11 月付け市民行政局 (Civil Administration) の発表

85. 1996 年～2008 年の間にイスラエルは、イスラエルの下水処理施設建設とそこにいるパレスチナ人の汚水処理のために 1 億 7000 万シュケル (約 4500 万米ドル) をパレスチナ人の税収から差し引いた。

86. ドイツ資金援助団体からの通信文

87. _

<http://www.channel4.com/news/articles/society/health/the+politics+of+shopping/2320772>
<http://www.guardian.co.uk/world/2008/jul/06/israelandthepalestinians.supermarkets>

参照

88. 西岸地区の入植者のブドウ園が根付く, (*Settler vineyards take root in West Bank*) BBC 2009 年 6 月 17 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/8101110.stm を参照

89. 人道支援モニター (*The Humanitarian Monitor*) 2008 年 1 月

国連人道問題調整事務所 (UN OCHA)

http://www.ochaopt.org/documents/Humanitarian_Monitor_Jan_08.pdf

90. 「作業停止」命令は破壊命令の前に出されることがある。「作業停止」命令が出された後の作業は更なる命令違反とみなされ、直ちに破壊または罰金の対象とされる。破壊を免れる唯一の方法はイスラエル軍からの許可を得ることだがこの地域のパレスチナ人には発行されない。
91. アムネスティ・インターナショナル代表団のここ数年の訪問で、その種の攻撃が何度も目撃されてきた。また5年以上村に常駐しているNGO クリスチャン・ピースメーカー・チーム(CPT)とオペレーション・ダブも頻繁な攻撃を文書で報告している。
<http://www.cpt.org/work/palestine/tuwani> を参照
92. <http://www.amana.co.il/Index.asp?ArticleID=357&CategoryID=100> と
<http://www.amana.co.il/Index.asp?ArticleID=249&CategoryID=100>
93. 水不足と村民が水を手に入れにくい状況は続いている
<http://www.youtube.com/watch?v=0k2wpCZYZTE> を参照 2009年9月26日にイスラエルの平和活動家が南ヘブロン丘陵のツワニと他の村へ2台の給水車を運ぼうとするのをイスラエル軍と警察に阻まれた。
94. イスラエル軍の主張は事実と異なっている。アムネスティ・インターナショナルやその他のNGOは何度もこの地を訪れているが、一度もイスラエル軍が銃を撃っているのを見たことも聞いたこともない。またフムサ(Humsa)とハディディヤ(Hadidiya)の近くにはイスラエル人の入植地が2つあるが、通常イスラエル軍の射撃場はイスラエル人入植地からもっと離れている。
95. イスラエルのNGO団体、マハソム・ウォッチ(Machsom Watch) (検問所監視)のビデオクリップを参照するとよい。ハディディヤの住民が水を買いに行く途中イスラエル軍の道路封鎖により立ち往生している。:
<http://uk.youtube.com/watch?v=yGREJVDwNo>
96. <http://www.jordanvalley.org.il/?categoryId=38842>
97. アムネスティ・インターナショナルの報告書を参照:
<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/Evictions-crisis-deepens-for-Palestinian-villagers-20070820> と
<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/palestinian-homes-demolished-without-warning-20080311>
98. <http://www.theage.com.au/news/world/west-bank-farms-fall-to-israeli-bulldozers/2008/02/22/1203467386462.html>

99. イタマール(Itamar)の養魚場の写真は <http://www.shechem.org/eindex.html> (写真集参照)

地元の井戸水は丘の頂上まで汲み上げられ、養魚場に使われる。エリ入植地のプールの写真は <http://www.shushan.net/eliSite/>

シロの説明は <http://www.amana.co.il/index.asp?ArticleID=245&CategoryID=100>

100.

報告は以下で見ることができる。

<http://www.mfa.gov.il/NR/rdonlyres/5AD2CBB2-851D-4917-89B2-CFF60C83C16C/O/SuumaryoftheOpinionConcereningUnauthorizedOutposts.doc>

「ほとんどの入植前哨地は手続きを省いたり、違法に建設されており、政府当局に対してうまくごまかし、他の権力者と手を組んで違法行為を行っている。」と述べている。

101. <http://www.peacenow.org.il/site/en/peace.asp?pi=370&docid=2006>

102. イスラエル国防省ホームページ：

<http://www.seamzone.mod.gov.il/Pages/ENG/purpose.htm> ,

<http://www.seamzone.mod.gov.il/Pages/ENG/news.htm>

103. イスラエルと被占領西岸地区の境界である1949年の休戦協定ラインは一般にグリーンラインとして知られる。フェンス・壁の総延長は709kmと、320kmのグリーンラインの倍以上。

104. ゲート数は73、多くは週ごとあるいは季節ごとに限って開門する。11か所のゲートは毎日朝昼夕方それぞれ1時間開門し、11か所は終日開門。

http://www.ochaopt.org/documents/ocha_opt_barrier_report_july_2009_english_low_res.pdf

105. 国連人道問題調整事務所 - 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNOCHA-UNRWA) が2007年に実施した調査によると、許可を取得できたのは、壁の建設以前にその地で働いていたパレスチナ人の20%以下：

http://www.ochaopt.org/documents/OCHA_SpecialFocus_BarrierGates_2007_11.pdf

106. カナダ陸軍士官学校ダニエル・アーセノー(Daniel Arsenault)：

<http://www.ipcri.org/watconf/papers/daniel.pdf>

1990年12月10日付けAP：

<http://community.seattletimes.nwsources.com/archive/?date=19901210&slug=1108789>

水資産保護対策に関する報告、(*Report Cites Way to Guard Water Assets*) 1993年10月10日付けニューヨークタイムズ紙

<http://query.nytimes.com/gst/fullpage.html?res=9FOCE6D6163CF933A25753CIA965958260>

「ヨルダン川流域における「水戦略」分野：水、戦争、アラブ・イスラエル和平交渉」、(*Hydrostrategic Territory in the Jordan Basin: Water, War, and Arab-Israeli*

Peace Negotiations) アーロン・T. ウルフ(Aaron T.Wolf)、アラバマ大学、1996年3月：
<http://www.diaik.org/water/CES%20Hydrostrategic%20Territory%20in%20the%20Jordan%20Basin%20Water,%20War,.html>

107. 1998年5月17日にワシントンで開催された第39回アメリカ・イスラエル公共問題委員会(AIPAC) 会議でのネタニヤフ首相の演説：
<http://www.mfa.gov.il/MFA/Foreign%20Relations/Israels%20Foreign%20Relations%20since%201947/1998-1999/40%20Address%20by%20Prime%20Minister%20Netanyahu%20to%20AIPAC-s>

108. 2003年12月8日、国連総会は、国際司法裁判所に対し、「*占領地パレスチナ自治区における壁の建設の法的影響*」に関する助言的意見表明を行うよう求めるES-10114決議を採択した。
<http://www.icjci.org/docket/index.php?p1=3&p2=4&k=5a&case=131&code=mwp&p3=4>.

109. これまでにフェンス・壁の58.3%が完成、10.2%が建設中、31.5%が計画済み未着工。
http://www.ochaopt.org/documents/ocha_opt_barrier_report_july_2009_english_low_res.pdf

110. 参照：「安全保障の名のもとに－西岸地区のイスラエル入植地拡大を可能にする分離障壁の建設ルート」 (*Under the Guise of Security - Routing the Separation Barrier to Enable the Expansion of Israeli Settlements in the West Bank*) (事例研究：ズフィン入植地の項を特に参照)
http://www.btselem.org/Download/200512_Under_the_Guise_of_Security_Eng.pdf

111. 国連中東パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)によるジャイユス村のデータを参照 <http://www.un.org/unrwa/emergency/barrier/profiles/jayous.html>
http://www.ochaopt.org/?module=displaysection§ion_id=106&static=0&edition_id=&format=html

112. 参考資料：
http://www.ochaopt.org/documents/TheHumanitarianImpactOfIsraeliInfrastructureTheWestBank_full.pdf p.112-113
http://www.ochaopt.org/documents/Barrier_Report_July_2008_pdf P112

113. 参考資料：
http://www.ochaopt.org/documents/ocha_opt_barrier_report_july_2009_english_low_res.pdf,
P.28

114. 同上

115. 2009年4月世界銀行報告書「パレスチナ水部門開発に対する規制のアセスメント」

(*Assessment of Restrictions on Palestinian Water Sector Development*)の付属書12に記載された日付は2004年12月19日。一方、申請書に記載された申請日は2004年6月6日。

<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/WaterRestrictionsReport18Apr2009.pdf>

116. JWC申請書番号89（プロジェクト番号 265.2004）、2005年9月11日付けイスラエル水委員会委員長シモン・タル（Shimon Tal）署名。詳細情報を求める条件はイスラエル水委員会当局者ヨセフ・ドライセン（Yosef Draisen）によって記入され、署名された。記録によると、イスラエル当局者により請求された情報の受理は2005年9月11日。

117. アルフェイ・メナシェ（Alfei Menashe）入植地のスイミング・プールの写真：

<http://muni.tiktak.co.il/web/index.asp?codeclient=1209&codesubweb=0&f=1>

118. 国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）によるカルキリヤ（Qalqilya）のデータ：<http://www.un.org/unrwa/emergency/barrier/profiles/qalqilya.html>

およそ25の近隣集落に約45,000人のパレスチナ人が居住し、カルキリヤの保健、経済、社会、行政サービスに依存する。

119. http://ocha.unog.ch/CAPProjectsPDF/Reports/projectsheets/CAPProjectSheet_834_21924_200998.pdf

120. 参照：<http://www.youtube.com/watch?v=Mb83n4zogds>

121. 参照：<http://www.cpt.org/cptnet/2009/10/02/south-hebron-hills-activists-successfully-accompany-water-convoy-through-south-hebr>

122. http://www.ochaopt.org/documents/ocha_opt_bethlehem_shrinking_space_may_2009_english.pdf

同じく参照：[http://www.reliefweb.int/rw/RWFiles2009.nsf/FilesByRWDocUnidFilename/MVDU-7PD9CC-full_report.pdf/\\$File/full_report.pdf](http://www.reliefweb.int/rw/RWFiles2009.nsf/FilesByRWDocUnidFilename/MVDU-7PD9CC-full_report.pdf/$File/full_report.pdf)

123. 「ニーズの増大、アクセスの縮小：経済活動に対する管理強化」(*Increasing Need, Decreasing Access: Tightening Control On Economic Movement*)、国連人道問題調整局（UN OCHA）2008年1月22日：<http://www.ochaopt.org/documents/Commercial%20Crossings%20V5.pdf>

124. アムネスティ・インターナショナルが2008年4月に町を訪ねた時、住民が二つの主要な懸念としてあげたのが、水不足と移動制限であった。同じく参照：水文学者クレメンス・メッセルシュミッド（Clemens Messerschmid）ハーレツ紙、2008年3月13日：<http://www.haaretz.com/hasen/spages/961667.html>（「たとえばダハリヤ（Dahariya）においては2007年11月に私が尋ねた全員が7月16日が水が蛇口から出てきた最後の日だったと覚えている」）

125. エリ入植地のスポーツ複合施設とスイミング・プールの写真 :

<http://www.shushan.net/eliSite/>

126. 参照 : http://www.ochaopt.org/documents/ocha_opt_protection_of_civilians_weekly_report_2009_10_06_english.pdf, p.2

127. 2000 年 9 月のインディファータ勃発以来、6,000 軒のパレスチナ人の家と広大な開墾地、多くの商業地 (店や作業所、工場など)、公共建物がイスラエル軍によって破壊され、何万もの家や所有物が損傷を受け、多くが改修不能である。

128. http://www.mfa.gov.il/MFA/MFAArchive/2000_2009/2001/2/Joint%20Israel-Palestinian%20Call%20to%20Protect%20Water%20Sup

129. 前日の 1 月 30 日に、イスラエル軍はガザ地区のハーンユニス(Khan Yunis)郊外の果樹園にブルドーザーで入り込み、農業用貯水槽や井戸、ポンプを破壊した。4 日後の 2 月 4 日には、ガザ市近くにある広いミカン畑にブルドーザーで乗り込み、井戸、ポンプ、農業用貯水槽、灌漑網を破壊した。

130. 世界銀行発行。支援者援助団報告書(*Donors Support Group Report*)2002 年 3 月～5 月版

131. 国連衛星プロジェクト(UNOSAT)攻撃地図参照。シェイク・アジリン(Sheikh 'Ajlin)下水処理場の破壊が見て取れる。詳細はこちら

http://unosat.web.cern.ch/unosat/freeproducts/Gaza/Crisis2008/UNOSAT_Gaza_Sewage_Plant_Pre_Post_Map_v12_Highres.pdf

この地図で 2009 年 1 月 10 日以前に出来た攻撃による漏斗孔がため池(70m×150m)の東側に達し、下水の大量流出の原因となり、推定 1.2km 広がっているのがわかる。流出に見舞われた地域は約 5.5 ヘクタールとみられる。

- 132.

<http://unispal.un.org/unispal.nsf/db942872b9eae454852560f6005a76fb/6e287317a63ca2fa8525759100436788?OpenDocument>

133. http://postconflict.unep.ch/publications/UNEP_Gaza_EA.pdf

134. 攻撃はラマラにあるヤーセル・アラファト前議長府攻撃から始まった。イスラエル軍は 4 月 1 日から 4 日にかけて、ベツレヘム、トゥルカレム、カルキリヤ、ジェニン、ナブルスに侵攻した。イスラエル軍は厳しい外出禁止令を出し、その地域を「軍用封鎖地域」とし、ほとんどの場所で外界との接触を禁止し、水や電気の供給を禁じた。アムネスティ・インターナショナルの報告書「監視からの遮蔽—ジェニン・ナブルスにおけるイスラエル国防軍の暴挙—」(*Shielded from scrutiny: IDF violations in Jenin and Nablus*) , 2002 年 11 月発行を参照のこと :

<http://www.amnesty.org/es/library/info/MDE15/143/2002>

135. 支援者援助団(Donor Support Group)はパレスチナ暫定自治政府(PA)、欧州委員会、国連開発計画(UNDP)、世界銀行、国連(中東)特別調査官事務局(UNSCO)、米国国際開発庁(USAID)で構成される。
136. 国連環境計画(UNEP)発行。「被占領パレスチナ地域の環境に関する研究」 29 ページ
(*Desk Study on the Environment in the OPT*):
<http://postconflict.unep.ch/publications/INF-31-WebOPT.pdf>
137. 「監視からの遮蔽—ジェニン・ナブルスにおけるイスラエル国防軍の暴挙—」 (*Shielded from scrutiny: IDF violations in Jenin and Nablus*) , 2002 年 11 月発行。
<http://www.amnesty.org/es/library/info/MDE15/143/2002>
138. 国連パレスチナ難民救済機関(UNRWA)監修。2002 年 WHO 保健関連特別代表者報告書
(Report of the WHO Special Representative and Director of Health)
http://66.102.9.104/search?q=cache:DGNDyZ13PXAJ:ftp.who.int/gb/archive/pdf_files/WHA56/ea56id4.pdf+WHO+SPECIAL+REPRESENTATIVE+AND+DIRECTOR+OF+HEALTH,+UNRWA,+FOR+2002&hl=en&et=clnk&cd=2&gl=uk
139. <http://www.who.int/mediacentre/news/statements/statement04/en/index.html>
140. 国連人道問題調整事務所(UN OCHA)監修。「被占領パレスチナ地域の人道支援の現状 2003 年 1 月 22 日～2 月 15 日版」 (UN OCHA Humanitarian Update Occupied Palestinian Territories) 参照。
<http://www.ochaopt.org/documents/ochaupdate16feb03.pdf>
141. 2004 年 6 月 6 日に OCHA と UNRWA によって行われたラファ人道支援アセスメント *Rafah Humanitarian Needs Assessment*, by OCHA and UNRWA, 6 June 2004:
[http://domino.un.org/UNISPAL.NSF/db942872b9eae454852560f6005a76fb/a18a8d06071986f385256ee7005dbac8/\\$FILE/UNRWA_OCHA_ReportRafahLACC0604.pdf](http://domino.un.org/UNISPAL.NSF/db942872b9eae454852560f6005a76fb/a18a8d06071986f385256ee7005dbac8/$FILE/UNRWA_OCHA_ReportRafahLACC0604.pdf)
142. 11 月 1 日より始まった侵攻はパレスチナ人約 70 人を死に追いやり、約 200 人が負傷した。多くが民間人であった。下記参照のこと。
<http://www.amnesty.org/en/library/info/MDE15/093/2006>
143. 国連開発計画 (UNDP)、 国連中央緊急対応基金(CERF)主導のベイトハヌーンにおける公共インフラ破壊の緊急復興
<http://www.papp.undp.org/en/fsh/54323.pdf> - <http://www.undp.ps/en/fsh/pd/54323.pdf>
2006年、赤十字国際委員会はガザ地区での軍事攻撃によって被害に遭った人々13万4000人超に予備の発電機や燃料を提供し、これを設置した。また給水システムの拡充や修理もあわせて行った。
<http://domino.un.org/unispal.nsf/bc8b0c56b7bf621185256cbf005ac05f/86f76c96ed444>

[31985257272006c6302!OpenDocument](#)

144. _

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE15/061/2006/en/ae67edf-fa03-11dd-b1b0-c961f7df9c35/mde150612006en.pdf>

145. <http://www.irinnews.org/report.aspx?ReportId=80087>
<http://uk.youtube.com/watch?v=YDXqvwJE63I>

146. http://www.shovrimstika.org/testimonies_e.asp?cat=15

147. http://www.shovrimstika.org/testimonies_e.asp?cat=22

148.

<http://www.yesh-din.org/site/images/yesh%20Din%20activity%20report%20Sept%2006-Sept2007%205.pdf> 及び

<http://www.yesh-din.org/report/ASemblanceofLaw-Eng.pdf> 参照

149.

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE15/092/2006/en/ed934f85-d3d2-11dd-8743-d305bea2b2c/mde150922006en.html> 及び

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE15/099/2004/en/c551ba4b-d56a-11dd-bb24-1fb85fe8fa05/mde150992004en.html> 参照

150. 2006 年 9 月 12 日、キリスト者平和をつくる者（Christian PeaceMakers Team）のメンバー、ジョエル ガレッジ（Joel Gullledge）の証言、
<http://vcnv.org/a-week-in-at-tuwani-south-hebron-hills> 参照

151. アムネスティ・インターナショナルの代表団がサンプルを集め、化学物質の種類を確認するためにイスラエル自然保護機関に持ち込んだ。

152. <http://www.ynetnews.com/articles/0.7340.L-3439192.00.html> 及び

<http://www.kibush.co.il/showfile.asp?num=22357> 参照、

写真は <http://www.dailykos.com/story/2007/9/14/21279/4193> 参照

153. 経済的社会的及び文化的権利に関する委員会 一般的意見 15 44 項(b)

154. パレスチナの水部門の事業と計画に関する監査；パレスチナの水部門インフラの戦略的取り組み。2008 年 11 月 18 日、パレスチナにあるノルウェー代表部の基金による。

155. イスラエルがパレスチナ水道局に引き渡したパレスチナの水部門の危機的状況については、国際資金援助団体が認識しており、改善・開発に多額の援助を約束した。

156. このようなやり方は、パレスチナ水法（the Palestine Water Law、Law2/2002）、特

に3条.1項（パレスチナで利用可能な全ての水資源は公共財である。）、4条（水道管の穿孔、水の探査、抜き取り、貯水、脱塩化及び水処理を商業目的で行うことを禁止する、また、許可を得ることなく上下水道施設を操業することは違法とする。）に違反する。

157. http://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/A62/A62_ID2-en.pdf,
http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PNACT359.pdf,
158. 西岸地区の水質モニタリング、2007年のサンプリングに基づく水質汚染評価 (*West Bank streams Monitoring, Stream pollution evaluation Based on sampling during the year 2007*):
http://147.237.72.136/west_bank_rivers_monitoring.pdf
159. 不正行為 (*Foul Play*): http://www.btselem.org/Download/200906_Foul_Play_eng.pdf
160. 締約国 の監査官(State Comptroller), 年次報告書(Annual Report) 40 (1989), 866, 年次報告書(Annual Report)45 (1994), 807, 年次報告書(Annual Report) 46(1995), 530-531, 年次報告書 (Annual Report) 50A (1999), 167-168 (全てヘブライ語による); 『サマリア西部の汚染の可能性がある地下水』 (“Potential Pollution of Groundwater in Western Samaria”), 生物圏- 環境保護省の月刊誌1994(The Biosphere – Monthly Journal of the Ministry of Environmental Protection) (1994) -
http://www.btselem.org/Download/200906_Foul_Play_eng.pdf
161. http://www.btselem.org/Download/200906_Foul_Play_eng.pdf
162. パレスチナ水質部門開発における制約に関するアセスメント (*Assessment of Restrictions on Palestinian Water Sector Development*)
<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/WaterRestrictionsReport18Apr2009.pdf>
163. 参照例: イスラエルのゴミ廃棄場 (*Israel's dumping ground*), アミーラ・ハス , ハーレッツ紙, 2009年11月29日:
<http://www.haaretz.com/hasen/spages/929673.html>
164. ,
http://www.sviva.gov.il/Enviroment/bin/en.jsp?enPage=e_BlankPage&enDisplay=view&enDispWhat=Zone&enDispWho=Wastewater_Treatment&enZone=Wastewater_Treatment
165.
http://www.sviva.gov.il/bin/en.jsp?enPage=e_BlankPage&enDisplay=view&enDispWhat=Object&enDispWho=Articals^l5360&enZone=Wastewater_Treatment
166. イスラエル環境保護省によると、2005年にはイスラエルの廃水の内37 % (1億7600万 m³) が全く浄水されていないか、浄化が不十分である:

http://www.sviva.gov.il/bin/en.jsp?enPage=e_BlankPage&enDisplay=view&enDispWhat=Zone&enDispWho=Wastewater_Treatment&enZone=Wastewater_sub&

167. http://www.btselem.org/Download/200906_Foul_Play_eng.pdf 85 ページ参照

168. 「西岸地区内の土地へのアクセス制限が与える経済的影響」(*The Economic Effects of Restricted Access to Land in the West Bank*) 世界銀行 2008 年 9 月 (特に 37,38 パラグラフ参照)

<http://siteresources.worldbank.org/INTWESTBANKGAZA/Resources/EconomicEffectsofRestrictedAccessstoLandintheWestBankOct.20.08.pdf>

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200304/cmselect/cmintdev/230/230we34.htm>

<http://www.ipcri.org/watconf/papers/geoff.pdf>

169. パレスチナの水道部門の事業と計画の監査；パレスチナの水道部門インフラへの戦略的取り組み。(An Audit of the Operations and Projects in the Water Sector in Palestine: The Strategic Refocusing of Water Sector Infrastructure in Palestine) 2008 年 11 月 18 日、パレスチナにあるノルウェー代表部の基金による。

170. <http://unispal.un.org/unispal.nsf/bb6fele72803131885256c380071d04c/c8216cc87ec70ae88525745f00455489?OpenDocument>

171. 「キャスト・レッド (Cast Lead)」作戦は 2008 年 12 月 27 日に始まり、2009 年 1 月 18 日に終わった。

172. イスラエルの被占領パレスチナ地域に対する国際人権法の適用拒否は、被占領パレスチナ地域のパレスチナ人にも重要事項であり、同地域に住むイスラエル人にこれらの条約が適用されないことは今まで問題になっていない。

173. 「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」による見解総括 国連文書 E/C.12/1/Add.90 15,19項、 国際司法裁判所の助言的意見「被占領パレスチナ地域での壁の建設の法的重大性」(*Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory*)参照：www.icjci.org、パラ112。

174. 国連経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の一般的意見第 15 参照：「水に対する権利」国連文書 E/C.12/2002/11, 2003 年 1 月 20 日、3 項。

175. 「児童の権利に関する条約」第 24 条において以下のように規定されている。「基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと」。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 14 条において、

この条約の締約国は女性の権利を確実なものとするために「適当な生活条件、特に、（中略）水の供給を享受する」ことを規定している。

176. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会における一般的意見第 15 号 3 項。委員会は「この権利はまた、国際人権章典に掲げられたその他の権利と併せてとらえるべきであり、その最たるものは生命権と人間の尊厳である」と言う。

177. 同上 2 項

178 . 同上 12 項

179 . WHO の定義によれば、家庭や公共サービスで必要な水の最低量は一人当たり 1 日 100 ～150 リットルである。WHO は飲料水の質に関するガイドラインを作成している。（飲料水の質に関するガイドライン 2000 年版：

http://www.who.int/water_sanitation_health/dwq/gdwq3rev/en/index.html)

また住居から水源までの距離に基づいた水アクセスのアセスメントについてもまとめている（水源から 1 キロを超える場合は水にアクセスできないとしている：

http://www.unhchr.ch/html/menu2/6/who_ohchr.pdf)

180. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会における一般的意見 15 21 項。

181. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会における一般的意見 15 21 項。

182. 同上

183. 同上 56 項

184. 同上 23 項

185. 同上

186. 同上 25 項

187. 同上 37 項

188. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会 最終見解 イスラエル 2003 年 5 月 5 日～23 日

国連文書(E/C.12/1/Add.90)、25 項と 41 項。

[http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/\(Symbol\)/E.C.12.1.Add.90.En?OpenDocument](http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/(Symbol)/E.C.12.1.Add.90.En?OpenDocument)

189. 同上 6 項

190. 同上 7 項、一般的意見 12 十分な食料に対する権利 12 項、13 項

191 . 一般的意見第 14

192 . 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会 一般的意見第 12
国連文書 (E/C.12/1999/5)。

193 . ローマ規程第 8 条 2 項(b)(viii)

194. イスラエルは追加議定書をまだ批准していない。しかし第 54 条は慣習法を反映している。国際赤十字委員会 慣習国際人道法(*Customary International Humanitarian Law*) 第一巻:規則;規則 54 参照

195. イスラエルは、この条約は締約国の主権領土にのみ適用されると主張してきた。そしてこれまでヨルダンとエジプトが西岸地区とガザ地区に主権がおよばなかったように、これらの地域は国際法の下に占領地域とみなされないと主張している。

http://www.israelemb.org/public_affairs/FAQ/currentFAQ.html#8

196. ジュネーブ第 4 条約締約国会議宣言、2001 年 12 月 5 日パラグラフ 3

197. 参照例: 1980 年 3 月 1 日の国連安全保障理事会決議 465(1980)、1990 年 12 月 20 日の国連安全保障理事会決議 681(1990)、1992 年 12 月 18 日の国連安全保障理事会決議 799(1992)

198. 土地と水は主要問題の一つであり最終的地位交渉に残されたが、交渉はまだ開始されていない。

199. http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/1110568.stm

200. CESCR,E/C.12/1/Add.27, パラグラフ 8

201. 経済的、社会的及び文化的権利に関する権利委員会 最終見解、イスラエル、2003 年 5 月 5 日～23 日(E/C.12/1/Add.90)、15 項および 31 項:
[http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/\(Symbol\)/E.C.12.1.Add.90.En?Opendocument](http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/(Symbol)/E.C.12.1.Add.90.En?Opendocument)

202. 同上、31 項

203. E/C.12/1/Add.69、12 項

204. 世界銀行専門報告 World Bank Technical paper No.415:
http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2000/02/24/000094946_99030406411154/Rendered/PDF/multi_page.pdf

205. 1997 年 5 月 21 日に国連総会で採択された。総会決議 51/229(A/51/49)は:
http://untreaty.un.org/ilc/texts/instruments/english/conventions/8_3_1997.pdf

206. 第 5 条および第 6 条

207. 第 7 条

208. 第 8 条

209. 第 21 条

210. 第 10 条

211. 国連国際法委員会(UNILC)は 1970 年にこの条約を作り上げる作業を始め、1994 年の国連総会に最終法案を提出した。さらに 3 年の年月をかけて国連総会は条約文を仕上げた。

212. 第 2 条(a)

213. 1994 年、制限された越境地下水についての国連国際法委員会決議

214. ステファン マキャフリー(Stephen McCaffrey)「*国際水路に関する法：非航行的利用*」(*The Law of International Watercourses: Non-navigational Uses*) オックスフォード大学出版 2001 参照

215. 1997 年 9 月 25 日 The Gabčíkovo-Nagymaros Project(Hungary-Slovakia)に関する事例 パラグラフ 78: <http://www.icj-cij.org/docket/files/92/7375.pdf>

216. 「関連性のない」地下水には、その水が地表水流(河川や湖水のような)に水文学的関連がない帯水層が含まれる。言い換えれば、山岳帯水層のような「関連性のない」帯水層にある水は雨や雪解け水から直接できていると言え、地表水流に水を運びこむことはない。

217. この問題に関する国際法委員会(ILC)活動の詳細は、<http://untreaty.un.org/ilc/guide/85.htm> 参照

218. http://untreaty.un.org/ilc/texts/instruments/english/draft%20articles/8_5_2008.pdf 2008 年 8 月に国連国際法委員会(UNILC)は草案の解釈書も採択した。

219. 2008 年 12 月 11 日の国連総会決議 63/124
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N08/478/23/PDF/N0847823.pdf?OpenElement>

220. 第 5 条 2 項 それぞれの要素にどれ位の重きを置くかは、ある特定の越境帯水層または帯水層系に関してその要素が他の要素と比べてどれ位重要性があるかで決定されるべ

きである。何が公平かつ合理的な利用かを決定する際には、全ての関連要素が考慮されなければならない、決定は全ての要素に基づいてなされなければならない。しかしながら、帯水層または帯水層系の様々な利用について考えるとき、人の死活に関わるニーズに特別な配慮がなされるべきである。

221. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会における一般的意見 15 21 項

222. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会における一般的意見 15 21 項

223. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会における一般的意見 15 42 項

報告書原文は、

<http://www.amnesty.org/en/library/info/MDE15/027/2009/en>

この報告書の翻訳作業に携わって下さったYWCA語学ボランティアズ I L Vの方々に御礼申し上げます。



TROUBLED WATERS –
PALESTINIANS DENIED FAIR ACCESS TO WATER

Amnesty International
International Secretariat
Peter Benenson House, 1 Easton Street, London WC1X 0DW,
United Kingdom

翻訳監修：社団法人アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目2 共同ビル（新錦町）4F
TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778
info@amnesty.or.jp
<http://www.amnesty.or.jp/>
